

予算特別委員会（第3分科会）記録

- | | |
|------------|----------------------------|
| 1. 会議の日時 | 令和7年3月10日（月）午前10時0分～午後4時6分 |
| 2. 会議の場所 | 第1委員会室 |
| 3. 会議の議事 | 下記のとおり |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり |

協議事項

（こども家庭局）

1. 予算第1号議案 令和7年度神戸市一般会計予算（関係分）
2. 予算第5号議案 令和7年度神戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算
3. 陳情第113号 子供と職員の人権を守るための予算を大幅に増やし、自治体の責任で安全・安心な保育の実現を求める陳情

出席委員（欠は欠席委員）

主査	松本 のり子			
副主査	諫山 大介			
分科員	森田 たき子	のまち 圭一	なんの ゆうこ	木戸 さだかず
	浅井 美佳	坂口 有希子	香川 真二	上原 みなみ
	さとう まちこ	平野 達司	上 畠 寛弘	宮田 公子
	赤田 かつのり	住本 かずのり	五島 大亮	平野 章三
	平井 真千子	壬生 潤		
委員長	高瀬 勝也			

議 事

（午前10時0分開会）

○主査（松本のり子） おはようございます。

ただいまから予算特別委員会第3分科会を開会いたします。

なお、香川委員より、通院のため遅刻する旨の届出がありましたので御報告申し上げておきます。

（こども家庭局）

○主査（松本のり子） それでは、日程によりましてこども家庭局関係の審査を行います。

なお、予算特別委員会に送付され、本分科会が審査を担当することになっております、陳情第113号については、保育現場における1歳児の配置基準が5対1になるよう神戸市独自の予算をつけることを求める趣旨であります。陳情の具体的な内容につきましては、陳情文書表を御参照願います。

それでは、予算案及び陳情1件について、一括して当局の説明を求めます。

局長、着席されたままで結構です。

○中山こども家庭局長 おはようございます。こども家庭局でございます。よろしくお願いたします。着席させていただきます。

それでは、こども家庭局所管の令和7年度各会計の歳入歳出予算、陳情1件につきまして、一括して御説明を申し上げますので、令和7年度予算説明書の2ページを御覧ください。

初めに、令和7年度こども家庭局予算編成についてですが、少子化・人口減少社会の進展、共働き世帯の増加、児童虐待や子供の貧困など、子育て家庭や子供の育ちをめぐる環境が大きく変化する中、子育てに対する不安・孤立感を解消し、子供の特性・意見や地域の実情を踏まえながら、よりよい育ちを実現するための支援が求められています。

昨年12月に本市は民間企業が実施した、共働き子育てしやすい街ランキングの調査で全国1位となりました。令和7年度予算においても、引き続き、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を充実・提供することで、全ての子供が健やかに自分らしく成長でき、誰もが安心して子供を産み育てられるまちの実現を目指していきます。

続きまして、令和7年度の主要施策につきまして御説明申し上げます。なお、新規・拡充事業を中心に御説明いたしますので、御了承願います。

4ページを御覧ください。

1. ライフステージに応じた切れ目のない支援といたしまして、(1)見守り支援・親と子の健康確保増進、(2)産後ケア事業として、育児支援や児童虐待予防のため、助産所等への委託料を増額し、利用申請開始時期を出産後から妊娠8か月に前倒するとともに、(5)1か月児健康診査費用助成として、1人当たりの助成費用を上限4,000円から6,000円に増額します。

(2)教育・保育の提供体制、(1)保育人材確保・定着支援として、5ページに移りまして、⑧保育士等の処遇改善では、保育士等の雇用確保及び離職防止のため、人事院勧告を踏まえた職員の処遇改善を行います。また、(3)保育士の配置改善として、職員の平均経験年数が10年以上等の要件を満たす施設が、1歳児クラスの保育士配置を6対1から5対1に改善した場合、給付費を加算するとともに、(5)病児保育事業の拡充として、2か所の新規整備を行うとともに、施設

運営の安定化を図るため、施設への補助を拡充します。

（3）放課後こども対策の推進、（1）学童保育等に対する受入れ体制として、新たに学校図書館を放課後の居場所として活用し、学童保育利用者に限らない全ての児童の受入れをモデル的に実施します。

6ページに移りまして、（2）夏休み限定の学童保育事業として、夏休み期間のみの学童保育の受入れ可能施設数の拡充を行うとともに、夏休み期間中の昼食提供の拡大に向けたモデル事業を実施します。また、（3）学童保育におけるスポーツ体験事業として、学童保育において児童の外遊びを促進することを目的に、新たに様々なスポーツを楽しむ機会をモデル的に提供します。

（4）子育て世帯の経済的負担の軽減、（1）高校生等通学定期券補助の拡充として、市内在住の高校生等が市外高校等に通う場合、半額補助に拡充するとともに、（2）保育料の負担軽減として、若年共働き世帯等の所得に応じた保育料の引下げを行います。

7ページに移りまして、2. こども・子育て世帯の状況に応じた支援といたしまして、（1）児童虐待防止・社会的養育の推進、（1）児童虐待対応体制の強化として、児童虐待対応等に係る職員を7名増員するほか、児童相談システムを再構築するとともに、児童虐待事案の情報を警察と共有するためのシステム機能を追加します。また、（2）里親委託の推進として、養育里親へのリクルートや里親制度の広報・啓発、里親家庭への支援の充実に取り組み、特に乳幼児期の子供の委託を重点的に進めます。

（2）発達が気になるこども等への支援充実、（1）発達相談支援体制の充実として、こべっこ発達専門チームによるモデル事業を中部地域まで拡充し、市内全域に展開します。また、（3）インクルーシブ保育の充実として、①すこやか保育の充実では、保育士加配補助の拡充に加え、手帳等を所持しない児童を預かる保育施設に保護者同意不要の補助制度を創設するとともに、②保育所等における医療的ケア児の受入れでは、新たに1施設確保し、合計22施設で受入れを行います。

（3）ひとり親家庭等への支援充実、（1）ひとり親家庭等低所得子育て世帯の大学等受験料補助として、新たに児童扶養手当受給世帯や住民税非課税世帯に対し、大学等受験料の支援を行います。

9ページに移りまして、3. やってみたいを支える、こどもを主体としたまちづくりといたしまして、（1）まちなか自習室として、カフェなどの民間施設を対象に、中高生が自習スペースとして無料で利用できる新たな仕組みづくりを行うとともに、（4）こどもの居場所づくりとして、事業に取り組む地域団体等に対し、食材高騰の影響も踏まえた支援を行います。

10ページに移りまして、4. 神戸ならではの子育てが楽しめる環境づくりといたしまして、（1）児童館のさらなる活用として、新たに外国人などを活用した英語学習や国際交流の機会を提供します。

続きまして、12ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算一覧につきまして御説明申し上げます。

なお、計数につきましては、100万円未満を省略して御説明申し上げます。

歳入予算額は878億9,900万円、歳出予算額は1,473億600万円を計上いたしております。

なお、以下13ページから23ページにかけては一般会計の計数の詳細を、24ページには債務負担行為の詳細を記載しておりますので、後ほど御参照ください。

26ページを御覧ください。

特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費の歳入歳出予算一覧につきまして御説明申し上げま

す。

本事業費は、独り親家庭及び寡婦に対する就学資金等の貸付けに要する経費で、歳入歳出予算とも3億700万円を計上しております。

なお、27ページから30ページにかけては、特別会計の計数の詳細を記載しておりますので、後ほど御参照ください。

続きまして、陳情第113号子供と職員の人権を守るための予算を大幅に増やし、自治体の責任で安全・安心な保育の実現を求める陳情につきまして御説明申し上げますので、お手元の陳情文書表を御覧ください。

1歳児の配置基準がせめて5対1になるように、神戸市独自の予算を早急につけることですが、国は1歳児の配置基準について、令和6年度から令和8年度までの3年間、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進めるとしています。令和7年度の公定価格において、新たに1歳児配置改善加算を措置していますが、職員の平均経験年数が10年以上等の要件があり、全ての施設が対象となるわけではありません。保育の質の確保に向け、国の責任により、全自治体で実施すべきものであるため、全施設において配置基準の改善に必要な財源を確保するとともに、加算要件を緩和するよう、引き続き国に対して要望していきます。

以上、こども家庭局所管の令和7年度各会計の歳入歳出予算、陳情1件につきまして御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○主査（松本のり子） 当局の説明は終わりました。

引き続き、順位により質疑を行います。

なお、委員会運営の効率化のため、当局におかれては簡明な答弁に努めるとともに、適当なものについては担当部課長からも答弁されるよう、この際、特に申し上げておきます。

また、質疑者が要望にとどめた項目については、コメントを要しませんので、念のため申し添えておきます。

また、委員各位におかれては、質疑の要点をおまとめの上、簡明にお願いいたします。

本日は、私自身も質疑者となっておりますので、その間の分科会の運営につきましては、諫山理事に行っていただくことにいたしたいと存じますので、御了承願います。

それでは、坂口委員、どうぞ。

○分科員（坂口有希子） おはようございます。公明党の坂口有希子でございます。一問一答で行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、すこやか保育制度についてお伺いいたします。

近年、集団保育の中で、特に配慮が必要な子供が増加しています。本会派では、保育に関わるスタッフ配置のための補助制度の対象を、保育士に加えて、看護師や心理士等の専門職にも拡大することや、現在の制度では、保育士の加配対象とならない子供を預かるケースへの補助の拡充についても提案してまいりました。

令和7年度予算案では、保育士加配に係る補助単価について、子供の状況に応じた金額を見直すことや、療育手帳等を所持していない子供の受入れに関する補助制度の創設等が示されました。

これらの方針を踏まえ、本会派の要望に対する令和7年度の具体的な取組についてお伺いいたします。

○中山こども家庭局長 本市では1978年——今から約50年前でございますが、全国に先駆けて特別な配慮を要する児童に対し、他の児童との集団保育の提供を行うため、必要な支援を行うすこや

か保育制度を創設し、保護者や施設の御意見や御要望を反映させながら、時代の変化に応じて適宜制度拡充を図ってまいりました。令和7年度予算においては、手帳等を所持しないものの、発達の気になる子供が急増していることなどに対し、議会での御議論、さらには関係団体からの御要望を踏まえ、施設の負担軽減や対応力向上の観点から、制度拡充を図ったところでございます。

これまでの御要望への具体的な取組を申し上げますと、1点目のスタッフ加配の補助対象の拡充については、保育士に限定している資格要件を緩和し、看護師や心理士等についても対象とすること、2点目のすこやか保育の対象外であるが集団になじみにくい子供を受け入れる施設への支援については、保護者同意不要の新たな補助メニューを創設するとともに、各施設における発達支援保育リーダーを養成する研修を新たに実施し、施設の対応力の向上を図ること、3点目の巡回指導体制の強化については、現行の2チーム5名から3チーム8名に増員し、受入れを行う全施設を年1～2回巡回できる体制を構築するとともに、心理士や言語聴覚士等の外部の専門家の同行回数を増やすこととしております。

○分科員（坂口有希子） ありがとうございます。また、様々な制度の拡充もありがとうございます。特に保護者の同意がなくても4万円の加配ができるということで、現場の皆様からも大変助かるとの声もお聞きしております。また、先ほどありました制度改正案においても、手帳を所持している重度または中度の障害がある子供を受け入れる場合の補助額が月額21万円、軽度の障害の場合は月額14万円、このたび創設しようとしている手帳等を所持していない子供の場合が、先ほど申しました月額4万円とのことであります。補助額をそれぞれこの金額に設定した根拠についてお伺いいたします。

○岩城こども家庭局副局長 本市では、特別な配慮が必要な児童を他の児童と一緒に集団の中で見守ることが、当該児童の成長・発達を促進する上で重要と考えておりまして、すこやか保育制度において保育士確保のための補助制度を設けております。御指摘のとおり障害の程度に応じまして、月額21万円と14万円の補助単価を設定しておりますが、これは国基準において、フルタイムの保育士を1人配置する費用が月額42万円であることを根拠としてございます。補助額の算定上ですね、重度または中度の障害の場合は、子供2人に対しまして1人のフルタイムの保育士を加配ができるよう、42万円を子供2人で割りまして月額21万円、軽度の障害の場合は、子供3人に対しまして1人のフルタイムの保育士を加配できるということで、42万円を子供3人で割って、月額14万円を補助額としているところでございます。

実際にはこの補助金を活用しまして、複数のパートタイム保育士を加配している施設もございます。

一方、令和7年度より創設する新たな補助メニューは、障害者手帳等を所持しないが、集団になじみにくい子供を受け入れる施設を対象として、カウンセラーの派遣などにより施設の職員の対応力向上を支援することを目的としたものでございます。

そうしたことから、先ほど御説明をいたしました42万円を子供の人数で割るという算定方式ではなく、各施設において1か月に1回カウンセラーの派遣を依頼するのに必要な経費として、月額4万円を補助額としたところでございます。

○分科員（坂口有希子） ありがとうございます。21万円と14万円は子供の数で割っているということで、大体理解させていただいたんですけども、今回の制度の見直しにおいての財政負担の増加が懸念されるんですけども、財源はどのように確保するのかお伺いいたします。

○岩城こども家庭局副局長 御承知のとおり、すこやか保育の対象となる子供は年々増加をしてお

りまして、令和元年度から令和5年度までの5年間で1.4倍、820人から1,137人ということで、317人増となっておりますけれども、そうした中でもこれまで必要な財源は措置をしてきたところでございます。御指摘のとおり令和7年度予算におきまして、障害者手帳——これ中度認定の子供の補助単価については、施設の負担に応じまして従来の月額14万円から重度と同様の21万円に引き上げることによりまして、財政負担が0.5億円増加をしております。そして、障害者手帳等を所持しないが集団になじみにくい子供を受け入れる施設に対しまして、月額4万円を支給する補助制度の創設によりまして、財政負担が3.1億円増加をしているといったところでございます。

一方ですね、これまで手帳等を所持しないために、状況調査によりまして、すこやか保育制度の対象にしてきた子供については、令和7年度以降は新たな補助金に統合するなどによりまして、これまでのすこやか制度を見直しまして、1.7億円の減となっております。合計で約2億円の増加という形でございます。

これは制度を見直さない場合でも、すこやか保育の対象児童の自然増によりまして、2億円の増額が必要であったと推計をしております、この範囲内で新たな財政負担を生むことなく、様々な課題に対応する再構築を図ることができたというふうに考えてございます。

○分科員（坂口有希子） ありがとうございます。先ほどの御説明で、今回の改正において、新たな財源負担を生むことがないとの御答弁でございましたけれども、すこやか保育対象児童は増加の傾向にあるとのことです、すこやか保育制度についても、今後、必要な財源がしっかりと確保されるよう要望いたします。

また、創設された月額4万円の補助金の目的は、新たに手帳等を所持していないけれども、集団保育の中で特に配慮が必要な子供を預かる保育施設を支援するためと理解しています。しかし、対象となる子供を決定するための基準が不明確になったり、保育園側の事務手続が煩雑化し、アセスメントシートの作成などにおいては、保育園側の負担増になったりすることはないかと懸念しております。対象となる子供を決定するための基準と、園側からの申請事務手続についてお伺いいたします。

○花房こども家庭局幼保振興課長 まず、決定基準でございますが、月額4万円の補助金の対象となる子供の決定に当たりまして、施設にはアセスメントシートを作成していただき、市に提出していただく予定にしております。このアセスメントシートは、発達の気になる子供の生活習慣、こだわり、言葉など7項目、計25の設問につきまして、担当保育士が該当の有無をチェックするシンプルな様式にしておりまして、現在、専門家の御意見を聞きながら作成中でありまして、3月中には完成の予定でございます。

チェック数によりまして、補助の対象とするかどうかを決定いたしますが、幾つチェックが入れば対象とするのか、またどの項目にチェックが入れば必ず対象にするのかなどについても専門家の助言を踏まえて最終的に決定する予定でございます。

チェックシートでは併せて客観性を担保するために、公的な機関が発行する通所受給者証などの有無についてチェックを入れる欄も設けております。加えて、アセスメントシートの作成の参考にしてもらうガイドブックも専門家の助言の下、作成中でございます。

次に、事務手続でございますが、すこやか保育制度では、まず保護者の説明、次に、区役所への申請、さらにはこども家庭センターでの発達検査やこども家庭局での判定などの手続をまとめておりますけれども、この新しい補助金では、必要書類を施設から直接オンラインで市のほうに提出していただくなど、事務手続の簡素化を図られる予定にしております。

以上です。

- 分科員（坂口有希子） ありがとうございます。アセスメントシートについては、現場の保育士さんもまだ中旬ということで——4月からですので、まだちょっと見てなくて不安に思っていますというお声もお聞きいたしました。すごいシンプルで簡素化をされておりますし、またオンラインで申請ができるということで、現場の保育士さんも御安心されると思いますので、本当に現場の皆様は大変ですので、本当に皆様の手を煩わさないように、またよろしくお願いたします。

また、このたびのインクルーシブ保育推進の視点で取り組まれた今回の制度見直しについては、大変評価しております。ただ、これは新たな試みであり、その運用状況について、神戸市としても現場の保育関係者の声もよく聞き、今後、必要があれば改善に向けて柔軟に対応していただきたいと考えますが、御見解をお伺いたします。

- 北林こども家庭局部長 すこやか保育については、かねてより関係団体から保護者同意の手続を、他都市の事例も参考にしながら簡素化できないかという要望をいただいていたところでした。今回の見直しに当たっては、関係団体の代表者との意見交換を6回にわたり開催しました。その中で最近、すこやか対象児でないものの集団になじみにくい子供が増えてきており、そうした子供についても手厚く見守っていく必要があるということであったり、発達検査を受けたが、すこやか保育の基準に該当しなかった子供と保護者に、毎月自前でカウンセラーを呼んで相談やサポートを実施しているなどの、切実な声を多くいただいたところでした。

また、医師や学術経験者などの専門家からは、集団になじみにくい子供が増える中、保育士加配による支援だけでなく、現場の対応力向上につながる支援が必要であり、また新たな補助メニューでは、保護者同意は求めないが、子供の成長や発達について保護者としっかり話し合うことは必要であるなどの助言をいただいているところでした。

今回の制度拡充については、次期事業計画に掲げているインクルーシブ保育の実現に向けた第一歩と考えており、引き続き、関係団体の代表者と意見交換を密に行うとともに、巡回指導などの機会に、現場の意見や課題を丁寧に聞き取り、運用状況をきめ細かく把握し、必要に応じて改善に向けた柔軟な対応を検討してまいりたいと考えております。

- 分科員（坂口有希子） 巡回指導の折などに、現場の課題もお聞きしていただけるように柔軟な対応も取っていただくということで、ありがとうございます。

先ほども申しましたように、新たな制度になりますので、現場の皆様は大変不安に思っておられますし、今回またはっきりとした線引きも——線引きというか何て言うんですかね、すみません、言葉が出てこない——ありますので、しっかりとまたその辺も現場の声も聞きながら、柔軟な対応をしていただきますようによろしくお願いたします。

次に、病児保育事業についてお伺いたします。

病児保育事業については、子育て世代でも制度の存在、制度内容、利用方法を御存じない方もまだおられることから、広報・周知の取組が必要であるのではないかと、昨年10月の決算特別委員会においてその必要性を指摘いたしました。こども家庭局からは、従来の広報媒体やSNSの投稿を活用しながら、広報を充実させていきたいとの御答弁がありました。広報に関するその後の取組状況についてお伺いたします。

- 中山こども家庭局部長 病児保育は、仕事をしている保護者にとりまして、いざというときの支えになる事業でございます。やはり、知らなかったということがないように、広報の充実を図ることは、大変重要であると考えております。このため、妊娠届の提出時、区役所の窓口において、

看護職から母子手帳と共に子育てサポートプラン、こうべ子育て帳などお渡しし、病児保育を含めて様々な支援やサービスについて御案内をしております。また、子育て応援サイトこどもっとKOBÉにおきまして、実際に病児保育に預けた様子を利用者やスタッフの声とともに紹介するほか、インスタグラム、ここならチャットKOBÉ、またこうべ子育て応援LINEにおきまして、病児保育の案内を複数回、節目に実施をしております、それとともに新規に開設をした場合などにも情報提供を行っているところでございます。

また現在、チラシのデザインを分かりやすく、目を引くよう見直しを行っております。あわせて、新たにポスターも作成し、近々、医療機関・保育施設・学童保育等で掲示をしていただく予定にしております。さらに、ホームページも見直す予定で、地図や事前登録の方法など分かりやすいものとさせていただきます。

また、7年4月から6月には利用者へのアンケートに加えまして、病児保育を利用したことがない方も含め、広く一般市民へのオンラインアンケートを実施する予定でございます。このアンケート自体が病児保育を知っていただく機会になるというふうに考えております。病児保育の認知度というのは、年々上昇してきておりますけれども、今後も病児保育を必要とする保護者にしっかりと届けられるように、広報の充実、SNS等も有効に活用しながら、広報の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○分科員（坂口有希子） 様々な広報に取り組んでいただきまして、ありがとうございます。チラシも目を引くようにしてくださっているとか、またポスターの掲示や、ホームページも分かりやすくしてくださったということで、ありがとうございます。また、アンケートも取っていただくということで、このアンケートで様々な保護者の皆様に周知していただけたらなと思うんですけども、決算特別委員会でも、私これを質問させていただきまして、保護者の皆様にもお会いするたびに病児保育のこととかもお聞きしてるんですけども、まだまだ知らなかったわっていうお声もらはらお聞きしております。せっかくの病児保育事業ですので、本当に皆様に知っていただけたらと思いますし、また、それぞれの施設が市民の皆様によく利用されていくべきだと考えております。

その中で、利用者数・利用状況について事前にこども家庭局に確認しましたところ、施設ごとに開きがあることが分かりました。施設の立地条件や病床数等、一定の差が生じることは理解できますが、公費による整備・運営支援を行う事業である神戸っ子すこやかプラン2029（案）では、利用者数が今後5年間も増加傾向にあると試算されています。全市的に引き続き高いニーズが見込まれているため、現状をどのように理解しているか、また今後、どのような対応をしていくのかお伺いいたします。

○岩城こども家庭局副局長 病児保育の利用者は年々増えてきているところでございまして、新型コロナウイルスの影響で、ここ数年利用者を大きく減らしております。令和5年度に1万4,542人と、利用人数は新型コロナウイルス影響前の令和元年度を超えまして、令和6年度もですね、施設数が増えたということもありまして、利用人数につきましては、令和5年度を超える見込みでございます。

少子化の影響で児童の数は減少していくところですけども、共働き世帯の割合が高くなっておりまして、病児保育事業については、引き続きニーズがあるというふうに考えてございます。

ただ一方ですね、立地条件に加えて、保護者の就労形態などに地域差があり、利用人数が多い施設と少ない施設があるという状況でございます。各施設には定期的に実施状況の把握のために、

個別訪問などを行っておりまして、そういう機会を通じまして利用の少ない施設の課題や御相談も伺っていききたいというふうに考えてございます。

また、先ほど御答弁させていただいたとおり、今後も病児保育を必要とする保護者がより利用しやすいように、ホームページの見直しなど広報に力を入れるとともに、アンケートで市民のニーズや課題を具体的に把握することも併せまして、利用率の向上に努めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

- 分科員（坂口有希子） ありがとうございます。施設がありましても、やはりその差がありますので、そこもしっかりと、さっき言っていただいたように把握をしていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。また、先ほど神戸市のホームページ上でも病児保育について掲載してくださっているということなんですけれども、そこに病児保育の利用に当たっては事前登録が求められております。これは子供を安全かつスムーズにお預かりするためとのことなんですけれども、この事前登録という言葉を見まして、お母様方から、事前登録してないから利用できへんの違うかなとか、また事前登録がちょっと面倒くさいとか大変ではないかっていうのを考えて制度を利用しないお母様からのお話もお伺いしたことがございます。

本日の質疑に先立ちまして、こども家庭局にもお聞きしましたところ、前日までに事前登録をしていなければ、もう絶対に利用できないというほど強い意味を持つものではなく、また事前登録自体もさほど複雑ではないということが分かりました。事前登録を求める理由や必要性は理解できますので、その趣旨や手続など、利用しようとする市民の方にもうまく伝わるよう、もっと簡素化するとか——事前登録という言葉が先走ってしまいますので、御利用する保護者の皆様が利用しやすいようなホームページに変えていただけたら大変助かるかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、こべっこ発達専門チームについてお伺いいたします。

こべっこ発達専門チームは、増加する子供の発達相談、検査による待機期間の長期化に対応する方策として、令和5年10月に垂水区・西区でモデル事業として開始しました。今年度には東灘区・灘区に拡充することで、身近な区役所等で発達相談を行い、その子に合った専門機関を紹介する取組等を行っています。

令和7年度予算案では、それ以外の中部エリア、中央区・兵庫区・北神地域を含む北区・長田区・須磨区への拡充が示されており、発達相談の待機期間は、かつては半年近くに及ぶこともありましたが、現在では各区でおおむね2か月程度にまで短縮されると聞いています。

その上で、このたび中部エリアにも拡充する目的と、中部エリアで行う具体的な事業、サービスの内容についてお伺いいたします。

- 土井こども家庭局家庭支援課課長 子供の発達に関する保護者からの御相談が増えておりました療育センターとこども家庭センターの待機期間の長期化が、かねてより課題となっておりましたので、医師・保健師・心理士・福祉の専門職で構成をするこべっこ発達専門チームを令和5年4月に立ち上げました。委員おっしゃっていただきましたとおり、令和5年10月から垂水区と西区の西部エリアで、この発達相談のモデル事業を開始いたしまして、昨年6月から、東灘区と灘区の東部エリアにも拡充をして取り組んでおります。

このモデル事業の目的は3つございまして、1つは療育センターとこども家庭センターの待機期間を短縮すること、それから2つ目は、保護者の不安を軽減し早期に適切な支援先につなぐこ

と、3つ目に、モデル事業で得られました知見・ノウハウを全市に展開をいたしまして、地域の関係機関の対応力の向上を図るといったことを目指しております。

このモデル事業を実施いたしまして、昨年12月末までの1年3か月の間で約420件の相談に応じてまいりました。

このうち専門的な診療、あるいは検査が必要であるとして、療育センター、またはこども家庭センターを御紹介したケースが4割、約180件になっておりまして、残りの6割、約240件につきましては、区役所の保健師によるフォロー、あるいは地域の児童発達支援などの福祉サービスの利用を御紹介するといった対応を行っております。

その結果としまして、各センターの待機期間が短縮をし、特にモデル事業が先行しております西部療育センターについてですけれども、現状2か月を待たずして対応できるケースも出てきておりまして、この西部エリアでは当初目標としておりました待機1～2か月以内といったところが実現をしております。このことは待機期間の短縮が進むということで、重症度、あるいはリスクの高いお子さんがより早期に医師の診察や訓練を受けられるようにつながっているものと考えております。

委員からの御質疑の中部エリアの拡充につきましてですが、このような専門チームの取組によりまして、保護者の不安を軽減しながら、適切な支援先につなぎ、待機期間につきましても全市で1～2か月以内を目指していきたいということで、令和7年10月からモデル事業をさらに拡充をしていきたいと考えております。

実施内容につきましては、現在西部、それから東部エリアで行っております家族相談を中部エリアでも展開をするという予定で考えております。

○分科員（坂口有希子） ありがとうございます。昨年は420件の御相談で、そのうち専門的な機関に行かれたのが4割の180件ということで、すごいたくさんの方だと思えますけれども、御相談いただいたと今お聞きいたしました。また、そういった中で拡充していただくのは大変ありがたく思っております。

また、待機期間が前は6か月だったということで、保護者の方からも大変、もっと早くできないかという声もお聞きした方もいらっしゃるということで聞いておりますので、本当にこの拡充、しっかりと対応していただけたらと思います。また、こべっこ発達専門チームが西部エリアでモデル事業を開始して1年半近くたちますが、このたびの市内全域への拡大に当たっては、この間に得られた成果や課題を生かしていくことが求められていると考えます。当局が考えるこの間の成果・課題・利用者の意見にはどのようなものがあつたか、そしてそれらをどのように今後を生かしていくのか御予定をお伺いいたします。

○三品こども家庭局部長 御指摘のとおり、このモデル事業で得られた成果を全市で共有し、把握できた課題を次の改善に結びつけていくことが重要と考えております。

まず、利用者に関する成果についてですが、これまでは発達が気になるという御相談から障害などの専門的な御相談まで、幅広い相談が療育センターとこども家庭センターに集中しまして、受診まで長く待機せざるを得ない状況が続いておりました。専門チーム発足後は、このような相談に対し、チームの専門職が予約からおおむね1か月以内でこの専門チームの相談に応じることができているという状況です。

また、専門チームで対応したケースの約6割を身近な地域の支援先につないでおり、保護者の安心につながっているものと考えております。

実際に利用した保護者の方からの意見としまして、区役所で相談でき、専門職から具体的な助言も受け安心できたであったり、相談終了後、そのまま区役所内で児童発達支援事業所を利用する手続も済ませることができて便利であった、また、療育センターの利用を紹介されたが、市側で相談内容を共有してくれるため、改めて自分で予約・説明する負担が減りよかった、また、スマートフォンで手軽に申込みと相談予約ができたなどのお声をいただいております。

また、支援者に関する成果としましても、この専門チームの取組によりまして市の専門機関が余力を生み出すことにつながり、ひいては重症度やリスクの高い子供への支援に早期に注力することができるようになってきているものと考えております。

一方課題についてですが、地域の関係機関の対応力向上と人材育成が挙げられます。そのため各区の乳幼児健診に執務する保健師・心理士を対象とした発達支援研修会を開催しているほか、医療機関や保育・教育団体、福祉関係事業所が集まる会合等の場で、専門チームの取組を説明するなどしてきております。今後も継続して支援者の対応力の向上に取り組んでいく必要があると考えております。

また、発達支援に関わる各機関の役割を明確にすることも課題でありまして、相談窓口や支援制度の情報をまとめた支援ハンドブックや、発達の診療ができる医療機関のリストをホームページ等で周知しているところです。今後は、専門チームが蓄積したノウハウを取り入れながら、保護者が相談したいときに相談や支援の流れを分かりやすく理解できるよう、内容の充実を図っていく必要があると考えております。

こうしたモデル事業を通じて得られた成果や課題を踏まえながら、支援が必要な子供の相談支援体制の充実に一層取り組んでまいりたいと考えております。

○分科員（坂口有希子） ありがとうございます。安心できたとか、また便利であったとか、ありがたいお言葉もあった——反対に、やっぱり課題があるとのことで、関係機関の対応力や人材育成とか、また本当に専門チームの取組のそういう研修会をする中で、専門チームの取組の説明などもしてくださっているということでございますので、今後またそういったことも生かしていただきながら、よろしくお願いいたします。

次に、高校生等通学定期券補助制度についてお伺いいたします。

かねて、我が会派から制度の充実を訴えてきており、高校生等通学定期券補助制度について、令和7年度予算で、市外通学者への半額補助への拡充が示されたことについては評価いたします。

また、政策目的の1つの市内の多様な高校教育環境を維持する、が、既に形となって現れようとしています。それは県立芦屋高校と市立六甲アイランド高校の受験倍率です。両校は同じ学区内の近接した地域にあり、難易度もほぼ同等程度の単位制の高校ですが、調べた範囲では、両校の受験倍率は過去3年間、おおむね1.4倍から1.6倍の間で推移し、両校の倍率は0.1から0.2%程度の差しかありませんでしたが、本年の受験倍率は芦屋高校0.95倍に対して、六甲アイランド高校は2.02倍と1倍以上の差が出ております。

受験関係者によると、やはり市内の通学定期券無償化が大きな要因とのことです。

一方で、令和6年2月21日の代表質疑において指摘したとおり、北区からは三田市等、西区から明石市等、隣接する市にある公立高校へも通学が可能であります。実際、令和5年度の市外高校への進学率を中学校別に見ると、西区や北区で隣接する市に近い地域では過半数の生徒が市外に通学している中学校もあります。

本制度の目的の1つに、子育て世帯への経済的負担の軽減も掲げられていることを踏まえます

と、経済的負担が少ない公立高校への進学を選択する世帯に対する支援を手厚くする必要性は高く、市外であれ公立高校に通う場合には、市内高校通学者と同様、通学定期代を全額補助すべきと考えますが、御見解をお伺いいたします。

- 中山こども家庭局長 高校生等通学定期券補助制度は、令和4年9月より通学定期代が月額1万2,000円の基準額を超えた額の2分の1を補助する制度として開始をいたしました。令和6年9月からは、大阪府の高校授業料無償化を受け、市内の多様で豊かな高校教育環境を守り、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、市内高校への通学者に対して全額を補助する制度に拡充をいたしました。この拡充に対しましては多くの評価の声をいただいた一方、御指摘のような市内高校通学者と市外高校通学者の間に生じる格差についても、様々な御意見をいただいたところでございます。

現在、市内在住の高校生の2割弱が様々な理由から市外高校を選択しており、その経済的負担についても支援の充実が必要と考えたところでございます。制度の目的である市内高校教育環境の維持と、子育て世帯の経済的負担の軽減の両立を図るために検討を重ね、この間の議会での御議論も踏まえ、この4月から市外の高校に通われる方には、半額を補助する制度に拡充する提案をさせていただいたところでございます。

これによりまして、通学先にかかわらず、公共交通機関を利用する全ての高校生が補助の対象となります。6年9月からの市内高校分への全額補助は、大阪府と兵庫県の高校授業料に大きな格差が生じることを受け、基礎自治体としてやれることとして取り組んだものでございますが、これは神戸市だけではなく、兵庫県全体に大きな影響がある問題であり、兵庫県にしっかりと対応いただかなければいけないものでございます。

現在、国において進められている高校授業料無償化の議論を見ても、大阪府と兵庫県との間には、依然格差が残るのではないかと見込まれるため、兵庫県において適切な解決方を提示していただくことを求めたいと考えております。

- 分科員（坂口有希子） ありがとうございます。兵庫県に適切な対応策もしていただきたいということなんですけれども、市外通学者への全額補助の制度拡大は、現時点では具体的には考えられていないものと理解いたしました。現在の兵庫県内公立高校普通科の学区編成は、平成27年の再編により出来上がったものでございますが、この再編前には特定の中学校のみから一部の市外高校を志願することができる自由学区と呼ばれる制度がありました。自由学区は、北区や西区の市外隣接部にある中学校等を対象に、歴史的に定められてきたものと承知しています。全ての市内在住者について、市外通学の定期券を全額無償化することが難しいのであれば、まずはかつての自由学区を参考に、中学校単位で通学経路や近年の進学実績を踏まえながら、通学定期券の全額補助をする市外公立高校を指定し、経済的支援のさらなる拡充を図ってはどうかと考えますが、御見解をお伺いいたします。

- 中山こども家庭局長 市外高校の通学状況についてでございますが、北神や西区の西部におきましては、三田や明石など隣接市への通学者が多い、そういった状況を把握しておりますが、仮に特定の地域について、市外通学者も全額補助とする場合、どこで線引きをするかという問題がございます。

委員御指摘のように、かつての自由学区を参考にするという考え方もございますが、自由学区につきましても、過去の様々な経緯によって定められたものの、複雑で分かりにくいものとなっていたことや、同一市町でありながら選択できる学校に差が生じることが課題とされ、平成27年

の学区編制で廃止されたと承知しております。

こうした経緯を含めて考えますと、市民の御理解をいただくそうした線引きというのは、相当に困難であると考えてございます。

繰り返しになりますけれども、市内通学者への全額補助への拡充の大本にあるのは、大阪府と兵庫県との間の高校の授業料の大きな格差でございます。これは兵庫県全体の問題であり、兵庫県において議論を深めていただくべき課題であると考えております。

- 分科員（坂口有希子） ありがとうございます。現時点での市の――再質問もさせていただきまして市の考え方は理解いたしました。神戸市は子育て支援にも積極的に取り組んでいただいておりますし、共働き子育てしやすい街の日本一にもなりました。神戸に住んでいれば経済的負担を気にすることなく、高校進学先を選択できることがさらなる定住の促進につながると思っております。4月から市外通学者の2分の1補助開始により、市内在住高校生の詳細な通学データが得られるので、データの分析やコストの試算をしていただき、引き続き検討をよろしく願いいたします。

次に、こどもの居場所づくり事業についてお伺いいたします。

本市ではこどもの居場所づくり事業として平成28年度より、補助金の交付や運営支援を行っております。このうちこども食堂については、こども家庭局が把握している約250か所の半数が市の補助金を受けて実施していると聞いております。地域の皆様の活動を行政が支援する形でここまで広がってきたことは、地域における子供たちの育ちの支援や学び、体験の場として貴重であり、活動されている地域の皆様にいつも敬意を感じております。

一方で、参加者が限られている、または少ない等の状況のこども食堂もあるとお聞きもしております。市内の子供が参加しやすい拠点づくりを目指してきたこどもの居場所づくり事業、とりわけこども食堂の現状についてどう考えておられるのか、御見解をお伺いいたします。

- 丸山こども家庭局副局長 本市では子供たちが放課後等に食事や学習、団らんなどを通して安心して過ごせるこどもの居場所づくりを進めております。こどもの居場所では、誰でも参加しやすいように食事を提供しているいわゆるこども食堂のような場所もあれば、学校の宿題の見守りなどの学習支援を実施している居場所もあり、子供たちも行きたい居場所に参加しているような状況です。

事業を進めるに当たりましては、全ての子供が安心して過ごせる居場所を持てるように、子供たちが自分の足で歩いていけるような身近な場所に設置することが重要であることから、全小学校区への設置を目指して、居場所づくりを行う地域団体の立ち上げや運営支援を進めてまいりました。

その結果、地域の多くの方に御協力をいただきまして、令和6年12月時点で市内に343か所で居場所の取組が実施されており、おおむね全ての小学校区でこどもの居場所が設置されております。また、そのうち257か所、約9割の小学校区で食事提供が実施されております。

一方で実施頻度を見てもみますと、週1回以上の頻度で実施している小学校区が5割程度あるものの、月1回以下という小学校区も3割程度ある状況です。子供たちが参加したいときに参加しやすいように、地域でのこどもの居場所の実施頻度の増加を働きかけていくことも重要であると考えております。

また、これらの居場所を地域の子供たちに知っていただくことも重要と考えておりまして、本市ではマップ上で、身近な居場所団体を検索できるサイトを立ち上げました。またこのほか、各

区の社会福祉協議会においても居場所MAPを作成しまして、区役所をはじめ地域福祉センターや学校、児童館で配布したほか、区社会福祉協議会の広報紙への掲載、またこどもの居場所を知っていただくためのイベントの開催時にも、このような広報・啓発に取り組んでおります。

委員御指摘のとおり、一部では利用者の少ない居場所もありまして、本市の補助金を活用して運営していただいている居場所においては、利用人数が少ない状況が続いている場合には、実施状況を把握しまして、近隣の学校との連携、地域における広報、子供たちが参加したいと思うような運営の工夫、例えば、学習支援で軽食を提供していただくなど、利用状況が改善するような働きかけを行っているところでございます。

市の補助金の活用の有無にかかわらず、こどもの居場所づくりには地域の協力が不可欠でございます。こういったことから、引き続き活動団体に対しては、立上げや運営継続への支援、広報等の取組を通じて、全ての子供たちが参加しやすいこどもの居場所づくりを進めていきたいと考えております。

○分科員（坂口有希子） ありがとうございます。先ほど言っていたいただいた社会福祉協議会が作成されております居場所MAP、ちょっと今日持って来ればよかったなと思ったんですけども、あのマップが私もすごい分かりやすく、広げて見ながら行かせていただけたところは行かせていただこうかなと思ってるんですけども、様々な利用状況もあるとのことでございますので、またしっかりと——たくさんございますので把握していただけたらと思います。

また、こども食堂はもう本当に地域の方々がもう自発的に立ち上げられ、地域貢献の意欲のあるボランティアに支えられている活動でございます。令和7年度予算案では、物価高騰を踏まえた補助金の引上げを図ることが示されており、この点については評価しております。ただ、お金の問題に加えて、こども食堂の意義を発揮していきたいという活動者の方々の思いや、悩みや、課題意識に応えるような支援も必要ではないかと考えますが、御見解をお伺いいたします。

○丸山こども家庭局副局長 現在、市内で実施されているこどもの居場所ですが、法人格を持たない地域団体により運営されている場所が多く、地域の多くのボランティアの協力により支えられている状況です。このような団体におきましては十分な活動資金を確保することが難しく、特に今般の食材費高騰により、食事提供を実施している団体においては、継続した活動が困難となっているような状況も踏まえまして、令和7年度から補助金の加算を予定してございます。

このようにこどもの居場所の継続には資金面の支援が必要となりますが、御指摘いただいたとおり、補助金以外の側面的な支援も重要と考えております。

令和6年度よりこどもの居場所を利用したい方、または応援したい方、活動したい方、これらに向けた情報をまとめて掲載したサイト、こども地域応援ネットワークKOB Eの運用を開始しました。活動しようと思った方が参加しやすい仕組みづくりに努めるとともに、このサイトの中で、寄附物品のマッチングシステムというものがあまして、こちらでは食品等を寄附いただく企業と活動団体のマッチングを促進しまして、居場所運営の負担軽減にもつながっているような状況でございます。そのほか活動を行う団体に対して、悩みや困り事の相談にも乗っております。

各区の社会福祉協議会に配置された子育てコーディネーターが、具体的には、新たにこどもの居場所を立ち上げたい方に向けてボランティアや実施場所の確保、助成制度の紹介、地域団体の顔つなぎなど多岐にわたる支援を実施しております。

また、活動中の団体に対しても、利用促進に向けた居場所MAP等を活用した広報ですとか、運営上の課題に対して個別で相談に乗りますとか、アドバイスを行うなども行っておりまして、

さらに居場所団体同士の交流会も開催してございます。

このような取組で各団体の運営面や広報面などの工夫、好事例や課題の共有を図り、運営ノウハウの蓄積も行っているところです。

今後も意欲を持って活動している団体が継続的に居場所づくりに取り組んでいただけるよう、引き続き、社会福祉協議会などの関係機関と連携しながら、必要な支援に努めていきたいと考えております。

- 分科員（坂口有希子） 様々な対応もしてくださっているということで、ありがとうございます。私もこども食堂に行かせていただいておりますけれども、子供だけではなくて地域の御高齢の方も本当に来ておられるところもありまして、本当にすごい和やかな、お子様も楽しそうですし、また来ておられる御高齢の方もすごく楽しそうな食事内容で、本当に私もほっこりとさせていただいたんですけれども、このこども食堂というのは地域の皆様の本当に御協力によって、成り立っている事業でございますので、本当に皆様の御意見やお声もしっかりとお聞きしながら、対策や支援もしていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

最後に、子供と高齢者が共に過ごす多世代交流に対する財政的支援についてお伺いいたします。

神戸市が児童館——本来の18歳以下の児童・生徒の居場所として機能強化を努めていることは承知しております。学童保育の登録児童数が増加する中、多くの児童館が学童保育に利用されている結果、学童保育以外の子供や保護者が利用できる余裕がなくなってきているのではないかと危惧しております。また、一部の地域、例えば北区の甲緑小学校区のように児童館が存在せず、子供たちが安心して過ごせる施設そのものが不足している地域もございます。

そこで、例えば活用が十分でない自治会館を、多世代交流の場として活用し、子供から大人まで気軽に集える場所を設けるような活動に対して、財政的支援を行ってはどうかと考えます。このような活動が広がれば、子供が異なる世代との交流を通じて、思いやりやコミュニケーションを学ぶ機会となるだけでなく、高齢者にとっても子供との触れ合いが日々の楽しみや生きがいにつながるかと期待されます。さらに、多世代交流が地域のつながりを強化し、子育て世帯を含む孤立の防止や地域の活性化にも寄与することも期待されております。

地域資源である様々な施設を拠点における子供を含む多世代交流活動の活性化のための財政的支援について、御見解をお伺いいたします。

- 丸山こども家庭局副局長 子供を含む多世代交流の活動についてでございますが、本市では全ての子供が安心して過ごせる居場所を持てるよう、こどもの居場所の設置に努めてまいりました。

居場所への参加により子供たちは、異年齢の子供と関わり、地域の方ともつながりを持ち、様々な学びや体験活動に接する機会を得られるものと考えております。

市内には——先ほど申しあげました市内343か所でこどもの居場所がございまして、高齢者を含めた幅広い世代の方がボランティアスタッフとして参加しておられるほか、地域の方が集まりやすい地域福祉センターや自治会館等で実施されている場所もあり、地域の多世代交流が図られております。

このような地域の多世代交流の場づくりの支援としましてはこども家庭局のこどもの居場所づくり補助金以外にも、地域協働局で実施している地域課題に取り組むNPO等補助金、ふれあいのまちづくり協議会助成金の地域における子育て支援、多世代交流事業など、地域団体の性質や活動内容等に応じて活用できる補助メニューも設けております。

また、市の補助金に加えて、社会福祉協議会や民間団体でも多様な助成金が設けられておりま

して、これらを活用しながら、全市で多世代交流の取組が進められております。

地域で多世代交流が進められることにより、子供たちが学びや体験の機会を得られるとともに地域そのものが子供たちにとって安全・安心な居場所となることにもつながると考えておりまして、こども家庭局においても引き続き補助金のほか、ボランティアや実施場所の確保など、こどもの居場所づくりを実施する地域団体等の支援を行っていきたいと考えております。

○分科員（坂口有希子） ありがとうございます。様々な補助金があるということでございますけれども、本当に先ほども言わせていただいたとおり、子供から大人まで気軽に集える場所というのは、すごく地域にとっても大事になってくると思いますので、どうか他世代交流活動のまた活性化のための財政的支援も御検討いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○主査（松本のり子） お疲れさまでした。

森田委員、発言席へどうぞ。

○分科員（森田たき子） 日本共産党の森田たき子です。松本のり子議員と一緒に質問をさせていただきますので、一問一答でどうぞよろしくお願いいたします。

まず、この児童虐待防止の報告書です。これに基づいて、一時保護施設の職員体制の強化についてお伺いをしたいと思います。

本会議において副市長は、虐待対応の職員を3つの区役所に配置をしたことなどを答弁をされていましたが、一時保護施設の児童心理司は、任期付職員1人の配置にとどまっております。その理由について、副市長は、多様な職種の職員で臨んでいると、このように述べられていますけれども、本市は、一時保護施設の児童心理司は、国の基準で5人の配置が義務づけられています。特に重要な役割があり、配置を求められているのに、なぜ増やそうとしないのか、お伺いをいたします。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 昨年4月に施行されました改正児童福祉法によりまして、一時保護施設の設備及び運営について条例で定めることが新たに規定されるとともに、自治体が条例を定めるに当たって基準とすべき内閣府令が示されております。

本市におきましても、一時保護施設の設備及び運営に関する基準について、内閣府令に定める基準によることを定める条例を制定することとしております。

一時保護施設の職員配置については、従来はですね、児童養護施設の基準を準用することというふうにされておりましたけれども、このたび示された内閣府令による基準では、子供の権利擁護や個別ケアの推進を図る趣旨から、職員配置や設備基準等がこれまでよりも手厚い内容になっております。

例えばですね、入所中の子供の直接支援に当たる職員の配置につきましては、従来は3歳以上の子供、おおむね4人あたりに1人以上、学齢期以降のお子さんについては、5.5人あたりに1人以上というふうにされていたものが、新たな基準におきましては、3歳以上の子供、おおむね3人あたりに1人以上というふうにされております。また、心理療法担当職員につきましては、従来は心理療法担当職員の具体的な配置人数に関する規定がなかったところ、新たな基準では児童おおむね10人につき1人以上というふうに定められております。

なおこの職員配置基準につきましては、職員確保の困難性などを鑑み、自治体が条例で定めるところにより令和11年までを経過措置期限というふうにされております。

一方、本市の状況ですけれども、本市の一時保護施設におきましては、児童の直接支援に当た

る職員については、新たな基準によるとおおむね19人を配置すべきところ、現在の職員数は30人配置しておりまして、国の基準を上回っている状況であります。一方、心理療法担当職員につきましては、1人を配置しておりまして、その上で、一時保護所に入所している子供に対しては、一時保護の入所からその後の家庭引取りや児童養護施設等への入所などの一連の過程において、継続的に関わる児童相談所の担当児童心理司が、随時子供と面談などを実施しながら心理的ケアを行っております。

一時保護施設に入所する子供の心のケアや心理的側面の支援については、一時保護施設の職員だけでなく、児童相談所の児童心理司や児童福祉司も含めた関係職員全体がチームとして連携することにより、子供1人1人の状況に応じた適切な支援を行ってきたというふうに考えております。

今回の国の基準により、一時保護施設には心理療法担当職員を、児童おおむね10人につき1人以上を配置するとされていますが、本市の一時保護施設における心理担当職員の役割や体制につきましては、本市の事情を踏まえた上で、最も効率的かつ効果的な運用になるよう、人事当局とも協議しながら検討していきたいというふうに考えております。

○分科員（森田たき子） 本市の事情を踏まえる、本当に西区では痛ましい事件が起こって、そして今回報告書が出されているわけです。それを早く実施をしてほしい、配置をしてほしいというのがこの趣旨ではなかったでしょうか。その中で、配置の経過措置期間であります令和11年11月までの5年間、一体どういう計画で進めようとしているのかお伺いをします。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 先ほど申し上げましたとおり、今回の職員配置につきましては、令和11年までの経過措置がありますので、その間にですね、一時保護施設の職員体制、やはり全体的にどうしていくかというあたりも考えていかないとはいけませんので、その辺りも含めた上でこの心理療法担当職員の配置方法につきましては、どのような体制が適切なのかというところを、今後、検討して——人事当局とも相談しながら決定していきたいというふうに考えております。

○分科員（森田たき子） 全体的に考えてやっていかなければならないということなんですけれども、児童相談所に措置されてくるそういった子供たちというのは、非常に複雑な大人社会の犠牲になって、心身ともに深く傷つけられてきております。中には、リストカットを繰り返す親のそばでずっと不安を抱えながら一緒にいたことで、そして本人の心の傷だけではなく、親のことまでずっと気にしなければならなくなっているという、そんな大きな不安・リスクを抱えた子供もいるとお聞きをしました。

副市長は、日々の生活の中で、ふとしたときに本音のところがかいま見られる、こういうふうな答弁もありました。そこを捉え、対応していくために、専門的な職員の配置が必要だと、この報告書でも指摘をされています。また、現場からも心理司の配置を求める声が切実に上がってきております。

一方で配置をしても、5年の経験がないと対応は難しいとお聞きしています。虐待対応に係る専門性は、報告書でも経験の蓄積が不可欠である、このように指摘もされています。一時保護施設は定員50人を超えて受け入れる、そんな実態があるということもお聞きしました。児童心理司の体制整備に5年もかけるのではなく、全体的に考えていく——だから5年なんだというのではなく、前倒しをして、そして配置をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 一時保護施設に入所してくるお子さんの心理的なケ

アについては、やはり一時保護施設、様々な理由で入ってこられるお子さんがおまして、児童虐待の被害に遭われたお子さんであったりとか、非行問題で入ってこられるようなお子さんもおまして、心理的ケアについては、丁寧にやっていかないといけないというふうには認識しております。

この子供の心のケア——一時保護施設に入所してくるお子さんのケアにつきましては、一時保護所の職員のみならずですね、やはり児童相談所の児童福祉司、児童心理司、それと一時保護所の職員も含めた全体がチームとして支援していくということが重要かというふうを考えております。

一時保護所における心理療法担当職員の配置につきましては、経過措置は11年までというふうになっておりますけれども、それまでの間にですね、どのような体制、どのような方法が適切かというところを十分に議論・協議しながら、適切な配置というところを考えていきたいというふう考えております。

○分科員（森田たき子） 児童相談所からの児童担当——心理司というのは、週に1回ぐらいしか来ないんですね。やっぱり児童心理司がなぜ必要なのか、現場に向き合っていたきたいと思えます。

傷ついた子供たちに寄り添っているとは、今の答弁、到底思えません。報告書に答えて、配置基準に従い、直ちに児童心理司を配置することを強く求めておきたいと思えます。

次にですね、私のほうからも、高校生の通学定期補助についてお伺いをいたします。

物価高騰で大変なときに、この事業を実施したことは大きく評価をできますが、教育の機会均等の立場からは、やはり見直しが必要だと私も思えます。保護者の方から交通費を無料にしてほしければ、遠くても市内へ行けということですか、市がそんなこと言っているのですかと言われました。西区は生活圏を考え、隣接区域として、明石市・三木市も学区となっています。北区も三木市・三田市が学区に入っています。去年は西区の進学者のうち、市外の公立高校へ398人が進学しています。私立と合わせれば421人が市外です。明石市と隣接する玉津中学は、進学者の半分101人、岩岡中学は80人です。地域の方からは、学区を無視している、地域で差別されるのは納得できない。市内在住であれば全員対象にしてほしいと、事業の拡充を求める声がやはり上がってきております。

先ほど、当局はやれることとして取り組んだとおっしゃいました。

では、お聞きをいたします。直接関わっています保護者の方、利用者の皆さん、学生の皆さん、どのようにそうした方々の声をお聞きになったのか、お伺いをしたいと思います。

○中山こども家庭局長 私ども、この補助制度につきましては、先ほど来御説明をさせていただきましたように、やはり6年9月から大阪府の高校授業料の無償化を受けまして、市内の多様で豊かな高校教育環境を守り、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ると、この2つの目的のために、市内高校への通学者に対しまして、全額を補助する制度に拡充をいたしました。さらに、議会での御議論、そして様々な私どもに寄せられるお声もございまして。そうした中で、市外に通っていらっしゃる方が実際に2割はおられます。地域によって、御指摘のように様々率が変わっているところもございまして、全体といたしまして、2割の子供たちが市外に通っていると。これは近くに市外の高校があると、公共交通機関で行くよりも、市外の高校のほうが徒歩圏にあって通いやすいと、こういった子供たちもいる状況でございまして。それぞれの事情がある中で、市外を選択されている方がおられるというこの状態も踏まえまして、今回、市外を半額まで補助する制

度に拡充をさせていただくことを御提案させていただいているところでございます。

本市といたしましては、この大阪の高校授業料の無償化につきましては、兵庫県全体の問題であるというふうに考えており、兵庫県に対しましては、検討をお願いしているところでございます。これにつきましては、兵庫県としてしっかりと検討いただいた上で、適切な解決策を御提示いただきたいと思いますと考えてございます。

○分科員（森田たき子） 私のほうからは、利用者の皆さん、学生の皆さんの声をお聞きになったのかとお伺いいたしました。再度お願いします。

○中山こども家庭局長 これにつきましては、いろいろなお声が私どものほうに寄せられてきております。こうした中には、高校生自身の声もちろんございます、保護者の声もございます。そうした中で、我々としていたしましては、この拡充について判断——検討を十分にさせていただいた上で判断をさせていただいたところでございます。

○分科員（森田たき子） だったらこんな声出ないんじゃないですか。地元の皆さんがこんだけ、それやったら私たち困りますよというような声は出ないと思うんですよね。

先ほどからありました、西区や北区の隣接区域、こことして第1学区と同じ扱いで認められている市外地域への通学費については全額補助の対象にしてもらいたいんだと。どこで線引きをするか、これが難しい、こんなことをおっしゃってましたけども、このことについては市民の理解を得られるのは、また難しいと言われました。しかし、どういう理解を得られるのか、考えているのかよく分かりません。実際に納得できていないんだというような、こういう地域の声がたくさん上がってきているんですから、それにあと少し費用を増やせば、本当にこれは実施ができるので、地域の皆さんが納得できる事業へ改善することを求めておきたいと思いますが、いかがですか。

○中山こども家庭局長 これにつきましては、どのような、今回、制度拡充を——市内全額補助というふうに拡充をしております。こうした中で、先ほどの御紹介にもありましたように、市内の高校教育環境の維持という目的に対して、実際に入学者、あるいは受験をする希望者の数、こうしたものがこれから明らかになってくるというふうに思っております。これらのもちろんデータにつきましては、我々もしっかり実態を把握していきたいというふうに思っておりますし、様々な要素を我々としても確認をしていきたいというふうに思っております。

しかしながら、高校の定期券補助制度につきましては、市内の高校教育環境を守るということが大きな目的の1つでございますので、これに対しましては、しっかりと説明をして御理解をいただきたいと思いますというふうに考えております。

○分科員（森田たき子） 市内の高校環境を守る、本当にこれは大切なことだと思うんですが、この件に関しては先ほどから言われてましたが、ちょっと平行線になると思いますが、やはり市内在住の生徒全員を全額補助すると、こういう方向で検討していただきたいと思います。

次にですね、地下鉄山手線のホームドアに「K O B E 通学定期券0円 公立も私学も！神戸市内の高校への通学が無料！2024年2学期からスタート」と、全ての乗降口に一面大きく広報しております。これ今もずっとしております。

先日この駅を利用している高校生に事業について尋ねました。そうすると助かるけど、手続きがちょっとややこしいと親が言ってますと、こういうことを複数の生徒から言われました。原因は、定期費用が後払いとなっていることです。経済的負担の軽減につなげるためには、一度に多額の費用を用意しなければならない定期券購入時の負担をなくす必要があると思います。交通局や民

間事業者と調節をし、調整もし、そして購入時に多額の費用負担が発生しないように、手続の見直しを求めますが、いかがでしょうか。

- 岩城こども家庭局副局長 現状、高校生等通学定期券補助制度の申請につきましては、1年分の定期券を購入し終わった後ですね、1月の上旬から4月の中旬にかけて、保護者から一括で申請をしていただく仕組みになってございます。

これは購入後に生じた変更——例えば転居であったり転校、それから経路の変更、そういったもの全て反映して申請いただけるために、精算の必要が生じにくいということで、年度末に集中して受付・支払いを行うことで、申請者の手間を抑えるとともに、事務の効率化にもつなげているといった状況でございます。

定期券の購入時に費用負担が発生しない仕組みということの御提案でございますけれども、交通局とも民間の事業者とも制度につきまして話もしましたけれども、補助金の支給に当たりましては、対象となる高校生の住所や年齢だけでなくですね、他制度による交通費の支給を受けていないことの確認を行う必要がございまして、個々の定期券販売窓口でこれらを行うのは難しいこと、そしてまたですね、関係する交通機関は市外も含めまして20社程度ございまして、それらの連絡定期もあるという中で、対象者の特定、重複、そして不正受給の排除、解約時における適切な取扱いなど、多くの課題がございまして、交通機関の協力を得ることってというのは難しく、現実的には困難であるというふうには考えてございます。

制度の適正な運用確保や事務処理上の観点から、現行の申請・支払いの形が現実的には合理的な方法ではないかというふうには考えてございます。

以上です。

- 分科員（森田たき子） 私のほうは見直し——今、学割がちゃんとできてるんだから、そういうやり方でいい——そういうやり方、方向へ検討してもらいたいということなんですよ。実際、コールセンターにも申請の方法、また端末の操作と、こういったことでこの9か月間に6,116件の問合せがあったと伺いました。利用対象者の皆さんが諦めることがないように、本当に手続の簡素化に向けて、見直しを要望しておきたいと思えます。

高校生の通学定期券補助について、私、幾つか充実をさせるような提案をさせていただいたんですけれども、今後も国の授業料無償化とともに、保護者の負担を減らすことにつなげていけるように、事業を拡充しながら、神戸市が責任を持って改善をしていただくことを求めておきたいと思えます。

以上、松本のり子議員と交代をさせていただきます。

- 主査（松本のり子） お疲れさまでした。

それでは諫山理事と交代いたします。

- 副主査（諫山大介） それでは、松本のり子副委員長、どうぞ。

- 主査（松本のり子） それでは一問一答で3問お聞きいたします。

まず少子化対策を念頭に置いた就労環境の改善についてです。

代表質疑で、我が会派が神戸市の女性就業率は、政令指定都市でワースト3、女性雇用の非正規率も全国平均と比べて悪い、少子化対策として女性の正規雇用比率を上げて、働きながら子育てできる環境をつくるべきと指摘いたしました。また、こども未来戦略でも、若者の所得を増やす、このことを基本理念に掲げられています。このこども未来戦略に基づき、女性の賃金の引上げや、正規化につながる助成金制度を設けるなど、秋田県や岩手県、山形県など幾つかの自治

体で、就労環境改善に向けた取組を始めています。神戸市でも行うべきですが、いかがでしょうか。

- 中山こども家庭局長 国は、こども未来戦略の中で、少子化の背景として経済的な不安定さや出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・育児の負担が女性に偏っている状況、子育ての孤立感や負担感、子育てや教育に係る費用負担など、個々人の結婚、妊娠・出産・子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていると指摘しているところがございます。

そして取組の基本理念といたしまして、若者の所得を増やす、社会全体の構造意識を変える、全ての子供・子育て世帯を切れ目なく支援するを掲げ、教育・労働・住宅をはじめとし、幅広い取組を行うこととしております。

中でも子ども・子育て政策の範疇を超えた大きな社会経済政策として賃上げに取り組むとともに、男女ともに働きやすい環境の整備や、希望する非正規雇用の方々の正規化も含め、雇用不安の払拭に向けた実効性のある取組を進めるなど、若者の所得向上に政府として全力で取り組むこととしております。

このような国の動向や社会情勢の変化を踏まえまして、現在策定中の神戸っ子すこやかプラン2029では、基礎自治体として本市が取り組む基本的な方向性や共通する視点を定めており、子ども・子育て当事者のニーズに寄り添って、多様な人生の選択肢を前提に、子供を持つ選択をした誰もが安心して産み育てることができ、全ての子供が健やかに自分らしく成長できるよう、切れ目のない総合的な子ども・子育て支援の推進に取り組むこととしております。

その中で基本的な視点として、子育てと自己実現を両立できる環境づくりを掲げ、保育所・学童の待機児童ゼロの維持、病児保育施設の充実などの働きながら子育てしやすい環境づくりに加え、産後ホームヘルプ事業など、家事・育児支援や子育てリフレッシュステイ、一時保育などの個々のニーズに応じた支援に細やかに取り組む姿勢を示しております。

女性の就労環境の改善に向けた取組としては、働き方の選択肢が広がる中で、希望する働き方を選択できるよう取り組むことが大事であり、女性が活躍できる環境づくりとして、地域協働局におきまして、一時保育付きの女性向けのコワーキングスペースの運営や、ハローワークと連携した就職支援セミナー、デジタルスキルを生かした就労支援プログラムなど、希望する女性の就労、再就職支援やキャリアアップ支援が進められており、このような取組が就業率の向上や、正規化、賃金アップにもつながっていくものと考えております。

こども家庭局といたしましても、引き続き仕事をはじめとした、自分のやりたいことを諦めることなく子育てできる環境づくりをはじめとして、子供を産み育てたい方の希望がかなえられるよう、妊娠・出産から学齢期まで切れ目のない子育て支援施策を充実させることで、結果的に若い世代が親になることに夢や希望を持つことができるなど、少子化・人口減少の流れを変えることにつながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

- 主査（松本のり子） 先ほどね、私が幾つかの自治体を紹介させていただきました。特に中小企業などで働く女性の賃金をアップする企業に対して、自治体として助成するというようなものですが、先ほど局長がいっぱい、いろんな取組、子育てのやりやすい取組をされましたけども、このこども戦略で言われてます、まず第一で言われてる若者の所得を増やす——実際じゃあ分析、そのいっぱいいろんな施策を言っていたことによつて、若者の所得が増えたのかどうか、どういう分析をされてるんでしょうか。

- 中山こども家庭局長 それぞれの——例えばですけども、独り親の家庭の場合ですと、正規の雇

用の方が増えてですね、私ども調査をしておりますと、それが上がっているといったような状況というのは把握をしているところでございます。また、経済観光局におきまして、新しい制度という中ではですね、市内の経済団体に対する若手の社会人の応援といたしまして、女性に限らないということですが、市内の企業が支給する住宅手当などの上乗せ補助なども行っておりますし、従来から女性をはじめ正規雇用を望まれる方を対象とした合同説明会の開催や、市内の経済団体に対する非正規労働者の希望に応じた正規雇用の拡大の要請なども行っております。

やはりこれは神戸市だけで取り組むことではありませんので、国、そして民間事業者の協力も得ながら、やはり子育てがしやすい、そして、希望がかなえられる子育て、それから出産の希望がかなえられる社会の実現に向けまして、社会全体で取り組んでいくことが必要であると考えております。

- 主査（松本のり子） 国がすべきことですが、今もうそれがなかなか——男女賃金格差が非常に大きいというところで、幾つかの今言ったような自治体に取り組んでいるということなんです。ぜひそれはしていただきたいと。

なぜならば、久元市長が2023年5月23日の記者会見で、経済的理由で結婚できないっていうような人も大勢いると。そして結婚しても、子供をね、2人3人となかなか持つことができない、そこに踏み切れない。なぜならば、それは賃金が上がっていないからだというふうなことを記者会見でおっしゃって、そして特に女性が、非正規の方々の賃金が——女性に非正規の方が多いいだけども、その賃金が非正規であるということで増えていない。これは非常に大きな問題だと、このようにおっしゃってるんですね。あらゆるセクションが賃金を上げるという強い意志を持って臨んでいかなければ、このこども未来戦略は達成しないと、久元市長自身がね、国任せでは駄目ですよという記者会見してると思うんですが、だからやはりここで私は、今もう一度検討していただいて、特に神戸は中小企業のまちですから、中小企業の人たちで男女賃金差がある場合、先ほど言った山形や岩手や秋田のような、中小企業に、賃金アップするところの企業に自治体として助成金を出していく、このことは検討すべきであると、この市長の記者会見を見て私ははつきりそう思ったんですが、これについていかがでしょうか。

- 中山こども家庭局長 やはり、出産・子育てを阻む原因、希望がかなわない原因としてですね、所得が低いということは、国の未来戦略の中でも言われていますし、やはりそうしたアンケートなどをしましても、経済的な負担が大きいということはデータとしても出てきているということは我々も当然承知をしております。

そうした中で、我々もこども家庭局としてできることということで、経済的な負担の軽減に向けて、先ほどの高校生の通学定期代の補助ですとか、あるいは出産・子育ての応援交付金、こうした取組などももちろんやっておりますので、そうしたことも含めまして、委員御指摘のようにですね、やはり全体でしっかりとこの問題に向き合って取り組んでいくというそういう意識を持つということは重要であるというふうに思っております。

ですので、我々といたしましても、我々ができることをしっかりとやっていきたいと考えております。

- 主査（松本のり子） ぜひ、このこども家庭局が各部局に働きかけて、この問題——若者の所得を増やすという問題をこども家庭局だけではなく、ほかの担当部局とも一緒になってやっていただきたいということを申し上げて、次に、学童保育の環境改善について質問いたします。学童保育施設は、神戸市の1人の子供につき1.98平米必要だというガイドライン基準を下回っ

ている施設が、今、22施設——ランドセル置場などの工作物の置かれている面積を含めても下回っているの、本当に劣悪な環境で暮らしています。

例えば東灘区では、本庄・田中・本山・御影北の児童館で、ガイドラインを満たしていません。本庄では地域福祉センター、大日神社内の部屋、学校敷地内のプレハブの建物の3か所を使用しています。本山も田中児童館も、小学校の空き教室や体育館など複数使っています。御影北児童館も同様に3か所に分かれています。このような状態でも、まだガイドライン基準を下回っているのです。ぜひ全施設でガイドライン基準を満たすべきです。

少なくとも2年連続して基準を満たしていない施設については、来年度にはガイドライン基準を満たすよう取り組むべきと思いますが、どのような計画をお持ちなのかお聞きします。

○**岩城こども家庭局副局長** 本市の学童保育は、必要とする全ての児童を受け入れる方針の下、事業計画に基づきまして、学校内での確保を第一に取組を進めてございます。

令和6年12月にこども家庭庁及び文部科学省の連名で発出されました放課後児童対策パッケージ2025については、学童保育の場所の確保のために学校施設の活用を促進しまして余裕教室の活用に加えて、学校内の特別教室や学校図書館等の共用利用や、体育館や校庭等の有効活用等を図ることが求められているということでございます。

引き続き、利用者の増加が見込まれる中、この通知に基づきまして、教育委員会とも連携をしながら、原則として小学校内で実施場所をまず確保し、余裕教室の活用や多目的室等の特別教室、そして学校図書館、運動場、体育館等の一時利用を推進し、子供たちが過ごしやすい学童保育の実施場所の確保に取り組みたいというふうに考えてございます。

また翌年度の学童保育の入会申込みによりまして、児童数が増加する見込みとなった施設につきましては、活動場所の確保を進めまして、新年度にしっかりと児童の受け入れができるように準備を進めてございます。

先ほど御指摘がございました東灘区内の4施設、田中児童館・本山児童館・本庄児童館、それから御影北児童館につきましては、学校図書館や体育館等の学校施設、地域福祉センター等を活用するなどして、活動場所の確保を図っているところでございます。田中児童館では、本山第二小学校の学校図書館や、本山南中学校の体育館、そして本山児童館では、本山第一小学校の多目的室等の一時利用をさせていただいてございます。また、本庄児童館では、地域福祉センターを活用させていただきまして、御影北児童館につきましては、来年度より御影北小学校のPTA室を一時利用するため、小学校とも連携をしながら準備を進めてきているところでございます。

これまでもちょっとですね、学校との協議もさせていただきまして、学校施設の利用につきましてはですね、保護者の希望も多いことから、今後も、教育委員会とより一層連携をいたしまして、各小学校の状況を踏まえた上で、学校内を第一に場所の確保に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○**主査**（松本のり子） 今後は、学校の外の建物じゃなくって、学校の中で何とかしていくんだというお話だったと思うんですね。例えば、来年度から小学校6年生も35人学級になります。御影北小学校では、そのことによって増えるんですね、教室の数が、6年生の35人学級によって。そうすると、特別教室を潰して学童のほうに、先ほどもらえると言ったんだけど、空き教室が、特別教室がなくなっていく場合も出てくるんです、35人学級になれば。そんなときに、本当にグラウンドとかそういったものを使うと、使っていると聞きますと、もう真夏だとグラウンド

なんかそんな駄目ですよ。あるいは中学校のグラウンドを借りてる田中にしましても、今まだ中学生が部活動してるので、実際なかなか使えないんですよ。そういうところ、1つ1つのところをしっかりと見ていただいて、やはりもう外に建物をね、本山南小学校——あその小学校区域の児童館のように外の建物を利用している、そういったことも含めて、学校でなければならないじゃなくって考えていくべきじゃないかなと。0歳から18歳までの子供がせーのでここに来るわけですから、とてもじゃないけれども無理があると思いますので、これはちょっと要望をしておきます。

そしてですね、職員体制のことなんですけれども、どの児童館にちょっとお聞きしましても、本当に人手不足なんだと。3時から5時のお仕事っていうのはなかなか成り手がないと。神戸市においては人材登録みたいなことをされているようなんですが、80歳の方も登録してたり、あるいは、土曜日だけお仕事したいんだという方とか、あるいは週3日だということで、なかなかマッチングしないと。そして情報誌なんかに掲載すれば、やはり一定確保はできるんだけど、何分情報誌に載せると10万から20万と高いと。せめてこういう必要経費はね、神戸市として持ってほしいというお声もいっぱい聞いたんですが、この点では——今は個々の児童館任せになります、児童館の委託料で賄わなきゃいけませんので、もういっぱいだから神戸市としてそこのところはね、ちょっと検討すべきじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○岩城こども家庭局副局長 職員体制でございますけども、今はですね、法人なり各団体ごとで採用なりそういった事業者が担っているということでございますけども、先ほど登録制度の話がございましたけども、今神戸市のほうでも登録制度をやってございまして、令和6年度でですね、新規登録が98名、採用が22名いるというような状況でございまして、こういった登録制度を活用していただきながら、職員体制のほうを確保していただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○主査（松本のり子） じゃあ、この情報誌なんかに載せた場合、その分の予算、お金っていうのは、神戸市からは出さないというところですか。

○岩城こども家庭局副局長 現在の職員体制、人材確保の観点でいきますと、そういった公的な内容のものでやっていただきまして、もしですね、そういった民間のということであれば、指定管理料の中からやっていただきたいんですけども、先ほど言われたように金額等も多額になるところもございますので、基本は公的なところを使っていただきたいということでございます。

○主査（松本のり子） 公的な神戸市のね、人材登録している場所にきっちり3時から5時まで働ける人、そういった学童保育の指導員にふさわしい項目を書いて登録をするように検討していただきたいということを申し上げます。

あともう1点、今、いっぱいの子供たちで放課後を暮らしていますので、どうしてもけがとかそういったものも起こり得るんですね、お話聞いてましたら。それで帰る間にけがをすると、病院に連れて行って帰ってきたらもう8時過ぎてるとかそういうような状況のときに、なかなかやっぱりそれも残業代を誰がどう払うんだということ——親に払わすわけにはいきませんので、それは神戸市としてちゃんと払ってあげていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○岩城こども家庭局副局長 学童保育におきましてですね、けが人等事故が発生した場合の対応につきましても、児童館の手引というところで安全管理・危機管理で示しておりまして、まずはですね、対象者の安全確保を図った上でですね、その後、病院・保護者・警察等に直ちに連絡を行

うなど各施設で必要な対応を行っているところでございます。

子供の安全確保のためには、必要な初期対応やその後のケア等を行うに当たりまして、時には対応が時間外に及ぶということがあるというふう聞いてございます。時間外労働が発生した場合は、労働基準法に基づきまして、各運営者より残業代が支払われていると考えております。

一方でですね、時間外労働は残業代の支払い対象外である管理職が対応するケースもあるというふうにも聞いてございます。運営者が支払う残業代は、市が支払う様々な運営に必要な経費を含む指定管理料の中からですね、運営者が自身の判断と責任によりまして、基準に基づいて払っておられるということでございます。

市といたしましては、引き続きですね、必要な運営費を措置するとともに、各施設が労働法規を遵守いたしまして、適切に運営されていくよう、研修や会議等様々な機会を通じまして周知徹底を行っていききたいというふうに考えてございます。

以上です。

- 主査（松本のり子） 安い安い委託料でね、本当に0歳から18歳までの人たち、指定管理者の人たちにそれを見させて、でもっていっぱいいっぱいになれば、学校の教育施設をね——教育環境が悪くなりますよね、特別教室を減らすんですから。そういうことをやっていって、子育て支援っていうんじゃないくて、もう少しここはね、きっちり本当の子育て支援って何かっていうことを考えていただきたいということを申し上げて、最後ちょっと走り……。

1歳児の配置基準なんですけど、来年度予算では1歳児クラスの保育士配置を6対1から5対1に改善するということが、配置改善に必要な人件費相当が加算措置されることになっていまして、職員の平均経験年数が10年以上の要件を満たす保育園のみが対象です。最大でも3から4割程度しかこの対象保育園がありません。現場の負担を考えれば——国の動きを待たずに、国に要望しているということですが、独自で全ての園に対して配置改善の加算をすべきです。国に要望しているということは、神戸市としてもやはり加算は必要だと見られているんですから、すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

- 副主査（諫山大介） 岩城副局長、時間僅かです。

- 岩城こども家庭局副局長 1歳児の配置基準につきましては、国のこども未来戦略におきまして、早期に6対1から5対1への改善を進めるというふうな形で記載をされてございます。先ほども平均年数の話もございましたけども、きっちり対応していきたいというふうに考えておりますけども、保育士の配置基準の改善につきましては、国の責任において取り組まれるべき問題であるということから、まずは人員を確保して1歳児に対して手厚い保育を行うとする、全ての施設が加算を取得できるように、加算要件の緩和についても国に対して要望していきたいと考えております。

以上です。

- 主査（松本のり子） 時間が来ましたので終わります。

- 副主査（諫山大介） 御苦勞さまでした。

松本のり子副委員長と交代いたします。

- 主査（松本のり子） 次に、諫山理事、どうぞ。

- 副主査（諫山大介） こうべ未来の諫山です。どうぞよろしくお願いたします。

本会議・委員会でもよく話題になっておりますけれども、改めて児童死亡事案についてお聞きしたいと思っております。

令和5年6月に発生した児童虐待死亡事案については、我が会派としても改めて質疑させていただきたいんですけども、去る1月24日に公表された検証報告書では、事案の経過に関する詳細な検証と、明らかになった問題点、課題点、そして提言と、一昨年発生したこの事案を無駄にしないようにと検証委員会の思いが伝わる内容になったかと思えます。

まず、神戸市として検証報告書をどのように受け止めているか、まずお伺いいたします。

○**中山こども家庭局長** 検証委員会では、令和5年9月の第1回委員会以降、約1年半にわたりまして、記録の詳細な確認、関係機関への綿密なヒアリングを重ねながら、事実の把握、発生原因の分析を丁寧に行った上で、幅広い観点で再発防止のための提言を取りまとめていただきました。

報告書では各委員の専門的見地から、リスクアセスメントの不備、関係機関の連携不足、相談体制や職員の専門性の課題など、対応上の課題や改善点について、大きく6つの視点から提言をいただいたところでございます。

報告書の冒頭には検証委員会として、二度と同じような痛ましい事案を発生させてはならないという強い問題意識、そして共通の使命の下、徹底した検証・検討を重ねていただいたことが述べられております。

私どもといたしましても、検証結果を重く受け止め、虐待体制の強化に全力で取り組んでいく所存でございます。

指摘された課題の中には、検証委員会と並行いたしまして市独自にできるところから改善に向けた取組を進めてきたものがございます。例えば、この令和6年4月には、こども家庭支援室の実務者マニュアルを改定いたしまして、虐待通告後48時間以内に児童の安全確認ができない場合、原則、児童相談所に送致することで、必ず児童相談所が関与するよう運用の見直しを行いました。

また、令和6年1月より、各区要保護児童対策地域協議会における虐待事案の検討に、警察署に参画いただくとともに、虐待事案の全件を県警と情報共有しております。さらに7年度には、児童虐待事案の情報をリアルタイムで県警と共有するシステムの導入準備を進めていくこととしております。

児童虐待対応体制の強化といたしまして、さらに令和7年度にはこども家庭局に虐待担当の係長を新設するとともに、児童人口が多い東灘区・垂水区・西区に虐待対応職員を各1名増員いたします。また、児童相談所の職員を3名増員をいたします。

検証報告書には、中長期的に取り組むべき事案についても多くの提言がございました。

虐待対応職員の専門性の確保や経験の蓄積、児童相談所・区役所など関係機関の連携の強化、虐待の適切なリスクアセスメントが可能となるような組織づくり、虐待の連鎖に対する予防的な取組などでございます。

こうした中長期的な課題につきましても、児童相談所・区役所だけでなく庁内の幅広い関係部署も交えて、対応を検討していくこととしております。組織として検証報告を重く受け止め、子供の安全確保と権利擁護を最優先し、痛ましい事案が再び繰り返されないことがないように、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応をはじめ、児童虐待対応の強化に全力で取り組んでまいります。

○**副主査（諫山大介）** 重く受け止めて、神戸市とも対応していくということなんですが、こういう事案が出てくると特に連携不足という言葉がたくさん出ますけども、どういった連携不足だったのかを、具体的に幅広く指摘される中で、神戸市としてどうしていくのか、しっかりと検証させていただきたいとは思っております。

こういった中で、職員への批判、責任追及を目的とするものではもちろんないんですけども、検証報告の性質上、本事案に関係した組織、職員の個人の判断、動きに対する問題・課題という多くの指摘があったと理解しております。児童虐待の最前線で働く職員の方はですね、夜間・休日も日々困難な事案に対応されておりまして、この案件だけでなく未然に防いでいるものがたくさんあるんじゃないかと信じております。

この検証結果を組織として受け止めかつ職員の皆さんには萎縮することなく、引き続き前向きに高い使命感とモチベーションを持って動いて働いていただきたいと思っております。今後のこども家庭センターの職場づくり、こういったところはいかがでしょうか。

○**渋谷こども家庭局こども家庭センター所長** 検証報告書の冒頭でも触れていただいておりますように、児童虐待の対応に当たる我々こども家庭センターや区役所の職員は、困難な状況に置かれた子供たちの最善の利益のため、非常に重い職務を自覚し、強い使命感と責任感を持って日々仕事に当たっております。

今回の検証報告書につきましては、我々としましても組織全体として再発防止に向けた提言をいただいたものというふうに認識しておりまして、こども家庭センターとしてもこの提言を重く受け止めて、今後の業務に当たるとともに、改善に向けた取組を進めていきたいというふうに考えております。

こども家庭センターにおきましては、従来から職員の経験年数等に応じた研修の受講や、日常的なOJTを通じて人材育成に取り組んできておりますが、今回の事案を受けまして、職員体制としましては、令和6年度に新たに課長1名、係長2名、調査役1名を配置し、その新たに配置された調査役や係長を中心に所内で職員ワーキングを実施し、職員から提案された意見を踏まえた業務改善を行ったりですね、そのほかこども家庭センター内の研修や外部の研修の受講の機会を大幅に増やし、その一環として児童虐待を疑うべきポイントや、その対応の仕方について、虐待担当以外の職員も含めた研修を実施したりしております。

今回の検証委員会からの提言につきましては、組織としてしっかり受け止め、こども家庭センターにおいて、さらなる職員研修の充実や業務改善などを含めた取組を通じて、職員のスキルアップを図るとともに、引き続き職員1人1人が意欲とやりがいや安心感を持って働き続けることができる職場づくりを進めていきたいというふうに考えております。

○**副主査（諫山大介）** 虐待案件がすごく多くなったんで、人の配置も増えていく中、それぞれスキルアップや連携というのは、もう永遠の課題だと思いますけれども、今回のものだけではなく日頃されてると思うんですけども、よりしっかり進めていただきたいと思います。

それでは2問目なんですけど、これも毎回委員会ごとに聞かせていただいております、社会的養育推進計画、特に里親委託の推進なんです。神戸っ子すこやかプラン2029では、今後、5年間で里親・ファミリーホームの委託の推進に取り組み、里親等委託率を引き上げまして、例えば乳幼児については、令和5年度の12%のところを令和11年度末には65%とするところを目標とされております。家庭と同様の養育環境で養育することの意義はもちろん大きくですね、里親等委託の推進は重要だと考えております。

一方で本市では、養育の専門機関として児童養護施設、乳児院等多くの施設も存在しております。それぞれの施設の役割をどのように考え、どのような理由で里親等委託率の向上を目指すのか、まずお伺いいたします。

○**渋谷こども家庭局こども家庭センター所長** 児童福祉法におきましては、家庭での養育が困難な

子供については、家庭と同様の養育環境であります里親家庭やファミリーホームでの養育を優先して検討し、これが適当でないという場合につきましては、できる限り良好な家庭的環境が整った乳児院や児童養護施設等での養育を検討することとされております。

里親等の家庭での養育については、子供が安定した家族関係の中で、愛着関係が形成されることが大きなメリットである一方、施設での養育につきましても、特別なケアを必要とする子供に対して、専門的かつ多面的な養育が行われているといった利点があるというふうに考えております。

また本市におきましては、乳児院が3施設、児童養護施設が13施設ありますが、これら全ての施設に里親支援専門相談員を配置しておりまして、全ての施設を里親支援機関というふうにも指定しております。これらの各施設の里親支援専門員が、我々こども家庭センターや、その他の関係機関と連携しながら、里親委託に係る子供や里親の支援を行っておりまして、里親委託の推進においても、乳児院や児童養護施設の果たす役割は大きいというふうに考えております。

里親委託につきましては、社会的養護が必要な子供を里親等の家庭に委託することによって、特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、自己の存在を受け入れられているという安心感の中で自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な基本的信頼感を獲得することができます。

また、里親家庭において適切な家庭環境を体験する中で、家族それぞれのライフサイクルにおけるありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとするといったことが期待されるというふうに言われております。

こうしたことから、児童福祉法において家庭での養育が困難な子供については、まずは里親等への委託を検討することとされておまして、本市においても、里親等への委託を適切に推進していきたいというふうに考えております。

今後も引き続き子供の最善の利益の実現という観点から、社会的養護を必要とする子供にとって最良の養育先を検討し、乳児院や児童養護施設などと連携しながら、里親委託の推進をはじめとする社会的養護体制の充実を図っていきたいというふうに考えております。

○副主査（諫山大介） ちょっと数値系で再質問します。

令和11年度末の里親等委託率目標値が乳幼児は65%、学童期以降は33%と設定されております。この数値を設定した理由ですね、お伺いいたします。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 本市におきましては、令和2年3月に策定しました神戸市社会的養育推進計画に基づいて、里親やファミリーホームへの委託の推進に向けた取組を進めてきているところではありますが、里親委託率は伸びておらず、令和5年度末の委託率は、乳幼児が12%、学童期が12.4%というふうになっております。

そのような中で、今回、設定した目標値なんですけれども、本市における里親等委託の推進に係る課題やこれを解決するための取組について検討するため、今年度ですね、神戸市における里親委託推進のための検討会を開催いたしました。この検討会での意見を踏まえて、神戸っ子すこやかプランの中で本市の実情に応じた里親委託率の目標として、乳幼児について65%、学童期以降については33%というふうに設定をしております。

それぞれの目標値の考え方としましては、乳幼児については、愛着関係の基礎をつくる重要な時期であり、検討会においても、重点的に里親等への委託を進めるべきとの御意見をいただいております。この意見を受けまして過去の実績を分析し、乳児院に入所した児童のうち、里親等

への委託が特に困難と判断される児童を除いた人数について、今後一定の状況が整えば、里親等への委託が可能であるものとして、5年間で達成可能な里親委託率を65%というふうに算定をしております。

一方、学童期以降の子供につきましては、子供自身が里親家庭での生活を希望しないなど、里親等への委託が困難な場合もあることを踏まえ、乳幼児の委託増加に伴い、年数の経過とともに、学童期の子供の里親等委託率も上昇が見込まれること、長期間児童養護施設に入所している子供について再アセスメントを行い、子供の意向を確認しながら、家庭復帰や里親等委託を今後さらに進めていく必要があることなどの要因を踏まえて、5年間で達成可能な里親委託率として33%というふうに設定しております。

今後、里親委託率の目標の達成を目指し、必要な取組を行っていく予定ではありますが、決して数値の目標の達成が目標ではなく、子供の最善の利益の観点から、子供にとって最良の養育先を確保することが重要であるというふうに考えております。

○副主査（諫山大介） 数値ありきではなくて、まず子供の養育環境、そして学齢期以降はなかなか、施設になじんだ後ですから里親は難しいという、こういう理由もよく理解できました。

そういう中ですね、里親等委託率がやはり向上する重大なミッションができてきてですね、この養育里親のリクルート、里親制度の広報・啓発というのが挙げられておまして、本市は全国的に見ても里親等委託率が低いほうであったと。様々な要件があるという理解もしておりますが、一般的な広報・啓発事業にとどまらない工夫が必要ではないかとも思います。

令和7年度にはどのようなことに取り組む予定か、まずお伺いたします。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 先ほどもお話しさせていただきました、神戸市における里親委託推進のための検討会にはですね、市内の里親支援関係者のほか、里親委託が進んでいる自治体で実践経験のある関係者にも委員として参画していただいております。この検討会におきましては、里親委託の推進については多くの課題があるが、優先順位をつけて戦略的に取り組むことが求められるといった御意見や、より多くの方に里親制度の理解を深めていただき、里親になっていただく方を増やしていくための広報・啓発についても、他の自治体の事例や、様々な手法について紹介や御意見をいただいております。

我々神戸市としましても、これらの意見を踏まえまして、これまでの取組に加えて、来年度は新たに里親制度に日頃それほど関心が高くない方も含めて、広く市民に里親制度についての理解を深めてもらうための市民フォーラムの開催を行ったりとかですね、養子縁組を目的としない養育里親、特に乳幼児の委託が可能な養育里親を確保するためのアウトリーチ型のリクルート事業を実施したり、未委託となっている里親の状況の把握やアセスメントを行い、委託につながっていない要因を把握して、養育の不安、その他の要因の解消に向けた支援を実施するため、里親家庭への訪問・調査等を専任で担当する会計年度任用職員を配置したり、専門的なケアを必要とする子供を里親家庭で養育する場合の関係機関による支援を充実させるために、外部の専門家をアドバイザーとして選任し、支援機関への助言や事例検討等を実施するといった取組を、来年度新たに行っていきたいというふうに考えております。

里親制度の広報・啓発事業につきましては、本市におきましても、これまで一定実施してきたところではありますが、検討会での意見を踏まえながら、今後、里親委託をさらに推進していくために効果的な取組を進めていきたいというふうに考えております。

○副主査（諫山大介） 中長期的・短期的、取りあえず里親の認知を市民にしっかり啓発していた

だきたいというところと、やはり子育てにしっかり力を入れている本市におきまして、こういった里親含めた社会的療育もですね、実はもう包摂といいますか、全体的に取り組まなければならない課題じゃないかなと思っております。里親だけに特化した広報というよりも、それも含めて、何かあったときは神戸市としてしっかり面倒を見ていくんだという強いメッセージをぜひですね、発信していただきたいと思います。

その中で、これは要望ということで、先ほどの答弁等ありましたけども、この社会的養育の――養護ですね、養育の充実を図るという観点で有意義な取組ですから、子供にとって最善の利益を第一にすることを考え、それぞれ養護の環境を用意して行って、里親等の委託率向上に向けて図れるよう要望いたします。

それでは、今回、新しく取り組むまちなか自習室についてです。

ユース世代等が町なかで使える場所というのはなかなか少ないってというのはよく聞きますけれども、こういった自習室についての取組は大変高く評価しております。令和7年度予算案においては、カフェなど民間施設の空き時間を中高生向けの無料の学習スペースとして活用していくまちなか自習室事業が挙げられております。これまで中高生の居場所といえば青少年会館、ユースステーション、駅構内のスペース、行政が設置する施設が中心でありました。今度は店舗や企業との協力を得て、まさに町なかに展開していくということでございますが、この本事業の狙いそうですね、事業スキームについてお伺いいたします。

○中山こども家庭局長 本事業につきましては、御紹介いただきましたように、中高生が無料で利用できる自習室が欲しいとか、学校帰りに友達同士で気軽に自習できるスペースが欲しいと、そういった中高生のニーズが子供を対象としたアンケート調査の中でも出てきております。これを受けた取組でございます。

こうしたニーズに対応するためには、少ない席数であっても中高生が自習できるスペースが市内に点在する環境をつくり、中高生がよりアクセスしやすく気軽に利用できることが重要と考えております。

そこで、時間帯によっては空いている民間施設をうまく活用することで、中高生の放課後等の自習スペースのニーズと、その時間帯なら提供できるという民間の空きスペースを結びつける仕組みづくりをモデル的に実施するものでございございます。

具体的には、まず第一に事業の協力店舗や企業を開拓する必要があります。学校の立地や通学で利用する駅など、中高生のアクセス性や入りやすい雰囲気、自習に適した設備なども考慮して、カフェやコワーキングスペース等に協力の働きかけを予定しております。御協力いただけることになれば、各店舗が営業状況等を踏まえて、都合のよい曜日や時間帯、提供できるスペースを自由に設定いただきます。

一方、このまちなか自習室を利用したい中高生は、事前にオンラインで利用登録し、デジタルの登録書を受け取っておきます。利用時はオンラインで店舗の空き状況等を確認の上、店舗で登録証を提示すれば、指定されたスペースを無料で自習スペースとして利用できるという仕組みでございます。

本事業を通じまして、中高生のニーズに合った自習スペースが充実することになることに加えまして、中高生が気軽に集まる場所ができることで、地域のにぎわいの創出や地元の店舗や企業を中高生に知ってもらい、中高生と店舗や企業等の新たなつながりを創出することにも寄与するものと考えております。

○副主査（諫山大介） 企業によってもメリットがある事業という発信も必要ではないかなと思います。仕事柄よくカフェとかで時間潰すんですけれども、なかなか自習とか本を出しては駄目ですよってという告知がある中、中高生にとってこういったところが——特に駅前にこだわる必要はないと思うんですけども事業者を集めるのも大変じゃないかなと思います。

そういう中で、中高生に使われるために存在を知ってもらうこと、市内中高生に対する広報・告知ですね。せっかくあるのに知らなかったというのはよく神戸市の事業ではあるんですけども、この点はいかがでしょうか。

○丸山子ども家庭局副局長 このまちなか自習室ですが、多くの中高生に使ってもらうことが非常に重要だと思っております。直接中高生に届けられる広報が特に重要だと思っております。そのため、広報媒体としましては、中高生が日常的に利用しているSNSが最も効果的であると考えております。本事業の公式のLINEですとかインスタグラムのアカウントを開設する予定でございます。これらを活用することで、中高生世代をターゲットにしたSNS広告の配信ですとか、プッシュ型通知によるタイムリーな情報発信ができるほか、友達同士の口コミによる広がりも期待できまして、本事業の認知度向上につながるものと考えております。

また、中高生の利用促進を図るために、現在地の周辺で利用できる場所がどこにあるのかですとか、土曜日に利用できる場所はどこかといった個々のニーズに合った店舗等を見つけやすいようにデジタルマップ等を活用した視覚的な案内など、利用者目線に立った工夫を行っていく予定です。

本業務の運営につきましては、民間事業者への委託を予定しております。民間事業者が持つ豊富な広報ノウハウ等も活用しながら、まちなか自習室の情報が多くの中高生に届けられるような効果的な広報を検討していきたいと考えております。

○副主査（諫山大介） 民間、そういう分野得意でございますので、ぜひそこを期待したいと思います。

その中で1つ確認なんですけども、中学生、高等学校ですね、生活指導、校則との関係が少し頭をよぎりました。学校の校則で、例えば放課後制服で立ち寄らないように指導している施設があるかもしれませんし、また、まちなか自習室の利用者が入店時にスマホで利用登録する仕組みとした場合、学校にスマホを持ち込めない生徒というのが学校帰りに自習室利用できないということも考えられます。中学生もということなんですけども、このような校則とまちなか自習室の利用の関係・調整、この辺りはいかがでしょうか。

○丸山子ども家庭局副局長 御承知のとおり、校則は健全な学校生活を送るために子供たちが守るべきルールを各学校において独自に定めたものでございます。その内容は、中学校と高等学校でも異なっており、中学校においては、御指摘のとおり、学校でスマホを使用しないことや放課後に寄り道しないことといったルールを設けている学校も多いと思います。これらは子供たちの安全面も考慮したルールとなっております。まちなか自習室を安全に、安心して利用してもらうためには校則を守った上で利用してもらうことが必要と考えております。

子ども家庭局では、既にユースステーションや谷上の駅前フリースペースのような放課後に中高生が利用する施設を設置しておりますが、例えば、谷上駅前のフリースペースの利用については、近隣の中学校では、本スペースの趣旨を理解した上で校則を踏まえて、一度帰宅してから利用するように指導がなされて、子供たちも安心して利用することができているような状況です。

本事業につきましても、中高生に安心して利用してもらえるように教育委員会事務局に対して

本事業の趣旨や利用方法等について丁寧に説明を行うとともに、市内の中学校・高等学校に対しても情報共有を図り、本事業の理解が得られるように取り組んでいく予定です。

また、スマートフォンを持っていない場合の利用についてですが、登録証を紙に印刷したものでも利用可能とするなどの方法によりまして、学校にスマートフォンを持っていない中高生や、そもそもスマートフォンを持っていない中高生でも利用できるような運用も行う予定にしております。

○副主査（諫山大介） どれだけ事業広がるかっていうのもあると思うんですけども、注視していきたいと思います。

それでは、少し時間ありますけども、最後、子育て世帯への食を通じたつながり支援ですね。これ本会議でも取り上げさせていただいて、特にコロナ前・コロナ中では大変だったと思います。物価高騰などの影響で生活が厳しい状況にある子育て世帯に対して食品等の提供を通して地域や行政等の支援機関につなげる民間団体を支援する子育て世帯への食を通じたつながり支援事業、令和3年度のコロナ禍の中でスタートして、その後、工夫を加えながら現在に至るものとなっております。令和6年度には支援団体や協力者が情報収集やマッチングを行うことができるオンライン上のプラットフォーム、こども地域応援ネットワークKOB Eを立ち上げるなど、新たな取組があり、この委員会でも質疑しているのを覚えております。

今年度における本事業の実績、こども地域応援ネットワークKOB Eの利用運営の実態、これはいかがでしょうか。

○丸山こども家庭局副局長 子育て世帯への食を通じたつながり支援につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で生活が厳しくなっている子育て世帯への支援として令和3年度に開始したものでございます。今般においても、物価高騰等の影響で依然として食支援の需要が高いことから、引き続き事業を継続し、食支援を実施する民間団体の取組を支援しております。事業開始から4年目を迎えて、支援を必要とする世帯の認知度が高まってきたこともあり、利用者世帯は年々増加しております。

食品等の配布実績についてでございますが、令和5年度は延べ4万7,760世帯に利用いただきました。令和6年度も毎月約4,000世帯と、令和5年度を上回る世帯に御利用いただいております。

本事業で配布している食品等の多くは、事業趣旨に賛同いただいた企業等から寄附として提供いただいたものであり、本事業の実施継続には企業等の継続的な支援や新たな協力企業の開拓が不可欠となります。

そこで、今年度から食支援やこどもの居場所づくりを行う民間団体の情報を企業等に提供し、相互のマッチングを促進するサイト、こども地域応援ネットワークKOB Eを構築し、運用を開始したところでございます。運用開始から約2万8,000個の食品等がこのサイトを通じて提供され、延べ519件のマッチングにつながっております。いずれも寄附の登録からおおむね1～2週間と短い期間でマッチングが実現しております。

また、本サイトの存在を知って、これまで神戸市や神戸市社会福祉協議会ともあまり関わりがなかった企業から問合せをいただいて、新たな企業からの寄附物品の提供にもつながっております。

こうした取組に加えまして、企業等の協力をさらに拡大していくために、これまでも継続して市内食品メーカーへの働きかけ等を実施してきたところではありますけれども、今年度は新たに

企業説明会・交流会を実施しました。本事業の趣旨や食支援を実施する団体の具体的な活動内容を紹介する機会をこの中で設けました。参加された企業からは、寄附した食品がどのようにして支援の必要な方に届けられているかが分かり、社内で支援の意義を説明しやすくなったといった声も聞いているほか、本会への参加をきっかけに、初めて食品を寄附いただいた企業や追加寄附をいただいた企業も出てきております。

今後も本事業を必要とする方へ提供する食品等が確保できるように、引き続きこのサイトの活用や企業等への働きかけを行い、支援いただける企業等の拡大を図ってまいりたいと考えております。

○副主査（諫山大介） この事業に対する共感と現場の熱量をいかに広げ、企業さんにもつなげていくかというところでかなり成功事例をいただきまして安心しました。ぜひそういったマッチング事例、具体的に会わせるっていいところがいいと思いますし、企業さんも何かしたいなと思ってても具体的にどうすればいいかっていう、いろんな大きい、小さいところありますので、ぜひこれ広げていただきたいと思います。

では、最後の質問になりますけども、この事業ですね、食支援団体と位置づけられる12団体が主要な役割を果たしております。食支援団体へ食品提供だけではなくて困り事の聞き取り、行政機関へのつなぎ等に取り組むことになっておりますが、これら食支援団体の活動の状況をお伺いしたいとともに、今後の展開いかがでしょうか。

○丸山子ども家庭局副局長 本事業におきましては、地域の広さや人口規模等も考慮しまして、北区・垂水区・西区に2団体ずつ、その他の区は1団体ずつ、合計12のNPO等の団体に食支援の活動を支援しております。各団体におきましては、毎週1～2回、定期的に食品提供を実施し、継続的に利用いただく中で、徐々に利用者との関係性を構築し、なかなか周囲に相談できない子育てのお困り事などを引き出して、相談内容に応じたアドバイスを行うとともに、必要に応じて地域団体、行政等の支援にもつなげていただいております。

各団体から行政機関等へつないだ件数ですけれども、利用者の増加に伴い増えておりまして、現在では月100件程度で推移しております。

具体的な相談内容ですが、物価高の影響で生活が苦しいですとか仕事がなくなったといった生活困窮や就労に関わる相談や子供の発達相談、不登校、思春期の子供との関わり方など、子育てに関する悩みなどが多くなっております。これらの相談の中には愚痴を聞いてほしいというものもありますけれども、行政等の支援が必要と思われるケースがあった際には民間の児童家庭支援センターやスクールソーシャルワーカー、区役所の保健福祉課や暮らし支援窓口などにつないでいただいております。

本事業は、当面の生活を立て直すきっかけや支援機関等との関わりのない方との大切な接点になっているほか、食支援団体自体が新たな居場所としての機能も有しており、生活に困窮し、つながりの希薄な子育て世帯を支援する重要な場となっております。

その機能をさらに発揮するためには、利用しやすい雰囲気づくりや利用者との関係構築、また、お困り事を引き出すような工夫など、支援団体が大きな役割を果たすものと考えております。

実際に食支援団体の中には、独自でLINEを通じた相談対応や心配な世帯には家庭の見守りを兼ねて食品等を御自宅にお届けするなど工夫して独自に取り組み、利用者から多くの相談につながっているような団体もございます。

このような好事例ですとか活動に当たっての課題等を共有し、各食支援団体へのノウハウの蓄

積を図るために、事業開始当初から食支援団体同士の定期的な情報交換会を実施しているところでございます。このような取組を通じまして、お困り事を抱えた子育て世帯が、各団体が実施する食支援の利用をきっかけに孤立状態から抜け出して、つながりを持てるような支援を行ってまいりたいと存じます。

- 副主査（諫山大介） 横の交流もあり、ノウハウ等の情報交換できるということで、食支援というのが——件数が本当は社会的に減ったほうがいいと思うんですけども、どうしても困ったときに頼れるそういうセーフティーネットも必要であるということで、食支援はあくまでもきっかけであって、本来行政機関で相談すべき人がなかなか行政の窓口がハードルが高いというところでそこにつなげられるいい機能ではないかと思えます。

先日、会派視察で岡山市の北長瀬コミュニティフリッジっていうところに行かせていただきました。もともと食支援、公共冷蔵庫に興味がありまして行ったんですけど、登録した利用者がスマホによって電子ロック解除できまして、24時間取りに行ける仕組みで、今全国18団体、NPO、社会福祉協議会——法人ですね、広がっているとお聞きしました。ここはまちづくりの一環で入っていますので固定費等はかからないんです。特殊な仕組みだと思んですけども、そういったICT、スマホを使って24時間いつでもっていうコンセプト、神戸市でもそういった団体が手を挙げれば恐らく広がりますよって話はしてたんですが、こういった取組をぜひ研究して、継続かつ効果的な事業の仕組みを今後もしていただきたいことを要望して終わらせていただきます。ありがとうございました。

- 主査（松本のり子） お疲れさまでした。

委員の皆様申し上げます。

午前中の審査はこの程度にとどめ、この際、暫時休憩いたします。

午後1時15分より再開いたします。

（午後0時14分休憩）

（午後1時15分再開）

- 主査（松本のり子） ただいまから予算特別委員会第3分科会を再開いたします。

午前中に引き続き、こども家庭局に対する質疑を続行いたします。

それでは、平野達司委員、どうぞ。

- 分科員（平野達司） 自民党の平野でございます。浅井委員と質問させていただきますのでよろしく申し上げます。

それでは、1点目なんですけども病児保育についてお伺いいたします。

企画調整局にちょっと私のほうから依頼をいたしまして、2022年から2024年までの区別、そして年齢別、転出・転入の数字データをいただきまして分析をいたしました。私の地元の兵庫区では0歳児から3歳児までの年齢層で転出が転入を3年とも大きく上回っている状況でございます。ほかと比べてもちょっと傾向が異なっておりまして、兵庫区の0歳児から3歳児の乳幼児を持つ世帯の、特に市内のほかの区に転出することが多い状況に私はすごく懸念を抱いております。転出の要因は精査が当然ながら必要ではございますけども、子育て支援の不足や利用しにくさが転出の理由となるべきではないというふうにも考えております。

その中で、神戸市は病児保育の施設を拡充進めていただいて、指定都市比較でトップレベルの24の施設を整備しておりますけども、いまだに兵庫区は未設置の状態でございます。

令和7年度予算案では、全市で2か所の新規整備が計画されていますが、子育て環境の地域格差を解消するために、兵庫区への新規整備をぜひとも進めていただきたいというふうに思うんですけども、病児保育整備の方向性について御見解をお願い申し上げます。

- 中山こども家庭局長 本市の病児保育事業につきましては、平成14年度から医師会と連携をして実施させていただいております。病気の急性期や急な容体変化にも迅速な対応が可能となるよう、本市では全ての施設を小児科医が在籍する医療機関併設型で実施をしております。

令和7年2月現在、御紹介いただきましたように市内24施設で実施をしておりますが、兵庫区につきましては唯一の未設置区となっております。今年度も新規募集時に兵庫区の医療機関に対して開設の働きかけを行いました。これまでのところ御協力いただける医療機関の確保に至っておりません。

兵庫区にお住まいの方は、隣接の長田区にはなりますけれども、JR兵庫駅前から徒歩圏内にある2施設や、令和6年12月に中央区元町通に新たに開設した病児保育施設などを御利用いただいているものと考えており、施設からも兵庫区民の利用も多いと伺っております。

令和7年度予算におきましては、兵庫区での開設を含む新規整備2か所を計上しており、改めて兵庫区内の小児科医のいる医療機関に足を運び、粘り強く開設の働きかけを行うなど、未設置状況の解消に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

- 分科員（平野達司） 私も兵庫区の医師会のほうには度重なる会議ですとか、いろんな場で直接要望もお伝えさせていただいております。当然ながら実施医療機関の確保も、子供を見ることが出来る——医院が求められる制約条件がございます。あわせて、実は兵庫区に小児科が、北東部——平野地区のエリアであったり、それから兵庫運河から南側の運南地区にも小児科が今ない状況でございます。そのために参入促進や事業継続を支援する補助制度の充実が当然ながら求められるんですが、令和7年度予算案では基本単価の引上げや複数の異なる感染症の児童を受け入れる施設の加算が新設されるというふうに聞いておりますけれども、これで十分と考えられるのかどうか、施設への補助についてお考えをお願いします。

- 中山こども家庭局長 病児保育は、利用率がインフルエンザなど感染症の流行で変動するほかキャンセル率も高く、特性上保育士の確保が難しいなど、運営が不安定になりやすい事業でございます。このため、国におきましても、運営の安定化に向けまして利用人数で変動しない基本単価の大幅引上げを令和3年度に行い、令和6年度、そして令和7年度もさらに引上げが行われるほか、令和5年度からは、児童の体調回復等によるキャンセル加算なども新設されたところでございます。

さらに、本市では市独自の補助といたしまして、国制度に上乘せをしました利用人数加算、賃借料、そして保育士確保のための処遇改善費など、様々な支援を既に行っております。

施設からは、以前に比べて国の補助も充実してきたこと、市単独分は他都市にはない取組として一定の評価はいただいているものと考えております。

また、施設にとりましては、利用人数が増えれば加算が増える仕組みでもあるため、利用増に向けました広報の充実とともに、保育人材の確保についてサポートが必要だというふうに思っております。

こうしたことも含めまして、しっかりと施設の声を丁寧に聞きながら、施設が安定的に運営できるよう、そして兵庫区の未設置の解消につながるように取り組んでまいりたいと考えております。

○分科員（平野達司） 今の状況で行きますと兵庫区に本来の病児保育ができるというのはかなり、今本当に厳しい状況だなと改めて感じてます。本来の形で提供できればいいんですけども、時間がかかる可能性も大いにあるのかなというふうに思っておりますので、そこで代替提案をちょっとさせていただきたいというふうに思うんですけども、ぜひ検討させていただきたいというふうに思います。

かなり難しい問題もあるかというふうに思うんですけども、まず1つの案としてはファミリーサポートの幼児保育版が導入することができないかどうかというのが1つの要望でございます。

それから2点目は、自宅にシッターを呼ぶ訪問型病児保育支援、これが実際にできないか。場合によったら訪問型病児保育支援の利用料金の助成制度、これも導入することができないかということもお伺いをしたいというふうに思います。

実際に病児対応のベビーシッターサービスで行くと1時間大体2,500円から4,000円ぐらいということで、かなり高額な料金になっていくために、保護者としてはなかなかこれを利用しづらいという声も聞いております。また、西宮市では訪問型病児保育利用料金の助成制度ですね、これも導入されているというのも聞いておりますので、検討をお願いできればというふうに思います。

もう1つの案は、今申し上げた2つ目の案の自宅以外での場所でシッターサービス、もしくは保育士、看護師の資格を持つ方が単発で病児保育の支援をできるような形、その働ける仕組みをつくることができないか。場所につきましては本当にあらゆる場所を検討させていただきたいというふうに思っております。

この3つの部分でぜひとも検討させていただきたいというふうに思ってます。兵庫区の病児保育については、今本当に待ったなしの状態です。これはもう以前から要望を出させていただいて、保護者の皆さんからも本当に要望をいただいています。実際に人口動態にも影響出ている、私、状況だというふうに思っておりますので、ぜひともお願い申し上げます。

もう1つ、あわせて、今のお話と重ねるんですが、神戸市全体の病児保育としての要望もさせていただきたいと思うんですが、病児保育の予約、それから情報システムの整備をお願いしたいというふうに思います。当然ながら病児保育の空き状況、これは絶対ながら保護者としても見えるようにしていただきたいというお話も聞いてるんですが、もう1つは対応可能な病気の情報を一覧化して、併せて予約まで完結できるシステムがあると便利だということも聞いております。特に病児保育の場合は、利用する場合2日もしくは3日続けて利用されることがやっぱり多々ありまして、1日目は予約利用できても翌日以降の予約は確約できないというケースがあります。それからあと、病気の種類で同じお子さんを集めて保育しているために、違う病気でありましたら利用ができないということもあるというふうにも聞いておりますので、それを踏まえて早急に検討させていただきたいというふうに思います。

先ほどの病児保育とシステムのお話と併せて、もしちょっと御意見があればお伺いできますでしょうか。

○岩城こども家庭局副局長 今、平野委員のほうからいろいろな御提案のほうをいただきました。病児保育事業につきましては各自治体で様々な取組があるというふうに承知をいたしております。それぞれについて担い手の確保であったりとか財政的な問題等、メリットと課題があるというふうに考えてございます。

私どもといたしましては、まずは兵庫区を含む市内への新規整備と今ある施設の運営、それから利用がしやすい環境整備にも取り組んでいきたいと考えております。また、予約システム等の

さらなる改善につきましても取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

いずれにいたしましても、御紹介のあった他都市の取組に関してはよく研究をするのとともによね、御指摘のあったシステム化についても、本市においてどのような対応が可能かよく検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

- 分科員（平野達司） 本当に早急をお願いをしたいというふうに思います。今の人口動態の流れで行きまして——例えば小児科の先生方がもう今高齢化していってます。その小児科が閉院してしまって小児科自体がなくなってしまうということにも影響を及ぼしてしまうんじゃないかなというふうに思います。それであれば本当に負のスパイラルになってしまうというふうに思いますので、ぜひともこれ本当に強く推進いただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、子育て応援サイトのこどもっとK O B Eについて質問させていただきたいというふうに思います。

令和5年の11月に立ち上げ以降、充実が進められてまして、多くの方が利用されているというふうに思いますけども、1度見たら使わなくなるという声も直接聞いております。ただ一方で、兵庫区含め様々な区ではいろいろ子育ての支援情報を出してまして、兵庫区だとためまっぷを利用してるんですけども、かなり利用されてる状態です。これの、こどもっとK O B Eと各区のローカル情報とのサイトをお互いに相互リンクを図ることによって、もっと利便性の向上と子育ての情報をもっと展開できるんじゃないかなというふうに思うんですけどもいかがでしょうか。

- 長尾こども家庭局こども未来課長 こどもっとK O B Eのサイトの認知度向上についての取組についてでございますが、当サイト、令和5年の11月にオープンして以降、妊娠の届出時ですとかウエルカム定期便の申込時、配達の日機会などを捉えて、こういったサイトがありますということを漏れなく御案内できるように取り組んでいるところでございます。加えて、今はグーグルをはじめとした検索で直接情報を探される方が多いため、関心の高い内容の充実とS E O対策を図りまして、またS N Sと連携して拡散することで旧サイトと比べまして倍近くの閲覧数と伸びてきてはございます。

子育て世帯にとりまして、身近なローカル情報のニーズというのは確かに高いものと考えられまして、当該サイトにおきましても遊び場ですとか保育施設、公園などの施設情報を今いる場所から検索できる地図機能を設けるとともに、子育てサークルについて基本情報を整えて掲載することで区情報の差の解消ですとか、区境にいらっしゃる方の手間の解消に区と一緒に連携して取り組んでいるところでございます。

御指摘のとおり量が多く、更新頻度の高いローカルなイベント情報ですとか、民間情報などについては、区において独自のアプリが活用されたり、全市のイベント情報サイトなどでもツールの特性を生かした発信に取り組んでいるところでして、リンクによる誘導も行っております。今後、それらのサイトやツールの強みを生かしまして、こどもっとK O B Eサイトとの連携においても見せ方の工夫を図るなど、より子育て世帯に不便なくシームレスにお届けできるように取り組むことで、市民の利便性と認知度の向上につなげてまいりたいと思います。

- 分科員（平野達司） ありがとうございます。兵庫区のためまっぷはこどもっとK O B Eのリンクを逆に入れているんですね、ほかだと入ってないところもありますので——先ほどの区境の情報についても、ためまっぷだと東灘・中央・兵庫・長田がありますので、隣の情報っていうのは、

検索を兵庫から中央に変えたりすると情報につながりますが、灘区だとただパパママネットと須磨区はすますく、あと東灘まだ、うめろぐも当然ありますから、しっかりとやっぱり情報連携をしていただきたいというふうに思います。

あと、保護者からは現場の——こどもっとKOB Eは比較的載ってるんですけど、現場の写真とか状況が見れば、自分のお子さんを連れていってもいい年齢なのかどうかっていうの、やっぱりそこは1つの判断基準となるというふうに聞いてますので、ただ、ためまっぷの場合は比較的文字が多くてそこが分からないというところもあります。そこは各区がやっているところでもありますけども、ぜひともこども家庭局と連携をしていただいて、神戸市の子育ての情報、全部がやっぱりPRできるように——共働き世帯のナンバーワンにはなりましたが、やっぱりそこをもっと広げる形のほうがよりいいのではないかなというふうに思いますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の質問に移らせてもらいます。

こべっこウェルカム定期便についてなんですけども、昨年10月から開始されて、すごくいい評判を私も聞いております。事業も円滑に進んでいることを本当に高く評価しております。

なお、この利用者が安心して楽しみながら活用いただけるように育児用品の配達に加えて、声かけや子育て支援情報の提供を行うなど、基本的なコンセプトを大切にしながら、神戸市としての強みをもっと打ち出していくべきだというふうに思っています。

これは保護者から私も実際に聞いたんですけども、やっぱり配達員は原則として専属の見守り配達員が担当するように努められているということだったり、それから対面の受け取り時にスタンプを押して、たまるとプレゼントがもらえる仕組みだと。これ既に工夫されているというふうに思うんですけども、あまり意識的にアピールされていないなというふうには聞いております。これをもっと、子育て家庭の信頼や楽しみが、これをもっとPRすることによって事業の向上にも価値の向上にもつながるんじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○中山こども家庭局長　こべっこウェルカム定期便の神戸ならではの取組ということでございますけれども、御紹介いただきましたように原則同じ配達員が訪問する、あるいは直接対面で育児用品をお渡しできるための工夫としてスタンプカードを用意しまして、スタンプの個数に応じてプレゼントお渡しする取組も行っております。ほかにも、初回にお届けするプレゼントにつきましては、これまでのこべっこウェルカムプレゼントのよいところを引き継ぎつつ、新たに子供だけではなく親も楽しめるようなアンパンマンミュージアムや一時預かりサービスのチケットなども追加し、約120点のラインナップからお選びいただけるようになっております。

また、お届けできる期間につきましても、他都市では1歳までとしているところが多い中、神戸市では余裕を持ってお申し込みいただけるよう1歳半までとし、期間を長く設定しております。さらに、見守り配達員の車や服装などをこどもっとKOB Eのデザインを基調としたものとする事で、配達機会を活用して町なかでの事業の認知度を高めるとともに、育児用品等で参画する企業の店頭などで本事業ののびりを掲示いただくことで、本事業の周知や神戸で子育てをすることの魅力発信にもつなげているところでございます。

本事業の打ち出しに際しましては、現在、定期便の特設サイトやこどもっとKOB Eでの掲載、また、インスタグラムの発信、PR動画の作成等に取り組んでいるところでございまして、制度の特徴についても一定のPRに努めているところではございますが、引き続き広報を行う際には、神戸市ならではの強みや特徴を分かりやすく伝えるとともに、例えば、お子さんの笑顔とプレゼ

ントなどの投稿を活用し、実際の当事者の声や様子を広げるなど、楽しみながら安心して本事業を御利用いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

- 分科員（平野達司） 私もこどもっとKOB Eの配達員の車を見るとすごい幸せな感じがするんですね。ここにもお子さんが生まれたのかなというふうにちょっと思いますので、強く推進をしていただきたいというふうに思うんですけど、その中で、子育て中の親と直接会うということがこの施策の重要な、要だというふうに思ってます。今現在、面会率が9割というふうに聞いておるんですけども、残りの1割の家庭にはまだ会えていないという状況で、実際には置き配のような状況になってしまってるのかなというふうに思ってます。ですので、対面でコミュニケーションを通じて親の不安を和らげていただいて、やっぱり虐待防止だったり孤独の防止っていうところをしっかりとつなげていただきたいというふうに思いますのでお願いいたします。

あわせて、配達時間の件について、保護者の方から午前と午後の選択しかないということで、事前に担当課のほうにもその部分の改善ができないかっていう御相談をさせていただいたところ、直前に配達時間が連絡できるような仕組みを導入いただいたということで、それは本当に感謝申し上げます。当初、午前と午後になってたっていうところが——先ほど申し上げた見守りの配達員がなるべく専属でされるからっていうことでお話をいただいたものでしたから、それを一旦御回答申し上げたらですね、そっちのほうは逆にそれはありがたいというお話がありましたので、ですので、やっぱり専属の配達員が来られてるということ为先ほども申し上げたんですけど、これもっとPRすべき、もしくはもっと伝えるべき、訪問されたら次もまた私がお邪魔しますからね——当然ながら緊急性の部分は違うと思いますけども、それはしっかりと伝えていただきたいというふうに思います。

今後も創意工夫を重ねていただいて、面会率100%に向けて喜ばれる事業に進めていただきたいというふうに思いますので、お願いいたします。

それでは、次なんですけども、産後ケア事業における利用者の利便性向上についてお伺いいたします。

産後ケア事業は、令和5年度の要件緩和によって利用者が宿泊でも前年度比約1.6倍、通所で約1.7倍と大幅な増加をいたしまして、今後も利用増が見込まれます。市民によっても使いやすい制度としていく必要があります。令和7年度予算案では利用申請の受付開始時間の前倒しや利用申込手続の簡素化などの改善が示されました。令和3年の10月の本会議で私のほうから、産後ケア事業のオンライン申請の導入を提案した者としてですね、この間の改善については大変評価しております。しかし、利用者にとっては市との連絡はe-KOB E、また施設の利用申込みだったり空き状況の確認は個別に電話ということで、これは本当に手間だということを聞いております。

さらなる工夫が必要でございまして、そこでサービスの利用申請から施設の空き状況の確認と利用の調整まで一元的なシステムの導入が必要ではないかなというふうに思うんですけども、利便性向上を図るべき検討はいかがでございませうでしょうか。

- 中山こども家庭局長 産後ケア事業では、産後の母親の心身の回復と母子の愛着形成の促進を図るため、助産師が身体的・精神的な支援や沐浴・授乳等の育児支援を行っております。本市では施設やサービスが充実していることもあり、他都市と比較しても利用率が高く、全国平均1割のところ本市では3割の方に御利用いただいております。また、利用者アンケートの結果でも大変満足度の高い事業となっております。

一方で、御指摘のとおり利用者数が大幅に増加しているため、市民にとってより使いやすい制度となるようにさらなる利便性の向上を図る必要があると認識しております。委員からの御指摘や市民の声なども踏まえ、電子申請の導入など利便性の向上にこれまでも取り組んできたところでございます。

さらに、7年度からは、御紹介いただきましたように利用申請の受付開始時期の前倒しや、2回目以降の利用の申込手続について、区役所を介さず直接利用者が産後ケア事業実施施設に申込みができるよう改善を行う予定にしております。しかし、施設の空き状況は直接電話確認が必要な場合があるなど、残された課題もございます。

利用者と施設のさらなる利便性の向上が図れるように、サービスの利用申請から施設の空き状況の確認など一元的に運用できる仕組みができないか、産後ケア施設の声も聞きながらシステム導入についても検討していきたいと考えております。

○分科員（平野達司） ぜひ早急に実施をしていただきたいというふうに思います。

先ほど申し上げたとおり神戸での乳幼児の人口というところでもっと増やしていかないといけないので、そういう細かいところ、制度はせっかくあるのに、やっぱり手続の問題でマイナスになるというのはちょっともったいないなというふうに思っておりますので、強くこれ要望させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。児童館における英語学習や国際交流について伺いをいたします。

令和7年度予算案では、市内の外国人を活用した英語学習であったり国際交流プログラムの施策が盛り込まれていますが、まず20か所での実施目標と聞いております。国際都市神戸にふさわしい取組というふうに期待をしておりますが、現在、外国文化を習慣とする、子供たちにそれぞれ伝えられる人材を想定して調整中と聞いておりますけれども、市内では既に児童館や子育てサロンなどで外国語や外国文化を教えている地域人材もおられます。今後事業を広げていくためにも人材確保が重要でありまして、こうした地域の人材に参画をお願いすることが有効ではないかと考えます。この事業の展開開始と並行して人材の開拓にも取り組んでいくべきだと考えますけれどもいかがでしょうか。

○中山こども家庭局長 児童館事業におきましては、地域人材の協力を得ながらプログラムの充実を図っていくことは、来館促進や魅力向上の観点から重要であると考えております。

従来から国際理解事業として地域在住の外国人を児童館に派遣し、外国の歴史・食文化を伝える等の交流を児童館や学童保育コーナーで実施しており、今年度は34施設で実施いたしました。加えて、今年度から指定管理料の加算制度を設け、14館で地域人材等も活用した英語や他文化に触れる機会を提供しており、遊びの中で英語に触れるプログラムを実施する、あるいは外国にルーツを持つ保護者に講師となっていただいて自国文化の紹介やその国のお菓子を紹介してもらい一緒に食べる等のプログラムも出てきております。

また、区の子育てコーディネーターが児童館と地域で活動している団体等を結びつけ、絵本の読み聞かせを行うなど、地域人材の活用を行っている事例もございます。

令和7年度は、英語や異文化に親しむきっかけづくりをさらに児童館で担っていけるよう、新たに市内外国人を活用した英語プログラムの実施を行う予定としております。

御紹介いただきましたように、市内では地域人材や団体により外国語や外国文化に関する様々な取組が行われており、このたびの英語プログラムの実施におきましても、地域人材の活用や発

掘を含め、様々な人材確保の方策について検討を進めていきたいと考えております。

- 分科員（平野達司） 兵庫区の一部の児童館でも既に地元のネイティブの先生に声を直接かけていただいて実際に活動もしていただいています。また、教材なども先生方とお話をして、本当に充実した教材がそろってまして、別の先生が担当されても、これであればいろんな事業が——事業って言うたら言い方あれですけども——児童館で活動ができるというふうにも聞いてます。

ですけども、外国人の講師によっては、やっぱりこれ文化なのか、突然キャンセルされることも結構あって、やっぱり現場はそこで苦労していることもちょっと聞いておりますので、現場の日本人の先生方とうまく連動してですね、地域でしっかりと英語が学べるような形の場をつくっていただきたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、最後の質問をさせていただきます。親が子育てについて学ぶ場所についてお伺いをいたします。

今、小学校また中学校で不登校児童数が増加傾向にあります。教育委員会からも聞いておりますし、保護者からも直接御相談いただくこともあります。その中で、不登校の理由というのは多岐にわたりますけども、児童本人はもちろんですけども、親にとっても大変悩む事柄でございます。

学童期に至る前のお子さんを持つ親が子育てに関するいろんな考え方や学ぶ機会を、もっと社会でそういう機会があれば、親御さんがそれぞれの家庭において豊かな子育てをすることについて有益でありまして、学童期以降の子育ての様々な場面における対応能力の向上にもつながるんではないかなというふうに思ってます。

そこで、親へのコーチングや親への学びの機会を設けて、保護者のサポートも必要というふうに考えますけどもいかがでしょうか。

- 岩城こども家庭局副局長 委員御指摘のとおり小学校の不登校児童数は増加傾向にある中で、乳幼児においては、親子の健全な関係を支え、学童期以降の困難を乗り越える土台づくりの支援を行っております。日々の送迎時のさりげないやり取りや行事や個別相談、お便りなどを通じまして、保護者の思いに寄り添いつつ、保護者が子供の成長を実感でき、子育ての喜びを感じられるよう努めています。また、自分の子育てに自信を持ちまして、悩みを持ったときに助けてくれる存在が多くあることを実感して卒園できるように、保育時間を通じて時間をかけて支えております。

長年の保育現場での豊富な経験を有する保育士が子育てや発達に関する知識や技術を生かして、区の保健福祉課や児童館などの子育て関係機関と連携し、交流の場になじめない親子であったりとか孤立した親子、育児不安のある親子など、配慮を必要とする親子に対して少人数支援や個別支援などに取り組んでございます。

こべっこランド等では大学教授の監修による親と子のふれあい講座を実施いたしまして、さらに講座、そしてふれあい体操やグループディスカッションを行っているところでございます。保護者と子供の健全な関係を支える土台づくりの取組を乳幼児期から各機関で行ってきているところであります。

今後とも各機関の相互の連携を深めつつ、引き続き丁寧な支援を行うとともに、御提案いただいたような親の学びの機会をより充実させていくよう努めていきたいと考えています。

以上です。

- 分科員（平野達司） 親子の学び教室が各文化センターなどで実施されたりしてるんですけど、

その案内チラシを見ると日付だけが書いてあって、あんまり具体的な内容は書いてないんですね。子供にどう関わっていけばいいか学びましょうだけなんです。親子の学びというのは本当にそれぞれ様々ですし、講師によっても考え方が違いますから、一概にこども家庭局としてこのほうがってというのはお示しは難しいというふうに思うんですけど、議題をもう少し絞っていただいことによって、本当に悩んでいるお母さん方、もしくはその話を聞いて危機感を持つてるお母さん方に直接情報提供ができるんじゃないかなというふうに思ってます。

実際に不登校になったタイミングのときにですね、親として学校に行きなさいって背中を押したほうがいいのか、それとも今はもう行かなくてもいいよというふうに言ったほうがいいのか、やっぱりそういったところも迷ってくるというふうに思うんですね。それまでの間のやっぱり心の気持ちっていうところも親に対してはすごく必要だというふうに思いますので、あわせてそういう講座をするときにお子さんを別室で見ただけの形で親のコーチングの機会を設けていただきたいというふうに思っておりますので、ぜひとも検討いただきたいというふうに思ってます。

実際に私もそういう先生方にもちょっとお会いをいたしまして、もう少し保護者にも分かりやすいように、例えば、仮想の家庭をつくってそれをゲーム形式でこういう形で学ぶというのも1つできないかっていうことも御相談をしています。そういう形にすることによって、仮想の過程でこういうことが起きた場合どうするかっていうので、それぞれ課題を解決する対応というのいろいろ学べるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひとも検討いただきたいというふうに思まして、私の質疑を終わらせていきます。ありがとうございました。

○主査（松本のり子） お疲れさまでした。

次に、浅井委員、発言席へどうぞ。

○分科員（浅井美佳） よろしくお願ひします。自民党の浅井美佳です。

まず1つ目がこべっこウェルカム定期便についてお伺ひします。

先ほど平野委員から質疑もあったように、こべっこウェルカム定期便の実施に関しては多くの市民の方々から本当に本企画を実施した行政の皆さんに感謝の言葉を届けてほしいと改めて伝えていただいております。本当にありがとうございます。その上で、やはり他都市と比較して工夫がこらされているすてきな事業であると私自身も思いますので、ぜひ平野委員がおっしゃったところは広く広報いただけるようお願い申し上げます。

その上で、事業をよりよくしていくために検討いただきたいところが2点ございまして、1点目が配送に用いる段ボール箱についてです。この段ボール箱すごいかわいいんですけども、素材が非常に、ちょっと硬い部分もあると聞いていまして、破棄しにくいとの意見を利用者さんから伺うことがあります。毎月届くものでもあるので受け取る側が使いやすいよう、より柔らかい素材の段ボールを使ってみてはいかがかなと考えます。

2つ目が見守り配達員さんについてです。現在、見守り配達員さんの対応は本当に丁寧に対応いただいているというふうに聞いておりますし、ただ、一部の配達員さんのほうでは初めての御対応で心を本当に悩まされてる方もいらっしゃるというふうに聞いております。

そんな中ですね、とはいえ——何て言うのかな——始まったばかりの事業ですので、配達見守り員さんを通じて、何かあれば行政と家庭がつながることもできるっていう点は本当にこの事業の根幹でありますし、ぜひそこを推してほしいなっていう思いもあるんですね。なので、利用者さんから相談しやすいような工夫——つまり単なる配達員ではないですよ、アマゾンではないですよっていうのを利用者さんに周知するよう工夫してはどうかと考えるんですけども、この

2点について御見解をお伺いします。

- 岩城子ども家庭局副局長** 本事業では、複数の育児用品等をまとめてお届けするために、物流の関係上一定の梱包は必要となりますけれども、段ボール箱の素材が硬く、廃棄しにくいというような御意見は、私どももお伺いしているところでございます。御指摘いただいた柔らかい素材への見直しについては、委託事業者とも今調整中でありまして、検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、本事業の中で、見守り配達員の関係ですけれども、利用者が子育てについて気になることがあれば気軽に相談いただけるように子育て経験のある配達員を確保しておりまして、御家庭を訪問する中で、子育て経験者としてお話を伺い、相談先を紹介するなどのアドバイスや子育て情報の提供などを行うとともに、御相談内容によっては区の保健福祉課につなぐなどの対応を行っているところでございます。

子育て経験者であることに加えまして、配達員の質の向上に向けては、応対マニュアルや訪問時のチェックリストを作成するとともに、産後の女性への配慮などの研修なども実施しているほか、直近では、配達員が利用者からよく聞かれる質問の集約を行いまして、ノウハウをまとめたQ&Aも作成したところでございます。

子育て経験のある配達員がお伺いすることについては、既に広く周知に努めているところではありますけれども、御利用される方が安心して、また気軽に御相談できるように周知方法を含めまして工夫をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

- 分科員（浅井美佳）** ありがとうございます。本当にこの方々が事業の本当に肝だと思っておりますし、やはりこの事業には見守りっていうのが目的に含まれるように、この方々が辞めないで長く同じ方が続けていただくっていうのは本当に利用者にとってもありがたいことだと思うので、先ほど面会率9割を達成されているという、本当に皆さんの目標を達成されてるんじゃないかなと思うんですけれども、残りの置き配にしてよっていう1割がどういうふうな思いでされているのか、何が彼女・彼らには届いていないのかっていうのを深掘りしていただくそうですね、面会率、平野委員がおっしゃっていたように100%になるのかなと思いますので、ぜひその辺りの深掘りをお願いできればと思います。

児童館のチーフアドバイザーさん、区役所さん、保育施設さん、民生委員さん、そしてこの見守り配達員さん、どこかに保護者のタッチポイントがある、そんなまちにどンドンなっていければなと私も思っております。

その子育てチーフアドバイザーさんについてお伺いします。

神戸市では、今年度より市内の全児童館に子育てチーフアドバイザーを配置することで、子育て相談に常時対応できる体制を整え、来年度も引き続き配置が続きます。こちらスタートから間もなく1年が経過しますが、子育てチーフアドバイザーの配置に係る成果についてお伺いいたします。

- 中山子ども家庭局長** 子育ての孤立化や子育ての不安、負担感の軽減が課題となる中、特に在宅育児率の高い0から2歳の乳幼児を抱える保護者が身近な地域で利用できる児童館の機能強化の1つとして、今年度より全児童館120館に子育てチーフアドバイザーを配置しております。

子育てチーフアドバイザーは、乳幼児親子向けプログラムの企画運営や親子との日常的な関わりの中で子育て相談や情報提供を行うなど、乳幼児親子支援の中心的な役割を担っております。

その際、専門的な相談や対応が必要なケースは、区役所の保健師や専門機関等必要な支援に速やかにつながりことも重要な役割でございます。

1月末現在、子育てチーフアドバイザーへの相談件数は約8,400件で、主な相談内容は、発達・発育、生活習慣、育児方法などとなっております。このうち約400件は関係機関につないでおり、例えば1歳半の健診でどのようなことをするのか不安という相談や、夜になかなか寝つけず、夜中に起きるといった相談は、区の保健師や地域子育て支援担当の保育士につながりなど関係機関との橋渡しを行ったところでございます。

昨年7月に実施した児童館の利用者アンケートでは、子育てチーフアドバイザーが常時児童館にいて見守りを身近に感じられ安心感がある、区役所に行かなくても相談ができる、乳幼児向けプログラムが充実し、利用できる日も増えたなどの多くの声をいただいております。

また、乳幼児親子の来館者数は1月末時点で配置前の前年度と比較して約20%増加しており、配置の成果が出始めたというふうに考えております。

引き続き子育てチーフアドバイザーを中心に、乳幼児と保護者に寄り添いながら、児童館が垣根の低い身近な地域の子育て支援の場、親子が安心して過ごせる居場所として多くの親子に御利用いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○分科員（浅井美佳） ありがとうございます。かなりこの1年で効果が出ているというお話に大変励まされております。今、専門的なやはり相談が多いのかなというふうに先ほどのデータを見ても思ったんですけれども、全員が全員——まずほとんどの方が何かしらの資格を持っていらっしゃるというふうに聞いております。ただ、一部の方はその資格を持っていないけれども要件を満たしていらっしゃるの、その任に就いていただいているという認識です。ということはですね、やはり個々の知識や経験にやはり少し差がある。いろんな資格、全員が同じ資格を持っているのではなくていろんな資格をそれぞれが持っているという——それも強みだと思えるんですけれども——そういう状況のように思っています。ですので、横のつながりを強めてもらって、子育てチーフアドバイザーさん同士での情報交換、研修、そして子育てチーフアドバイザーに求められる役割、ミッションの共有と明確化など研修等を通じて、より高みを目指していただきたいというふうに思うんですけれども、その辺りいかがでしょうか。

○中山こども家庭局長 この子育てチーフアドバイザーですけれども、やはりニーズに応じた親子プログラムの企画はもちろんですけれども、親子に寄り添った子育て相談の対応、専門的な相談は状況に応じて適切に関係機関につなぐための中心的な役割を果たす人材でございます。有資格者や一定の経験等を要件とした配置に加えまして、これまでその役割や心構えの理解やスキルアップに向けた様々な取組を進めてきたところでございます。

まず、専門的な相談を適切に関係機関につなぐためには、関係窓口や地域の担当保健師を掲載したリストを全館に配布をしております。区ごとの子育てチーフアドバイザー連絡会や市全体の研修会には、保健師や臨床心理士、こども家庭センター等の専門職が参加し、関係機関と顔の見える関係づくりも行っております。

また、乳幼児プログラムの企画の充実のために、区ごとの連絡会等で他館の好事例の討議や情報共有を図るとともに、チーフアドバイザー同士の仲間づくりにもつなげているところでございます。

また、希望する館には、保健師や保育士、歯科衛生士などの専門家を児童館に派遣してプログラムを実施してございまして、子育てチーフアドバイザーも一緒に関わることで、アドバイザー自

身のスキルアップにもつなげているところがございます。

さらに、相談に関する能力の向上に向けまして、区ごとの連絡会、あるいは市の研修会では、相談事例の共有、それから、対応に関する意見交換、保護者との信頼関係を築いていくための傾聴の方法等を学ぶ機会を提供しているところがございます。

令和7年度はこれらの取組に加えまして、区ごとの連絡会をできる限り毎月実施するとともに、保育士も新たにこの連絡会に参画する予定にしております。加えて、特別な配慮が必要な利用者への対応や地域における社会資源の把握と連携等のより専門的な内容を含む兵庫県の子育て支援員研修を受講予定でございます。

引き続き児童館運営者とも意見交換を行いながら、子育てチーフアドバイザーのスキルアップの向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○分科員（浅井美佳） ありがとうございます。引き続き安心感のある制度を高めていただければと思います。

それでは次に、すこやか保育についてお伺いします。

すこやか保育の親の同意の仕方については、私のほうで初めて'23年5月議会で要望してから同年9月議会、12月の我が会派の市長要望、そして平井議員から'24年2月議会にて質疑・要望、そしてこの9月議会でも私のほうから質疑させていただくなど一貫して要望を続けてまいりました。そして、令和7年度から神戸市も親の同意のない場合にも保育園の補助を可能とする制度が新たに設けられたことについて本当に感謝しております。いま一度、午前中もありましたが、かぶらない範囲で今回の制度見直しに係る目的と拡充の対象となる子供の人数について当局の見解をお伺いします。

○中山こども家庭局長 すこやか制度の見直しにつきましては、これまでの御議論や関係団体からの要望を踏まえまして、令和7年度予算におきまして、具体的には、巡回指導員の増員や専門家同行回数が増による巡回指導体制の強化、そして、手続の簡素化による補助金の申請から支給までの迅速化、障害の程度が中度区分である場合の補助単価の増額を行ったところがございます。それに加えまして、保護者の同意を求めない新たな補助制度を創設することといたしております。

この新たな補助制度は、これまですこやか保育制度の対象となっていなかった発達の子供も含め、インクルーシブ保育を実践している施設の負担軽減や対応力向上を目的としております。

今回の見直しにより、令和7年度予算では新たに約450人が対象になるものと試算しております。

今後、市内全ての教育・保育施設において、障害の有無にかかわらず全ての子供の多様な育ちに応じたインクルーシブ保育が深まるよう、新たな補助制度、新たに実施する発達支援保育リーダー養成研修、巡回指導等を有機的に連携させ、事業効果を高めていきたいと考えております。

○分科員（浅井美佳） ありがとうございます。もし財源に余裕があったら今までの制度のまま450人中の親の同意なしの子供の部分だけ増やすっていうこともできたのかなと考えますが、昨今のこの状況、対象の子たちが増えているという状況では、今の財源の中でやりくりを考えられたときの最適解を見つけられたのかなと評価しております。

こちらはまた要望になるのですが、新制度運用後の保育現場の声、また引き続きよく聞いていただいて、見直しが必要な点に関しては対応していただくようよろしくお願いいたします。

さて次は、学童保育における医療的ケアを要する児童の受入れについて伺います。

令和7年度に医療的ケアを必要とする児童を受け入れる予定の学童保育施設、こちら3施設予定——全市で——と聞いておりますが、医療ケアを要する児童が、施設側が受入れ体制を用意できないとの理由で学童保育に入ることができなかったという事例を私も直接伺っており、やはり全市で見ると少ないんじゃないかという印象がございます。

医療的ケア児の受入れに当たっては、専門家の配置、ハード面の整備など様々な課題があることについては、そのことについての有識者会議も毎年取り上げられておりますので、そのレポートを拝読するなど十分承知しているところであります。これまでの議論の結論をそろそろ出す方向にかじを切ってもいい時期なのではないかと考えております。

まずは、現在医療的ケアを要する児童による利用登録があった場合、どのように対応しているのかお伺いいたします。

- 岩城こども家庭局副局長 本市の学童保育における医療的ケア児の受入れ対応につきましては、医師等の有識者が委員として出席している医療的ケア児の支援施策検討会議において専門家から御意見を伺っているところでございます。各委員からは、施設の受入れ体制の確保、医療関係者との連携、職員側の知識向上等の課題があり、受入れについては慎重な検討が必要との意見をいただいているところでございます。

このような中で、施設が保護者からの相談を受けまして、施設の判断で保護者と受入れ方法を十分に協議した上で、職員が民間の研修を受け知識を身につけるとともに、保護者や学校等の関係者と密に連絡を取るための工夫等を行いまして、インシュリンの注射について自己処置ができる児童を受け入れている施設が3施設あるというふうに承知しております。

一方で、学童利用児童が多く安全性の確保が難しいことや受入れ体制を整えることができないとして受入れができなかったという事例もございます。

医療的ケア児の受入れに関しましては、安全性の確保を第一に考える必要があり、引き続き、医療的ケア児の支援施策検討会議において専門家の御意見を伺いながら、本市としてどのような対応が可能なのかということの研究をまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

- 分科員（浅井美佳） ありがとうございます。有識者会議も何年も実は続いていると私も理解しているんですけども、そして、医療的ケアを要する児童の受入れは本当に生命に関わることなので、今インシュリンだけの対応とはいえ、やはり生命に関わることなので、慎重に準備や受入れ事項を検討するべきだというのも理解しております。

その上でですね、例えば施設に看護師さんが巡回する仕組みをつくっていただくとか、そういう午後だけ巡回するっていうのが難しいのであれば、例えば午前中は区役所での業務に専念していただいて午後からは回るというような仕組みも可能だと思いますし、やはり医療的ケアを要する児童については、学童保育の登録に係る申込時期についてもちょっと早めていただいて、受入れが可能かどうかを皆さんが考えられる時間もちゃんと取っていただくっていうのも必要なことというふうにも思います。そこまで人数が多い話ではないとも思いますので、受入れを進めていくためにできることは取り組んでいくべきだと考えるんですけども、いかがでしょうか。

- 岩城こども家庭局副局長 医療的ケア児の受入れにつきましては、看護師の体制や児童に関わる全ての職員の医療的ケアの理解や知識、そして、児童の細やかな健康状態の把握、緊急時の対応等の課題を整理いたしまして、安全に受け入れる体制を構築するとともに、保護者・医療機関・学校等との連携が不可欠というふうに考えてございます。

保育所や小学校においては、これらの課題等について整理し、慎重に検討を重ねた上で、医療的ケア児の受入れを行っておりますけれども、学童保育については体制面の違いもございまして、1つ1つの課題を丁寧に整理する必要があるというふうに考えてございます。

また、医療的ケア児の受入れということではないですけれども、入会の個別相談は申込時期にかかわらず随時受付を行っております、相談があった際には丁寧な対応に努めているところでございます。

医療的ケア児の受入れを少しずつ行っている都市もあることから、まずは他都市における取組の詳細な情報の収集に努めまして、どのようなことから取り組んでいけるかということを検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○分科員（浅井美佳） ありがとうございます。本当にそろそろ個別対応ではなく1つ指針を出していただいてもいいぐらい議論はされているのかもしれないなとレポートを見ていると思うので、ぜひ前向きに取り組んでいただけると大変ありがたいです。よろしくお願いいたします。

次がダブルケア家庭のお子さんの保育所入所に係る加算についてお伺いしたいです。

子育てと介護の両方を担うダブルケアの状況にある方は、働いて生計を支える必要があるものの、介護等を行う上、就労状況がパート勤務とならざるを得ないことも多くあります。このようなダブルケアの方は、子供を保育所に預ける必要性が高いのですが、現在の保育所入所における利用調整基準の点数で十分に評価されていないのではないかと感じます。

特に厳しい状況にあると考えられるのが介護とお子さんの養育をするパート勤務の人で、かつ被介護者が手帳を所持していない、あるいは所持が申請までに間に合わない方だと思うのですが、このような方について利用調整基準上どのような取扱いになっているかお伺いします。

○岩城こども家庭局副局長 神戸市における保育所等利用に関しましては、平成27年4月の入所より神戸市子どものための教育・保育給付に係る認定事務要綱に定める保育所等利用調整基準に基づき利用調整を行ってございます。

利用調整基準は、客観性と透明性をより高めるために点数制を導入いたしまして、保育を必要とする事由とその状況に応じた基本点数と、その他世帯の状況に応じた調整点数の合計点数の高い世帯から優先順位を設定することと定めてございます。

基本的な考え方ですけれども、御指摘のような育児と介護の両方を担っている方については、利用調整基準上、就労状況と介護を受ける家族の方の状況を基に基本点数を決定いたしまして、かつ保護者や被介護者の障害等の状況により別個調整点数として加点を行い、合計点数を算出することになってございます。

基本点数ですけれども、具体的には就労を理由に預けたい場合は、月64時間以上働いている場合には就労時間数に応じて基本点数が100点から60点、そして、介護・看護のために月60時間以上保育が困難な方につきましては、被介護者の状況と介護に必要な時間に基づき、基本点数を90から50点と設定をいたしております。その上で就労しながら介護をしている場合などは、保育を必要とする事由が複数ある場合などは高いほうの点数を採用しているという形になってございます。また、調整点数については、例えばですけれども、同居の祖父母等の親族が障害者手帳を所持しまして、また、要介護認定を受けている場合は調整点数として1点加点という形になってございます。仕事をしながら育児と介護をしているいわゆるダブルケアの場合は、就労に係る点数と介護に係る点数を比較しまして、高いほうの点数を採用しています。

また、調整点数については、祖父母等同居の親族が障害手帳等を所持、または要介護認定を受けている場合に加算があるものの、配偶者の場合には手帳がない場合の加算がない等の違いがございます。

その結果、御指摘にあったような手帳のない配偶者の介護をしているダブルケアの事案では、条件によっては点数が低くなるといった場合がございます。

以上です。

○分科員（浅井美佳） ありがとうございます。おっしゃるとおり条件によっては点数が低くなるんですね。共働きでフルタイムで働いてる方が復帰したときよりも点数が低くなる場合があります。つまり、必ずしもその方は保育園にお子さんを入れるわけではないということになる。例えば、旦那さんが要介護者だったと。奥さんというか女性の方——お母様が働いていらっしやると。お子さんが例えば3人いて上の2人は小学校にいて下の子を保育園に入れなきゃいけないってなったときに入れなくてなると、もう本当に大変な状況になるんですね。こちらもそこまで、もしかしたら対象は多くないかもしれないですけども、そういう方も取り残さないという意味では、点数の見直してというのは考えていただくことも必要だと思うんですけども、こちらいかがでしょうか。

○岩城こども家庭局副局長 近年、晩婚化、晩産化や少子・高齢化等の影響によりまして、育児と介護を行うダブルケアの方が増加しておりまして、ダブルケアラーへの社会全体での支援が必要であるというふうに認識をいたしております。

委員から御紹介いただいたとおりですね、仕事をしながら育児と同居の要介護度の高い親の介護をしているようなケースについては加点がありますが、障害者手帳を所持していない保護者自身が被介護者である場合につきましては、別居の親族を介護している場合など加点の対象としていないケースもあるということでございます。

利用調整基準は、様々な周辺ケースとのバランスも考慮しながら納得度の高いものとしていく必要があります。現状はダブルケアの中でも加点の対象とならないケースがあることから、そのようなケースに対しましても、今後どのように対応していくかにつきましては、他都市の制度も調査・研究の上検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○分科員（浅井美佳） ありがとうございます。検討いただくということを私も期待しているので今年度御検討をお願いします。ぜひ11月の申請までには間に合うようにしていただけると本当にありがたいです。

さて、すみません、時間がなくなってきましたんですけども、原田児童館の改修について1個だけお伺いさせていただきたいんですけども、原田児童館は、今年で築51年となるんですね。こちら王子公園の一角にありまして、ただ再整備の対象とは今なっていないというふうに聞いております。今後、王子公園全体がリニューアルされていく中でこのまま残されていくと、そこだけすごく昭和の置物みたいになってしまうのと、あと子供たちの過ごす場所というふうにもなっておりますので——何だろう——ちょっと違和感が残りまして、子供たちのウェルビーイングに関しても担保されないんじゃないかというふうに思っております。

こちらに関して、せめて新しい王子公園のイメージに合うような外観に整備すべきだと考えるんですけども、御見解をお伺いします。

○岩城こども家庭局副局長 委員御指摘のとおりですね、原田児童館については、基本方針におい

て存続とし、適時必要な方策を検討することとしており、整備の対象とは今されていないような状況でございます。原田児童館につきましては、事業開始後今年で50年を迎えるんですけども、耐震化には問題なくてですね、今後も継続的に使用を予定をしているところです。

一方、原田児童館周辺における王子公園の再整備によりまして、緑の広場やシンボルプロムナード、スタジアムの整備のほか、王子動物園のリニューアルや関西学院大学の開学など、周囲がリニューアルされていく中で原田児童館が現在の外観のまま残り続けるということにつきましても、王子公園の再整備基本計画素案に対する意見募集などでも、再整備と併せてきれいにしてほしいといった声をいただいているところでございます。

今後、再整備が進む中で建設局と協議をしながら、周辺との調和を維持していくように努めていきたいというふうに考えてございます。

○分科員（浅井美佳） ありがとうございます。それは今後改修が入るということですか。

○岩城こども家庭局副局長 平成28年に大規模改修をしているということで、ちょうど再整備の時期に、またもし大規模改修等の形ができるような状況であれば、そういった周辺との調和の維持ができるような形の内容をしていきたいというふうに考えてございます。

○分科員（浅井美佳） ごめんなさい。ちょっといまいち分からなかったんですけども、改修を検討いただく方向で進めていただきたいと強く要望させていただきます。よろしくお願いします。

ごめんなさい、ここからは、1個だけ、学童保育に関してもう1つだけあるんですけども、学童の神戸モデルみたいなのをつくってはいかがかみたいな話を去年の決特でお話しさせていただきまして、質・量とともに学童保育に関しても高めていきたいと局長のお話でいただきました。その中でも引き続き検討をお願いしたいのが神戸ならではの学童保育——国際色を出していただきまして、学童での定期的な英語体験の導入です。児童館においては、このたび前に進むということで大変楽しみにしているんですけども、学童保育全体における英語体験や国際交流の場を設けることについて、お考えを簡潔にお願いします。

○中山こども家庭局長 令和7年度予算におきまして、新たに外国人を活用した英語学習等のプログラムを児童館で提供していくということでございますけれども、児童館でプログラムを実施するというので、児童館を学童保育で利用している児童はもちろん、自由に来館する一般の児童も一緒に参加できまして、多くの子供たちが英語や他文化に触れる貴重な機会となるというふうに考えております。

7年度はモデル的に児童館で実施する予定でございまして、今後の拡大に向けまして人材確保が円滑に進められるか、実施の成果はどうかなどを検証しながら、やはり児童館で実施をして、学童も参加できる形で子供たちの豊かな体験機会の充実につなげていきたいと考えております。

○分科員（浅井美佳） ありがとうございます。ぜひモデル実施が成功するように心から祈っておりますし、全部の学童でそういう体験が公平にできるように頑張ってくださいと思っています。

その際、指導者の確保に関して先ほどもちょっと述べられましたが、確保できるかどうかは課題になっていくと思います。他都市においても導入されている、例えば民間ALTなど民間企業のスキーム——そのほか、ALT以外にもいろいろあると思うんですけども——活用するなど、その辺り幅広い検討をお願いできればと思います。

さてここからはですね、ごめんなさい、全部要望にします。すみません。

まず、病児保育に関して——病児保育の施設職員が病児を保育園に迎えに行くサービスについ

て、以前つくば市で導入されていますよというお話をさせていただいたかなと思います。その際に、いやでもまだ政令指定都市でも1つしか——確か全政令指定都市の中では——ないからちょっとまだ検討難しいよというお話お答えだったと思うんですけども、やはりつくば市の例をちょっと申し上げますと、保育園等で体調不良の児童が発生した際に、園でそのまま預かることは難しい、また速やかに保護者が園に迎えに行くことが難しい場合、保護者の代わりに病児保育の看護師が保育園にお迎えに行き、受診した後、病児施設で預かる仕組みがあります。このようなサービスがあれば、保育園・保護者・子供の全てにとってメリットのあるシステムだと考えますので、ぜひこちらに関しても検討お願いしたいですし、病児保育に関しては、まず予約したいと思ったときに、朝限られた時間でどの病児保育に連れていくのかっていう、もう時間との戦いなんですよ。その際にどこが空いてるかっていうのをぱっと見れるサイトって今ないんですよ。それについても要望してきたんですけども、例えば、あずかるちゃんに関しては、予約までがセットになってしまっているため、例えば病児保育利用の対象かどうかは診察後に判断する方針の病院に関しては利用していない状況なので、こちらに関しては予約までのスキームに変更いただくなど引き続き調整をお願いできればと思います。

以上です。ありがとうございます。

○主査（松本のり子） お疲れさまでした。

次に、なんの委員、発言席へどうぞ。

○分科員（なんのゆうこ） 日本維新の会、なんのゆうこでございます。さとう議員と引き続き質疑させていただきますので、よろしくお願いいたします。

午前中もちょっと——お昼からですかね——質問があったんですけど、私からも社会的養育、里親委託の推進についてお伺いいたします。

里親委託率ですが、全国平均24.3%、最大が福岡市で59.4%、最少が宮崎県で10.2%で、神戸市は12.9%とかなり低くなっています。令和6年の12月1日時点で里親登録数は179世帯ですが、そのうち受託しているのは61世帯と、里親登録数と比較して受託中の世帯が非常に少なく、里親とのマッチングがうまくできていない等改善すべき点が多々あると考えます。

また、里子に出す保護者への理解が得られにくいということもお聞きしますが、まずは、季節里親や週末里親について広く市民向けに周知することで、里親希望者や里子に出す保護者への理解を促進し、もっと開かれた里親制度を目指すべきではないかと考えますが、御見解をお伺いいたします。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 里親等に子供を委託する場合には、子供の最善の利益を確保する観点から子供や保護者等の意向・意見を十分に尊重しつつ、個々の子供に合った里親とのマッチングを丁寧に進めることが重要であるというふうに考えております。

一方で、里親委託が進みにくい主な要因としましては、里親制度と養子縁組の違いが十分に理解されておらず、里親委託に係る保護者の同意が得られにくいことや、里親制度に関心を持つ人以外を対象としたアプローチの機会が少なく、多様な里親の確保につながっていないことなどがあるというふうに考えております。

里親委託についての保護者の同意を得るための取組としましては、我々こども家庭センターが保護者に対して里親制度と養子縁組の違いを丁寧に説明するとともに、里親家庭での養育による子供や保護者にとっての利点を理解してもらうことなどによって、以前よりも同意が得られやすくなってきております。

ただ、保護者も含めた一般市民の方にはまだまだ養育里親を含め里親制度について十分に知っていただくことはできておらず、里親制度の理解促進のためのさらなる取組が必要というふうに考えております。

そのため、令和7年度には里親制度に日頃それほど関心が高くない方も含めて、広く里親制度についての理解を深めていただくための市民フォーラムなども新たに実施することを考えております。

御紹介いただきました季節里親・週末里親の制度につきましては、神戸市においては家庭養護促進協会が実施しているものでありますけれども、これは児童福祉法に基づく里親制度とは異なって、児童養護施設などに入所している子供に対して、週末や夏休みなどの長期休暇を利用して家庭生活を経験する機会を提供する事業というふうになっております。この事業をきっかけとして里親登録につながる方もいるため、里親制度を広めるための媒体の1つになっているというふうには考えております。

また、里親委託を必要とする子供について、適切に里親とのマッチングを行っていくためには、里親登録者をできるだけ多く確保していくとともに、未委託となってる里親の状況を把握した上で、養育不安、その他の要因の解消に向けた支援を行っていくことが重要というふうに考えております。

そのため、この面については、令和7年度には里親家庭への訪問・調査等を専任で担当する会計年度任用職員を新たに配置して、未委託になっている里親の状況の把握やアセスメントを行い、養育の不安、その他の要因の解消に向けた支援を実施していくことを検討しております。

こうした取組を通じて、今後も引き続き里親制度をより開かれたものとするとともに、子供の最善の利益が確保されるように里親等委託を推進していきたいというふうに考えております。

○分科員（なんのゆうこ） ありがとうございます。季節里親、週末里親、結構——気軽に言うたらちょっと語弊があるかもしれないんですけども、お子さんを預かったり、預かる側としても本当に短い時間で——試せるいうのもちょっとおかしいかもしれませんができますので、ぜひちょっと広げていただきたいというのを要望しておきます。

それでは、再質問させていただきます。

里親委託率向上のためには、里親家庭の負担を軽減し、里親になりたい方を支援することが重要ですが、里親家庭の方から聞いた話の中で、里子が通信制の学校に通い大検に合格したが、実親の虐待などにより精神的に不安定な時期もあり、不登校時期もあったことから現在21歳となっております。本人は大学に通う意欲もあり、里親としても大学に進学させてあげたいが、措置費による大学進学等自立生活支度費では不十分であり、財団等の奨学金も年齢要件により利用できないという課題を抱えているとのこと。里親の立場としてはお金がないから進学させられないと言いたくない一方で、現実的には進学が難しい状況となっております。そうした家庭に対しても、ふるさと納税などを活用した支援を検討してはどうかと考えますが、御見解をお伺いいたします。

○渋谷こども家庭局こども家庭センター所長 ただいま御紹介いただいた事例なんですけれども、対象の方が21歳ということなんですけれども、里親等に委託されている場合でもそのお子さんが20歳になると里親委託というのは基本的には解除というふうになります。ただ、20歳以上のそういう措置解除された方でも自立を図るために必要があると認められるときは、里親制度というわけではないんですけども、児童自立生活援助事業の対象として引き続き支援を実施していくということで、これも法改正がされて対象となってきております。今お話しした児童自立生活援助事業

の対象として決定された場合には、里親委託中の措置費とおおむね同額の措置費が対象世帯に支給されるというような仕組みになっております。

一方、里親家庭から大学に進学するお子さんについては、一般家庭と同様に奨学金制度を利用したり、アルバイトをしたりして学費に充てていることも多いというふうに認識しております。

奨学金制度については、こういった里親家庭であるとか社会的養護を必要とする子供を対象とするものもありまして、そのほか広く一般の学生が利用できるものもあるというふうな状況になっております。

委員御指摘のあったふるさと納税の活用なんですけれども、神戸市のふるさと納税のうち児童養護施設等で暮らす子供たちの応援のための寄附金につきましては、児童福祉施設や里親家庭で生活する子供を対象として、国が定める措置費では充足できない費用を補助しております。具体的には、里親等へ委託されている子供の学習塾への通塾費用、高校生の部活動の費用、大学等の入学検定料などについて一定額を支給しておりますが、大学の授業料までは一般家庭との均衡も考慮して補助の対象とはしていません。

里親委託や施設入所措置を解除された者の、大学進学も含めた自立支援については、国の動向や一般世帯の状況を踏まえて研究する必要があるというふうに認識してございまして、御提案いただいたような支援を直ちに実現することは難しいというふうに思っております。

○分科員（なんのゆうこ） ありがとうございます。国の動向にもよるかと思うんですけれども、せっかくこうやって里親でお子さんを引き取ってくださってる方の好意を無駄にしないといえますか、しっかりと続けていけるような支援を行っていただきたいと思っております。

そのほかにもいろいろ里親の方のお悩みとかいうのも結構私も聞かせていただきまして、里親の親が集まる会もあるそうなんですけど、そういった親の声も行政のほうで拾い上げていただいて、また支援につなげていただきたいと思っております。

それでは、次の質問です。こべっこウェルカム定期便の運用や子育て施策の広報についてお伺いいたします。

昨年からはまったこべっこウェルカム定期便ですが、子供が生まれた家庭を祝福するとともに、子育て世帯の孤立を防ぐ目的で、育児用品などを届けるだけではなく、赤ちゃんとその家族の見守りを目的として、子育て経験のある見守り配達員が配達時に養育者と会うことで、子育ての悩みや困ったことを聞き、支援へつなげていく役割があると聞きますが、これも知り合いの方から聞いたお話なんですけど、配達員から宅配便のようにサインしてくださいと言われて、物を置いて帰っていったと。このような状態では相談できる雰囲気ではなかったもので、ちょっと困ったというお声もありました。本来の役割が果たせていないのではないかと思います。

当局からも見守りの中で1月13日時点で既に119人から相談があり、うち27件が区役所の保健師につなぐことができたとのことで、全ての配達員が先ほど申しましたそのような対応をされているわけではないと思うんですけれども、配達時に全ての世帯へ相談しやすい体制を構築すべきではないかと考えます。

委託した後も、アンケートなどで利用者からの声を聞くなど、検証し、改善しながら進めていくべきではないでしょうか。御見解をお伺いします。

○中山こども家庭局長 こべっこウェルカム定期便でございますけれども、子育て経験のある見守り配達員が各御家庭を訪問し、育児用品のお届けに併せまして声かけや子育て支援情報の提供などを行うとともに、必要に応じて区の保健福祉課につないでおります。

見守り配達に対しましては、見守りの質を確保するため、配達員向けの応対マニュアルや訪問時のチェックリストを作成するとともに、コミュニケーションや見守りスキルなどに関する研修を実施しております。

先ほど実績の御紹介ございましたけれども、少し時点を、2月25日に更新をいたしますと、事業開始後221件の相談があり、うち40件について区役所の保健師につないでおります。また、相談件数には含まれませんけれども、お届け時にコミュニケーションを取るよう努めておりまして、0歳児の御家庭ということで、不用意に長く滞在しないよう配慮しつつお話をお伺いしております。利用者からは、夜まとまって寝てくれない、まだはいはいしてくれないといったお話があるほか、離乳食が思うように進まない、配達員さんの場合はどうでしたかといった相談に対して、私の子供も全然食べてくれず困ったけれど元気に育ちましたよ、気になれば保健師さんにおつなぎしますねといったやり取りも報告されているところでございます。

実際に定期便を受け取られた方に配達員の対応について感想を伺ったところ、7割を超える方が満足またはとても満足と回答され、雰囲気もよく話しやすい、親身になって話を聞いてくれるといったコメントも寄せられる一方で、一部の方からは改善の声もいただいております。

事業開始当初は、配達員も不慣れで十分なコミュニケーションが取れなかったこともあるかもしれませんが、事業を開始して約4か月経過し、配達員も徐々に慣れ、ノウハウも蓄積されつつあります。

そこで、配達員が利用者からよく聞かれる質問を集約し、配達員向けのQ Aを作成するなど、配達員に対して継続的にフォローすることで、配達員が利用者とのコミュニケーションを取りやすくなるような環境整備にも努めており、10回継続してお届けする中で信頼関係を構築できるようにしていきたいと考えております。

引き続き利用者からの声を丁寧にお聞きし、全ての配達員の見守りの質の向上に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○分科員（なんのゆうこ） 質の向上に向けてアンケートも取っていただいているようでありがとうございます。今後もいろいろ皆さんの声を聞いて改善していただければと思います。

それでは、再質問です。

こべっこウェルカム定期便利用時に相談があった——ちょっとまた人数がちょっと前のものになるかもしれませんが——119人の中には子育て情報を求めるものが19件ほどあったと聞きますが、私も市民の方と話す中で、こどもっとK O B Eやここならチャットなど知らない方が多いように感じました。

今年度、妊娠中から産後すぐの時期に加え、子供が少し大きくなってからも役立つサービスをまとめたこべっこ子育て帳を作成し、妊娠届出時、母子健康手帳と併せて配布しているとのことですが、気づかない方もいらっしゃるのではないかと思いますので、例えば定期便で訪問する際や集団健診の際など、様々な機会を通じて案内してはどうかと考えますが、御見解をお伺いします。

○岩城こども家庭局副局長 子育て応援サイトこどもっとK O B Eは、本市の切れ目のない子育て支援の総合的な情報サイトでありまして、具体の支援につないでいくための入り口として広く子育て世帯に知っていただきたいというふうに考えてございます。

そのため、妊娠届出時や集団健診時、イベント時にチラシやグッズを活用した案内もしておりますけれども、手元のスマホに直接お届けするよう、ターゲットを絞ったS N S広告や子供とのお出かけ情報や役に立つ支援のまとめ情報など、よく検索される関心の高い話題の記事を充実させ、

全市のホームページのトップやエックスなどのSNS、子育て応援LINEなどから更新情報を発信することでサイトへの誘導を図ってございます。

また、こべっこウェルカム定期便では、案内状にこどもっとKOB Eのサイトのトップページから手続いただけるよう御案内することで、利用者が申し込む際に当該サイトを知っていただくよう誘導するとともに、お届けの際には、段ボール箱の外側にデザインで大きくサイトの二次元コードを掲載し、重ねて案内をしているところでございます。

ここならチャットKOB Eの関係ですけれども、問合せ等をしたくても時間が合わない方、面談・電話での相談に抵抗を感じる方などが行政サービス等に関する質問や子育てに関するお悩み等の相談をチャット上で受け付けるサービスであり、このサービスを必要としている方に情報が届けられるように取り組んでいるところでございます。

具体的には、各区役所や社会福祉協議会、子育て世帯向けの食支援等を通じて必要な方にお知らせできるようにするほか、こうべ子育て応援LINEでの配信などによりまして、サービス開始から着実に登録者数が増加している状況でございます。

必要とされる子育て情報は、お子さんの年齢や御家庭の状況などに応じてそれぞれ違いまして、情報にたどり着いていただくためのフックとなる内容や発信の仕方も変わってくる状況でございます。

引き続き、サイトのコンテンツの充実に加えまして、妊娠届、新生児訪問、集団健診といった機会や定期便のお届け時、児童館やおやこふらっとひろばなど、御相談を受けたり、接する機会を通じまして、細やかに必要な施策を案内していくとともに、町なかのサイネージであったりとかバス・電車のラッピング、こべっこカーなどこどもっとKOB E自体の認知度を高めるなど、様々な機会や手法で発信をしまいたいというふうにご考えてございます。

以上です。

○分科員（なんのゆうこ） ありがとうございます。チラシとかで渡していただいてもなかなか登録まで行かないので、できたらここでちょっと登録して行ってねみたいな形で促していただくのも1つ手かなと思います。

ここならチャットKOB E、ちょっと私もびっくりしたんですけど、私もちょっと子育て——もう子供が16になったので外れてるかも分からないんですが、前にボタン、相談するか何か押したら——しばらく何も私が相談内容を入れなかったんですね。そしたら、押し間違えだけですか、それとももしかしたら何かありますかみたい、そこまで、返信が来るぐらいで、それも多分平日の9時から6時の間だと思いうんですけれども、やっぱりそれ以外の時間帯の方で、やはり夜にちょっと子育てで煮詰まってもうどうしようもないっていう方もいらっしゃいますので、そういった方の声も拾っていただけるようにちょっとこれからもよろしく願いいたします。

それでは、再質問させていただきます。

ここならチャットKOB Eについては、登録者が一気に増加することで相談などに対する返事が遅れる可能性も考慮し、登録者数の推移などを踏まえながら広報を行っているとのことですが、サービスを必要としている方への広報は十分でしょうか。また、イベント情報について、開催の前日に案内が来ることがありますが、前日に案内が来て翌日にすぐ行ける方は多くないと思いますので、イベント広報の手法についても見直しが必要ではないでしょうか。今後どのように取り組んでいくのか、これまでの実績と併せて御見解をお伺いします。

○丸山こども家庭局副局長 ここならチャットKOB Eについてですが、相談相手が見えないオン

ラインの相談となることから、相談者が安心して利用できるように相談員が当日中、もしくは翌営業日中に返事するなどスピード感を持って丁寧に対応することでサービスの信頼性を確保しております。

そのため、広報に当たりましては、一気に登録者が増加することで相談等に対応する返事に時間を要してサービスへの信頼性を損ねたり継続的な利用につながらなかったりするといった懸念もあることから、登録者数や相談実績の推移を見ながら広報を実施しております。

具体的には、特に本サービスの利用ニーズが見込まれる在宅保育の多い世代向けや独り親世帯向けなど、ターゲットごとの広報を時期を分散して実施しながら本サービスを必要とする子育て世帯への周知が図れるように取り組んでおります。

また、これまでの相談実績を踏まえすと、小・中学生の子育て世帯においても利用ニーズが高いことが分かりましたので、今後、保護者と学校との連絡ツールであるすぐるを活用しまして、小学生や中学生の保護者に向けた広報も順次実施していく予定でございます。

また、御指摘の情報発信のタイミングですけれども、週1回程度、子育てやお金に関する行政サービスなどお役立ち情報や子供向けのイベント情報を配信しております。イベント情報を配信するタイミングは、イベント主催者側からの急な依頼もお受けしております。イベント開催日の3日程度前の配信になることもありますけれども、基本的にはおおむね1週間ほど前に配信するよう運用を行っているところです。

引き続き情報を受け取った方が参加しやすいようなタイミングでの配信を行うとともに、丁寧な相談対応やニーズに合った情報配信を行いましてサービスの信頼性や満足度の向上を図り、必要とされる方にしっかりと行き届くように取り組んでまいりたいと思います。

○分科員（なんのゆうこ） ありがとうございます。ちょっと相談員の方が少ないからということなんですけれども、これがちょっと逆になってね、相談員が少ないから相談多くてもうできませんというようでは困りますので、ニーズもいろいろ計っていただきながら、必ず皆さんに行き届くように対応していただきたいと思います。

それでは、次の質問です。

父子家庭も含めた独り親家庭への家事支援についてお伺いいたします。

独り親家庭の支援策として、養育費確保や就労支援の取組は進めていますが、独り親は就労から育児など全て1人で行うため家事の負担が大きく、特に男性の独り親にとっては、料理や掃除などの家事が大変で困っていると聞きます。

本市は男性の独り親向け支援の1つとして料理教室を開催しているとのことですが、参加することすら難しい方も多く、民間の家事サービス等を利用したいと思う方も多いのではないのでしょうか。

現在、独り親について、ファミリー・サポート・センターやベビーシッターの利用料について補助があるとのことで、育児に関する支援を進めているのはよいことですが、就労継続の側面的支援として家事支援サービスの補助も考えられないでしょうか。御見解をお伺いいたします。

○丸山こども家庭局副局長 独り親につきましては、手伝ってくれる人がいない場合、仕事と子育てと家事を1人で担うこととなりまして、その負担は身体的にも精神的にも非常に大きいものと考えられます。

本市においても昭和50年度より令和2年度まで母子福祉団体が独り親家庭の家事を援助する事業を実施してまいりました。しかしながら、利用実績がほとんどない状況が続いておりまして、

令和3年3月によりニーズの高いと思われるベビーシッター利用補助に転換したという経緯がございます。

一般的に家事支援サービスについては、現状家に入られたくないという声もありまして利用が伸びていないというふうに推測をされます。県内でも独り親家庭を対象にした家事援助事業を実施している自治体でも利用件数がほとんどないというふうに聞いております。

一方のファミリー・サポート・センターの独り親を対象とした利用費補助については、おおむね増加傾向にあります。子ども家庭局としては、特に子供が未就学から小学生の間の子育て負担の大きい時期の独り親家庭の支援としまして、ファミリー・サポート・センターの利用の推進に取り組むとともに、ほかにどのような支援が求められているのかということのお声を聞きながら施策を実施しております。例えばひとり親家庭支援センターが開催する相談・交流の場のふらっとカフェというのがございますが、母子福祉団体であるたちばな会の会員がスタッフを務めており、当事者としてより近い立場で声を聞き取っていただいております。その中で、父子家庭の父親の方も参加しやすいようにということで、父子家庭限定の日を実施したりもしております。その中で聞き取った声としまして、栄養のある料理を作りたいがハードルが高いとか、気軽に参加できる交流の機会がもっと欲しいという声に応えるために、料理を気楽に感じてもらえるような父子家庭向けの料理教室を開催したところです。和やかな雰囲気でもでき、大変好評であったということです。ひとり親家庭支援センターが開催するこのようなセミナーやイベントなどあらゆる機会を捉えまして、どのような支援が求められているのか、生の声を伺いながら施策に生かしてまいりたいと思います。

○分科員（なんのゆうこ） ありがとうございます。父子家庭の方ってなかなか仕事と育児と子育てで、そこまで相談することすら多分行きついてない方が多いと思うんです。私の周りもちょっと以前いたんですけども、もう日々仕事と育児と家事をすることで手いっぱい、多分今教えていただいたふらっとカフェとかこういうところに来られる方ってかなりちょっと意識が高いとか、少し見ていただける方がいて余裕がある方かなと思いますので、そういった方じゃない方にちゃんと届くように支援していただきたいと思います。

あと1つ、ごめんなさい、時間がございませんので要望に代えさせていただきます。児童家庭支援センターの広報についてなんですけれども、私も昨年、東灘区のはれるや児童家庭支援センターを視察させていただきました。中を見るとですね、プレイルームがあって、そこに結構近隣の親子連れの方が遊びに来て、多いときだと本当に満員になるっていうぐらい来てました。プラス虐待の相談ですとかシングルマザーなど孤立家庭への家庭訪問とか食料支援も行っているということで、緊急時には何か一時避難できるように布団があったりですとか、シャワーがあたりですとか、そういったことも行っているということなんです。

ただ、まだこういった認知度、こういったセンターがあって、ここのセンターがどういうことをしているのかっていうのもまだ知らない方もいらっしゃると思いますので、そういった方への広報も今後よろしく願いいたします。要望して私からは終わります。

以上です。

○主査（松本のり子） お疲れさまでした。

次に、さとう委員、発言席へどうぞ。

○分科員（さとうまちこ） よろしく願いいたします。学童保育の体制整備についてです。

学童保育事業については、施設によって取組のレベルが大きく異なると感じております。各施

設は、国の示す放課後児童クラブ運営指針、市からも、神戸市児童館活動の手引きの中で、放課後児童クラブ事業に関して想定しているとのことですが、現場では市のマニュアルが定着していないとも聞いております。市で定める規定を徹底し、必要に応じて規定を改めるなどにより質を担保する必要があるのではないのでしょうか。

また、児童館であれば常勤の子育てチームアドバイザーを全館配置済みとのことですが、学童保育に対する常勤職員の配置は十分にできているのでしょうか。館長のほかに1人の配置が基本となっておりますが、2人以上は配置したほうが望ましいと考えますが、併せて伺いたします。

○中山こども家庭局長 本市の学童保育事業におきましては、平成19年9月に神戸の放課後児童クラブの基準——通称ガイドラインでございますけれども——策定をいたしまして、市内の学童保育のさらなる充実に努めてまいりました。

また、学童保育事業の運営主体である児童館におきましては、神戸市児童館活動の手引きを策定しておりまして、その中で学童保育事業の運営についても定めております。

各施設は、市のガイドラインや児童館活動の手引きに基づいて運営を行っているところでございます。

児童館活動の手引きにつきましては、基本的な考え方や保育の流れ、対応方法について記載しておりまして、国の新たな方針等に併せて必要に応じて見直しを行っているほか、新たに周知すべき事案や課題が生じた際は、その都度全施設への通知や館長会の場で周知を行うなど、学童の質が担保されるよう努めております。各指定管理者は、市が示した手引きや通知等をベースとしながら、独自のノウハウや創意工夫を盛り込み運営をしております。

常勤職員の配置ということでございますけれども、令和6年度からは全ての学童保育施設におきまして常勤職員を1名配置することとし、多様な特性を持った児童への一貫した対応や、気になる児童・家庭の早期発見等も期待できるほか、学校や地域との一層の連携も可能となるなど、安心・安全で充実した保育環境の提供につながることを狙いとしてこのような拡充を行ったところでございます。

令和7年2月現在、学童保育の常勤職員は全施設の約7割の施設に配置できております。配置できていない施設からは、適任の職員が見つからないなどのお声も伺っております。令和7年度の配置に向けまして、人材確保に努めていただいているところでございますので、引き続き、各施設での配置に向けまして働きかけを行っていきたいというふうに考えております。まずは常勤職員1名の配置に取り組むということが大切であるというふうに思っておりまして、その効果や課題を見極めていきたいと考えております。

児童館の手引きや基準につきましては、研修や会議等の場を通じまして指定管理者に説明を行っておりまして、指定管理者がそれぞれの職員への周知徹底を図っているところでございます。

今後も新たな国の方針や顕在化した課題に対して、新たな対応が必要な場合につきましては同様に取り組んでまいりたいと考えております。

○分科員（さとうまちこ） 職員の方1人ということで、本当に施設側からしたらパズルのようにシフトを組むのが大変だということを知っております。やはり2人ぐらい職員いたほうがシフトも組みやすいというふうな——余裕もできやすいということになりますので、これに関してはちょっとまた御検討いただきたいと思っております。

そして、学童保育の実態につきましては、施設による体験格差が大きいと感じています。来年

度は3か所でスポーツ体験事業をすることのことで、学童保育の質を高める取組と評価はしておりますが、一方で施設数が限定されることからさらに体験格差が広がってしまうことを危惧しております。

児童館であれば、全施設で特色ある取組を推進しており、全施設にインセンティブが当たるように予算措置しておりますが、学童保育でも同様の考え方が必要ではないか、お伺いいたします。

○**岩城子ども家庭局副局長** 本市の児童館では、各施設が指定管理制度の下、工夫しながら、花や野菜を育てるほか、ダンスや英会話など様々な特色ある取組を行っている状況でございます。

令和6年度より、地域のニーズに合わせた子育てプログラムの実施を促進できるよう、児童館の特色を生かした取組を後押しするインセンティブ制度を設けて支援をいたしております。インセンティブ事業のうち、小学生が対象の事業は、学童や一般来館の子供たちが参加できる仕組みになってございます。令和7年1月には、各施設の取組を紹介する事例発表会を開催するなど事例を横展開しており、その場には学童の施設長も参加をいたしまして、既に学童で取り組んでいる施設もあることから、引き続き他の施設にも広がっていくよう努めていくというふうに考えてございます。

それから、スポーツ体験事業ですけれども、子供が外で遊ぶことは、危険予知、体力、創造力等の向上においても様々な効果があるというふうに考えられるため、令和7年度より児童館・学童保育施設において様々なスポーツの体験事業を実施して、子供の外遊びを促進していきたいというふうに考えてございます。具体的には、プロスポーツチームやプロトレーナー等を招聘いたしまして、定期的に様々なスポーツ競技の体験教室を実施していきたいというふうに考えています。同事業を契機といたしまして、スポーツ指導資格を持った地域人材の活用等により、各児童館における外遊びが広がっていくように努めていきたいと考えています。

引き続きインセンティブやスポーツ体験事業における好事例の横展開を通じまして、子供たちの体験がより充実したものとなるよう取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○**分科員（さとうまちこ）** 学童は本当にいい場所だと思っております、異年齢と交流もできますし、学校から家の間で気持ちの切り替えができる大事な場所となっております。今よく使われておりますデジタルデトックスの時間ともなります。時代の変化に伴い教育も変わりつつある中、学童保育も子供の成長に伴走する形を取っていただき、子供の自己肯定感を育むなどといった意識を持っていただきたいと思います。

過去に学童保育中の事件もありました。子供たちをとどめておけばよいというようなことではなく、子供の成長は大人の成長にもつながります。質の高い充実した学童保育を目指していただきたいと思えます。

以前に、京大のKuSuKuに視察に行きましたときに、本当にここから格差ってできてるんだなというふうにしみじみ感じました。今後少子化が進むとはいえ、学童保育のニーズは高まりますので、ぜひ子供たちが充実した時間を過ごせるような取組のほうを推進していただきたいというふうに思います。

次に、長期休暇中の学童保育における昼食提供についてです。

昼食は家庭弁当の持参が原則となっている施設が多く、保護者の負担となっております。来年の夏休みに向け、給食センターを活用した昼食提供を垂水区内の施設で調整中とのことですが、コンテナ規格等の問題で実施可能な施設が限定されると聞いております。給食センターから児童

館への配送ができないとしたら、昼食時に児童館から学校へ移動して食べるなどによって対象施設を拡大できるのではないかと考えますが、現在の予定施設数と、今後どのように増やしていくのかお伺いいたします。

- 岩城こども家庭局副局長** 中学校給食の全員喫食実施に当たりまして、令和7年1月より供用開始した第一学校給食センターの運営事業者より、自主事業として垂水区の一部の学童保育施設で給食を提供する提案がございました。令和7年度の夏休みの試験実施に向けては、給食センター稼働後間もないことや学校給食と利用人数等が異なる中で初の取組となることから、同センターの有する調理設備を活用する試験実施を行った上で、今後の実施方法についても協議を行いたいという意向を事業者から伺っているところでございます。

給食配送に利用する食器や食缶を運ぶコンテナについては、衛生面や重量等の制約があるために、学童保育を実施する児童館、学校内コーナー等の現地調査を行っているところでございます。

委員御指摘のとおり、学童保育施設は給食コンテナを運び入れる規格になっていないことから、給食配送用のコンテナ以外でも実施できる方法がないか協議を今しているところでございます。

御提案のあった児童館等から学校等への配送可能な場所へ昼食時に移動して食べることによる対象施設の拡大については、喫食する児童も日々異なることから、給食を利用する児童のみを安全に児童館から学校まで引率する必要があるなどの課題もあることから現実的には難しいというふうに考えてございます。

実施に向けては、利用料金や注文受付、代金徴収、盛り付け、配膳に関する方法等について協議中であり、具体的な予定施設数も含めて詳細をお伝えすることは難しいですが、決まり次第施設と利用者に御案内をする予定でございます。

まずは令和7年度の試験実施に向けた準備を進めていくこととしており、実施状況や課題等を検証した上で、令和8年度以降の取組について検討していきたいというふうに考えてございます。

- 分科員（さとうまちこ）** また子供たちや保護者の御意見を聞きながら進めていただきたいと思えます。学校に近い学童もありますし、学校内の学童もありますので、その辺りを積極的に御検討いただきたいというふうに思います。

次に、保育士の人材確保についてです。

本市の保育士の平均年収については、「6つのいいね」等の処遇改善により、全国の保育士の平均年収を大きく上回っている状況ということです。年収は就労先を選択するに当たって大きな要因となると考えますが、人材確保に当たっては、「6つのいいね」等の取組は紹介していても、本市の年収が高いことは十分にアピールできていないのではないかと思います。

先月、こども家庭庁と直接意見交換をさせていただきましたが、こども家庭庁におきましては、保育士の人件費が上がらないということで、各保育施設において人件費がどれぐらいなのか、令和7年度から職員給与など経営情報の見える化が制度化されるというふうにお聞きしました。

本市としても年収の具体的な金額を明示し、人材確保に生かすべきと考えますがいかがでしょうか。

- 岩城こども家庭局副局長** 本市では、国の制度に加えまして市独自でも保育人材確保策を実施しており、令和5年度の市内の保育士の平均年収は、本市の独自調査によりますと、全国の保育士平均を60万円上回る水準となっております。

広報に関しては、一時金として7年間で最大160万円を支給や宿舍借り上げのための月額最大10万円を補助など、全国トップ水準の支援策をパッケージ化し、「6つのいいね」として効果的

なアピールに努めてきました。その結果、近隣の市のみならず全国的にも神戸の支援策は手厚いという評判が高まっておりまして、市内施設における人材確保定着に寄与しているものと手応えを感じているところでございます。

関係団体からは、「6つのいいね」により職員の定着が進み、採用にかかる費用や労力の縮減につながったと評価の声をいただいていますし、先日開催されました子ども・子育て会議の教育・保育部会においても、委員の方から、手厚い処遇改善により、保育士・幼稚園教諭の勤続年数が伸びている、他都市で保育士をされていた方が神戸に引っ越して保育士をされるという話を最近度々耳にする、保育士の中で神戸市は働きやすいというイメージが広まりつつあるという、こういった御意見もいただいているところでございます。

今後、あらゆる業種・業界で人材の確保が厳しくなると予想される中で、保育人材確保のための広報の一層の強化が必要というふうに考えてございます。そのため、御指摘のとおり給与面のアピールも重要な要因と考えておりまして、令和2年度に実施したアンケートによると、資格保有者は保育士として就業するに当たり、働き方や人間関係など職場環境の改善、保育士としての仕事のやりがいや魅力も重視していることが分かっていることから、そうした要因も踏まえる必要があると考えておりまして、具体的な年収の明示までは考えてはございません。

一方で、委員御指摘のとおり、国は令和7年度から経営情報の見える化を制度化する予定であり、詳細はこれからでありますけれども、モデル賃金等についても公表されるというふうに聞いてございます。これは平均年収ではありませんけれども、これまで「6つのいいね」等の処遇改善に取り組んできた成果として、市内保育士の賃金水準が高いことが発信できるのではないかとこのように考えてございます。

今後とも保育人材の確保のために、養成校・関係団体と連携を図りながら効果的なアピールに努めてまいりたいというふうに考えてございます。

- 分科員（さとうまちこ） 本日に広報のほうよろしく願いいたします。結局どれぐらいのスキルがあつてどれぐらいの賃金頂けるかっていうのは非常に興味のあるところで、労力に見合わない賃金だったからこそ人材不足というものがありました。今後やはり低賃金に戻ってしまうと質も低くなりますので、このまま神戸市に頑張りたいと思います。

そして次に、人材確保のためには職場環境の改善は重要であります。以前にも提案してはいたしましたが、保育士が職場環境を相談できる市の窓口を設置してはいかがでしょうか。

- 岩城こども家庭局副局長 人材確保定着を図り、保育の質の向上につなげるためには、働きやすい職場環境の整備が重要であり、本市では各施設の園長や主任を対象とした研修を実施しております。こうした研修を踏まえましてカウンセラーの配置や産業医との面談機会の提供を行っている園があるとお聞きをしております。

また、職員会議に非常勤職員も含めて全員が参加することにより、様々な話合いが行われるようになってございます。園内研修やオンライン会議システムやインカム等の活用によりまして職場内での連携がスムーズになった、ノンコンタクトタイム——いわゆる休憩時間とは別に物理的に子供と離れて各種業務を行う時間——そういったものが確保できるようになりまして、保育士同士で保育の振り返りができるようになったと聞いております。そうした改善事例についても報告を受けております。

職場環境の改善については、基本的には各施設で取り組む課題であると考えておりまして、市としては、引き続き研修の実施を通じましてサポートを行っていきたいというふうに考えてござ

います。

以上です。

- 分科員（さとうまちこ） 昨今、市内の保護者から不適切保育に関する相談を幾つもお聞きしております。保護者が不適切保育について相談できる窓口も併せて保育士の相談窓口、本市独自に設置して、園と保護者での調整が難しい案件になる前に保護者からの声を集めて早期に対応していただきたいと思います。

今る御説明いただきましたけど、そこに見えてきてない問題のほうが多いんですね。やはり保育園というのは小さな社会でもありますので、その辺りを早期にすくっていただくほうが今後の職場環境の改善にもつながると思いますので、独自の保育士からと保護者からの直接の神戸市への相談窓口の設置というものは、私は必須だと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

そして、こども医療費制度の拡充についてです。

近年の本市の拡充施策として、高校生等通学定期券補助制度の拡充は、大阪府の高校授業料無償化による影響を意識したもので、保育料の引下げは政令市や近隣市の保育料との差を意識したものと聞いておりますが、そうであるならば、こども医療費制度についても近年、政令市や近隣市で拡充を進めていることから本市も拡充すべきではないかと思っております。将来的には所得制限なしで高校生世代まで無料にすることが望ましいとは思いますが、まずは3歳未満までを無料としている外来助成について、就学前まで引き上げるなどの拡充を考えられないでしょうか、お伺いいたします。

- 中山こども家庭局長 こども医療費助成制度につきましては、本来国が取り組むべき施策でございますけれども、これまで県市協調事業として実施しつつ、市独自で制度の拡充を実施してきたところでございます。平成29年7月からは中学3年生までの子供の保護者に設けていた所得制限を撤廃しました。令和3年10月からは入院一部負担金の助成対象を高校生世代まで拡大し、令和5年10月からは外来一部負担金の助成対象を高校生世代まで拡大いたしました。これにより、高校3年生までの全ての子供が無料もしくは低額な一部負担金で受診できる環境を整えることができました。

兵庫県下の市町のうち、高校生まで医療費の無料化を行っているのは28市町で、そのうち7市町が所得制限を設けており、対象から外れる子供がいる一方で、神戸市は所得制限を設けておらず全ての子供を対象としております。政令市では、現時点で高校生まで所得制限なしで無料化を行っている自治体は2市のみと少数でございます。

各自治体を取り巻く環境や抱えている課題、財政状況は様々であり、限られた財源をどのような施策に充当するかは、各自治体の実情に応じて異なるものと考えております。

子育て支援施策は、医療費の問題だけではなく、児童虐待の対応、独り親家庭への支援、保育や学童保育ニーズへの対応など様々な課題があり、これらの課題解決を総合的に進めていく必要がございます。

こども医療費助成につきましては、このような子育て支援施策の総合的な取組を推進していく中で、子育て世代全体にかかる経済的負担の軽減や医療制度としての適切な給付と負担、さらには社会保障制度としての安定性、財政的な持続可能性などといった観点も考慮しながら検討する必要がございます。

こうした考え方にに基づき、これまで制度を順次拡大してきたところでございますが、この制度を持続していくためには一定の御負担をいただく必要があると考えております。

引き続きバランスの取れた子育て支援策の検討を進めて切れ目のない子育て支援の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

また、少子化対策の一環であるこども医療費助成制度につきましては、本来、国が取り組むべき施策であり、国策として持続可能な制度を確立するよう、国に対して引き続き要望していきたいと考えております。

- 分科員（さとうまちこ） 今まで、自治体とか、無償化について行った後の調査が行われております。無料化以前は経済的な理由で受診が遅れ、重症化してからやむを得ず時間外や深夜に受診していましたが、医療が無料になったことで軽症のうちに受診して重症化を防ぎ、時間外の受診が減少したということもあり、医師が無料だからと不適切な治療する事例は本当に極めて少ないということです。

これは、保護者は少しでも将来のための貯蓄——また物価高につき、以前より食費も多くかかる中、100円単位の節約をしております。子供たちの命と健康を守り、安心して医療が受けられると喜ばれているということも医療費無料施策を実行しております政令市や近隣市では、拡充が進んでいることから、神戸市もより一層の努力をしていただきたいと思っております。

高校の無料化につきましても地方の自治体がより全国に響いたということもございますので、ぜひ神戸市としても子育てにはなお一層の力を入れていただきたいと思っております。

そして次に、おやこふらっとひろば垂水などの駐車サービスについてです。

おやこふらっとひろばについては原則区役所の1つの機能として利用者に対し、他の区役所窓口と同様に駐車サービスを行っております。

一方で、垂水区は区役所の中に入っておらず、児童館と一体的に運用していることもあり、駐車サービスを受けられないと聞いております。垂水区についても他区と同様に駐車サービスを実施すべきではないでしょうか。

また、市内3か所あるこべっこあそびひろばについては、駐車料金が必要ですが、これらも併せて駐車サービスを実施してはいかがでしょうか、御見解をお伺いいたします。

- 丸山こども家庭局副局長 おやこふらっとひろばについては乳幼児健診や育児相談などで各区役所を訪れた際に気軽にふらっと立ち寄っていただいて、子育て相談や情報提供が受けられる場所として全ての区に開設をしております。

おやこふらっとひろば垂水は、御紹介いただいたとおり、児童館と一体的に整備運用しているものであり、駐車サービスを実施しておりません。他区と同様に駐車サービスを実施すべきとの御指摘ですが、おやこふらっとひろばは、ひろばの利用に合わせて児童館も利用可能となっていることに加えまして、立地もJR垂水駅前であり、公共交通機関でもアクセスしやすい場所となっていることから、市外の方の利用も多く、おやこふらっとひろばの中でも特に利用者数が多い施設となっております。

一方で、垂水駅周辺は駐車場の利用や交通量が多い状況となっていることから、駐車サービスの導入については、立地や周辺の駐車場、道路等への影響などを総合的に勘案し、検討する必要があると考えております。

また、こべっこあそびひろばについてですが、こちらは就学前の親子が室内で思い切り遊ぶことができる場所として六甲アイランド、岡場、西神中央の3か所に設置しております。いずれも駅近くの公共交通機関でアクセスしやすい場所に設置しておりまして、市外の方の利用も多く、1日当たりの利用者数は各施設に200名程度と非常に多くの方に御利用いただいている状況でござ

ざいます。

御提案いただきましたこべっこあそびひろばにおける駐車サービスの導入についてですが、導入に当たっての財政負担や行政サービスとしてどこまで提供すべきかといった観点も含めて、検討すべきものと考えておりました。現時点では導入を予定しておりません。

- 分科員（さとうまちこ） 垂水区役所に用事がある場合は30分の無料駐車券が出たかなというふうに思っております。神戸市内の方に限って30分とか限定しながら、そういったところはやっぱり寄り添っていただきたいというふうに思います。

次に、震災時のこどもの居場所についてです。

令和6年の元旦に発生した能登半島地震の際には、地震発生の数日後に被災した子供たちの居場所を守る活動がすぐにできていたと聞いております。本市でも、南海トラフ地震等の災害が起きた際、早急に体制を構築できるよう備えておくべきと考えますが、日頃から災害を意識しながらこどもの居場所を実施しているNPO等の民間団体と連携しているのでしょうか、現状と今後の取組についてお伺いいたします。

- 丸山こども家庭局副局長 昨年の能登半島地震におきましては、地震発生の数日後よりこども食堂の運営支援を行っている団体やこども食堂運営団体が連携して被害状況の情報収集を行うとともに、日頃の活動で培ったノウハウを生かして避難施設で炊き出しを行い、地震発生からおよそ2週間後にはこども食堂を再開されたと聞いております。

本市においても阪神・淡路大震災の際に移動児童館として児童館職員が避難所等に赴き、自分たちが持っている遊びの知識や技術を生かして、児童の心のケアを行うとともに、その後も地域ニーズに応じて青空児童館として活動を継続したという経緯がございます。

これを踏まえると災害発生時に市内に広がっているこどもの居場所が子供たちをはじめ、被災者の支援を行える場所になることも想定されますので、日頃からこどもの居場所運営団体において災害時の備え等を意識していただけるよう、情報共有などに取り組んでいくことは意義があると考えております。

現在、各区社会福祉協議会が運営するボランティアセンターにおきましては、災害ボランティア研修や災害時の地域における助け合い等を考えるボランティアの集いを実施しております。その際にこどもの居場所運営団体も参加して災害時対応について学ぶとともに、地域のNPO団体やボランティア参加者との顔の見える関係づくりを行っております。

災害時においては、まずは自身や家族の安全確保を優先していただくことが重要です。それから、活動の再開について、被災状況等も踏まえまして安全に活動が再開できる段階になってからということが前提にはなりますけれども、被災後において子供たちが集まれる居場所をつくることで心身の安定につながることも期待できます。

引き続き、こどもの居場所運営団体同士の交流会等の機会を捉えまして、災害時の対応について情報提供を行うなど、災害の備えとの意識を高めていただけるような働きかけを行っていきたいと考えております。

- 分科員（さとうまちこ） 能登でも日頃から連携があったからスムーズに居場所が確保できたというふうに聞いております。特に津波の被害などありそうな地域については重点的に連携を進めていくようお願いいたします。

次に、スマートフォンの適切な利用についてです。

先日、スマートフォンの使い方をテーマに布引中学校で中学生と高校生が話し合うフォーラム

が開催されましたが、私自身も現地で見せていただきました。本当に、身近な年齢の高校生から学ぶことは非常に有意義なフォーラムでありましたので、取組を聞く予定でしたが、ちょっとお時間がないので——今後もネットで知り合った大人が信用できるのかとか、特殊詐欺の誘いであるとか、そういったことも教育委員会と連携しながら取り組んでいただきたいというふうに思います。

そして、いつも言ってることなんですが、未就学児の人権を守ることについてです。

これまで何度も申し上げているんですけども、文部科学省も生命（いのち）の安全教育として各段階別の動画を作成しており、ぜひこれも御活用いただきたいというふうに思っております。

今、バウンダリーという言葉がありまして、それはやめてほしいとか、それは好きではない、距離を取ってほしい、それはバウンダリーだからということで、これをリズムカルに子供たちに復唱させているという動画もありました。これは嫌いな人であったり、知らない人など、好きな相手であっても、ときと場合で変わることがあります。自分も嫌と言っていいし、相手の嫌も尊重しなければいけない。言葉にして伝えることが大切で、それが人権の尊重となり、自分自身を守ることにもなりますので、ぜひバウンダリーについても御研究いただいて取り組んでいただけたらというふうに思います。

もう1つ、神戸にも外国人住民が増加する中、不就学児童もいるというふうに聞いております。

こちらも就学前に把握できるような対策のほうをお願いできたらと思います。

すいません。以上です。ありがとうございました。

○主査（松本のり子） お疲れさまでした。

委員の皆様申し上げます。

この際、約20分間休憩いたします。

午後3時30分より再開いたします。

（午後3時10分休憩）

（午後3時30分再開）

○主査（松本のり子） ただいまから予算特別委員会第3分科会を再開いたします。

休憩前に引き続き、こども家庭局に対する質疑を続行いたします。

香川委員。

○分科員（香川真二） よろしくお願いいいたします。

まず、今日インクルーシブ保育の話を見せていただきたいと思うんですけど、ちょっとお礼も先に言わせていただきたいなと思ってんですけど、医ケア児の保育所等の受入れ、今回1施設また増えて22施設になられたということで、皆さん多分——22施設が多いのか少ないのかっていうたら、判断がどうつくかどうか分からないですけど、これかなり多い数字だと思っております。こんな自治体多分ほぼないんじゃないかなと思うんですよ。

統計学的に言っても発生頻度というのは医ケア児というのは1,000人に1人ぐらいなので、大体0から15歳ぐらいの子供が15万人ぐらいいたら150人ぐらいの子供なんですよね。そのうち0歳から5歳といたら3分の1ですから、大体50人弱ぐらいだと思うんですよ——今ちょっと実数は把握してないんですけど。その50人ぐらいの子供に22施設、さらに複数受け入れしているところもあるということで、ほぼ全ての子供が受けれるぐらいに近いところの施設を確保されたというのは、本当にありがとうございます。

ということで、次の話題にもいきたいんですけど、発達障害の子供さんの保育ということで、私のほうには、今お母さんのほうからいろいろお話を伺うことが多いんですけど、昨年8月か7月ぐらいにですね教育委員会の管轄なんですけど、公立の幼稚園閉所をするということでいろんな説明会が開かれたんですね。そのときお母さんたちが一番心配されてたのは、発達障害の子供さんの受皿というのがやっぱり公立の市立の幼稚園になっていたのが、それがなくなるっていうのはすごく心配されてました。

その中の理由としては、私立の保育園、幼稚園が発達障害の子供さんの受入れを拒否してるっていうふうな実態があるんだということをお聞きしまして、1人のお母さんがSNSを通じて、お母さんからいろんな意見を聴取したっていうのを調べていただいて私いただいたんですね。

ちょっと例を紹介すると、幼稚園の見学のときにオムツすら外れてないあなたの子供を受け入れたら先生が大変になるとわかりますよねと遠まわしに入園拒否をされるとか、幼稚園の入園案内には発達に難のある子供は受け入れられませんというふうな記載がありましたというふうな—ちょっと幾つかあるんで、ここ2つだけ挙げておきますが、そういった実態があるということなんですが、私もこれについては、ぜひとも幼稚園、こども園等にしっかり理解していただいて受け入れてもらいたいという気持ちを持ってるんですけど、この委員会でもこういう話を聞きたいなと思ってたところ、昨年12月にこども家庭庁が通知文を自治体に出されてると思うんです、これは新聞報道なんですけど。

障害の子供さんの保育時間の調査や受入れの制限等がないかっていうのを、1月ぐらいには自治体で確認をしてくださいというふうな通知があったので、その辺も含めて、こういった受入れ拒否、特に障害を理由にしたような受入れ拒否というのがこの神戸市でどのようにあるか、把握しておられたら教えてください。

○中山こども家庭局長 まず、民間施設における障害児の受入れ状況から少し御説明させていただきます。

本市では、障害児を受け入れる私立の保育園等に対しては、すこやか保育制度で保育士加配のための補助金を支給しております、令和5年度におきましては216施設が補助対象となっております。

一方、私立幼稚園における障害児受入れに対しましては、私立幼稚園を所管する県が補助金を支給しておりますけれども、関係団体からは、令和5年度において市内96園で約1,000人の発達が気になる子供の受入れを行っているというふうに伺っております。

国の法令上、各施設は利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないとされており、この応諾義務は、私学助成幼稚園以外の全ての公立・私立施設に課されたものでございます。

各施設へはこうした趣旨につきまして、園長会等の機会を捉まえて周知徹底を図っているところでございます。

御指摘のような事例というのは、私どものほうに直接お伺いしたということではありませんので、その件については承知はしておりませんが、受入れ拒否について、保護者から申出があったときは、区役所と連携しながら、まずは園に状況を確認し、受入れを拒否している事実が確認できれば必要に応じ、指導等を行うこととなります。

引き続き公私が連携をいたしまして、保育環境の充実や施設の対応力向上に取り組みまして、発達が気になる子供も含めて、全ての子供たちを共生社会の担い手として育むことによりインク

ルーシブ保育を推進してまいりたいと考えております。

- 分科員（香川真二） ありがとうございます。私も次男、障害の子供いるんで、保育園等に預けていたことがあるんですけど、今からもう13～14年前ぐらいになるんですけど——預けていたのは——時間は短くしてくれという話がありましたね。やっぱり保護者ってそういったところに主張できなくて、預かっていただいているっていうふうなやっぱりちょっと弱い立場でもある。そのときは、もう私もこんなに主張する人間ではなかったんで、預かってもらってありがとうございますみたいない感じだったんですよ。

でも、よくよく考えたら、そういった障害を理由に受入れを制限されたりというのは、やっぱり差別的な対応だというふうに捉えますので、そういうことがないようにぜひしていただきたいなと思いますし、受入れ自体を拒否しているわけではないんですけど、例えば時間が短いっていうことは結構あると思うんですね。3時までには迎えに来てくださいねとか、あとはお母さんも一緒に登園してくださいって、こういう事例もあるんですよ。そういうちょっと人手不足のところをカバーしてくださいみたいなところもあるんで、いろんな形で障害を持った子供さんのお母さんに負担かかってたりとかすることがありますので、そのあたりもしっかりと見ていただきたいなと思います。

先ほど局長、指導もつていうことなんですけど、私、福祉施設、今やってるんですけど、福祉施設だとかこういう障害を理由に受入れ拒否した場合は、かなり厳しいペナルティを与えられるんですよ。いわゆる指定取消しぐらいの処分になる可能性もあるんですけど、何か指導つていうのはどんな形があるのかとか、もしくは、やろうとされてるのかとか、何か方針があれば教えていただきたいと思うんですが。

- 中山こども家庭局長 少し繰り返しになりますけれども、やはりまずどうして受入れができないかということについて、園側にしっかりと御事情をお伺いすることが必要だと思っています。

1つは国が応諾義務を免れる正当な理由というところにつきましては具体例を挙げていまして、例えば利用定員に空きがない場合であるとか、定員を上回る利用の申込みがあった場合であるとか、その他特別な事情として、特別な支援が必要な子供の状況と施設・事業の受入れ能力・体制との関係上受入れが難しい場合ですとか、エリア外である場合だとか、そういった具体的な事例が掲げられておりますので、そうした事情に該当しないのかということについてしっかりと伺いして、必要な場合につきましては法定で定められている応諾義務でございますので、それを拒んではいけないということで強く指導を行うということでございます。

- 分科員（香川真二） 分かりました。指導してもらったからといって、じゃあ受け入れてくださいよって言って受け入れてもらうお母さんも、そんな無理くり言われて、なんか受け入れてもらうっていうのもなんか子供が人質に取られてるみたいで嫌な気分ですから、そこは多分、皆さんうまいことやっていただけたらと思うんですけど、その課題っていうのがしっかりあってということであれば、解決してあげるような政策をしていただけたらと思いますので、頭ごなしというのはちょっと保育園側のほうも嫌がったと思いますので、よろしく願いいたします。

では次、西区の児童の虐待死亡事案のことについて質問させていただきたいと思うんですけど、私、西区の議員団の会議のときでも区役所の方から説明を受けて、本当驚いたんですけど、当時、西区の新規の虐待の通告受理件数というのが1年で200件あると聞いてます。新規が200件なんですよ。既存の対応もされているから、恐らく200件以上の対応をされているんだと思うんですけど、当時専任の職員が2名だったということで、私、令和5年の決算特別委員会でも質問させ

てもらったんですけど、配置の見直しというのをしないと、これはもう本当に現場の職員さん、パンクしてるんじゃないかなと思ってます。

今回1人ずつ、東灘・垂水・西区ということで増員していただけるということなんですが、増員していただくのはもちろんありがたいんです。ただ、こういう問題っていうのを考えるときに、やっぱり増員したからもう解決したよねっていうんじゃないくて、本来は虐待事案が起らないような体制を取るとというのが目標だと思うんです。でもそれがすぐにはできないから1人増員したっていうふうな考え方で解釈しています。つまり、虐待事案が起らないでいいような体制っていうのをしっかり把握しておられるんかどうかっていうのが知りたいんですよ。

つまり、今、200件の新規案件があって、既存の件数まであったら何百件あるかちょっと把握はしてないんですけど、1人のケースワーカーの方が1年に何件ぐらい処理できるのかということ把握して、それで逆算して、本来は人数を割り当てていくべきだと思うんですけど、このあたり実態のところとか、今後の方針について教えていただきたいと思います。

○丸山こども家庭局副局長 本市におきましては、虐待対応については区役所、児童相談所、それから民間の児童家庭支援センター等、関係機関がそれぞれの機能、役割、権限を生かして予防と再発防止、早期発見も含めまして対応を行っているところでございます。

各区の虐待対応につきましては、専任職員2名と地区担当保健師が連携して対応しております。また、これ以外にも必要に応じまして区役所の関係課、例えば生活保護担当や障害担当など、チームで対応してございます。

また、区長をトップとしました区こども家庭支援室を各区役所支所にプロジェクト組織として設置をしております。また、緊急事案にも、また平常時、継続事案にも関わるタイミングで援助方針会議等を行いながらチーム対応を行っているところでございます。

また、神戸市児童虐待死亡事例検証委員会の今回の報告書におきまして、区役所の虐待対応職員の増員について提言をいただいております。

特に児童人口が多い3区につきまして、虐待対応職員を増員するものでございますが、これ以外にも本庁のほうに虐待担当を行う係長1名を配置し、また児童相談所の職員も3名増員をして、区を支援する体制の強化も図ることとしております。

国の新たなガイドライン、示されたガイドライン、これは我々が実施しております先ほどの区のこども家庭支援室を国が示す新たなこども家庭センターという新たな創設される機能、これを区こども家庭支援室が満たしているということで実施はしておるんですけども、このガイドラインでは、児童人口に応じた職員配置という考え方が示されておりますので、これに基づいて我々今後の増員の効果や虐待対応業務の進め方を検証していきたいと考えております。

○分科員（香川真二） 実際、ガイドラインというのはあると思うんですよ、僕もそれは。

ただ、現場のやっぱり声というのが一番大事だと思います。今回専任で2名の方おられたと思うんですけど、一番つらい思いされたのは、このお二人でしょう。だからこのお二人からしっかりとそのときの状況を聞いて、例えば、おうちに行きたかったりとか、いろんなところのケアをしたかったんだけど、ほかの対応もあって行けなかったんだとかというのであれば、もうマンパワーでカバーしないといけないと思うんですよ。

それがガイドラインを超えてでも、やっぱり命を守るほうが優先だと思いますんで、そこら辺はぜひ把握していただきたいなと思いますし、少し余裕があつていいんじゃないかなと思うんですけど、ここは。

1年に200件といったらほぼ毎日新規案件があるっていうぐらいのレベルですから、それに対して、今日はなかったねというのはあるかもしれないし、今日は3件あったねっていうときもあると思うんですね。少し余裕のある体制をつくっておいて、いろんなことに想定できるような仕組み、先ほど言われたようないろんな方がカバーに来れるような仕組み、そういったものと二重で命を守っていただくような体制をつくっていただきたいと思いますので、今後もどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○主査（松本のり子） お疲れさまでした。

次に、平野章三委員、発言席へどうぞ。

○分科員（平野章三） 各都市のいろんな施策の中で、大きなプロジェクトとか、それぞれの都市の特色があると思うんですけど、こういう子育てとかそういう問題は、やっぱり全市皆同じようなレベルで動いて、その中で特色を出しているという——市単で、どんどんサービスしているというのがあるんですが、近隣と割と比較をすると分かりやすいんで、私は垂水なんで、明石がうるさくて仕方ない、明石の人とか、垂水の人でも明石は子育てすごくええよと、育てやすいよと言う。何かと思うんですけど、例えば、明石やったら子育て支援、5つの無料化とかいうようなことで、18歳までの医療費とか第2子以降の保育料、それから満1歳までのオムツ、中学校給食、市民プールとか、こういう何かぽんと出してるんですね。

これが神戸市の場合は、例えば、給食費半額助成とか、所得制限——入院は無料で外来は一部負担——どこが違うかなと思って、ちょっとそちらのほうで出してもらった比較、神戸市と明石、これを見ると分かりやすいんですけど、神戸市と明石の比較をしたら、かなり負けてへんと思うんですよ。

何が違いかなという、全部これ結構いい線いってるなど。でもなんか言われると、明石は住み心地いい、子育てにはいいと言われると、なかなか反論できてないんですよ。これ、政策と政治の違いかなと。

やっぱりインパクトを持っていくのがいいのか、私は何でも無料にしたらいいとは思わない。だけど、同じ努力をしていて、インパクトがなくて非常に評価されない、その辺のところの考え方ちょっとお聞きをしたいんですけどね。

○中山こども家庭局長 なかなか神戸がやっている事業はなかなか理解をしていただけてないというのがこれまでの評価ではなかったかというところもあります。

ただ、近年、やはり児童館ですとかこべっこランドとか、あるいはこべっこウェルカム定期便、高校生通学定期、こういった全国で、他の大都市ではやっていないような事業というのもやってきているということでございます。

こうしたやはり神戸の魅力を伝える、神戸ならではの強みを生かした子育て支援施策というのはもちろん大事でございますし、あわせて、やはり子育て支援の施策というのは、希望する誰もが安心して子供を産み育てられるように切れ目なく子育てを支え、どのような状況にあってもやはり子供が健やかに成長できる環境を総合的に整えていくということが重要だというふうに考えております。

令和7年度におきましても、昨年度思い切った予算を投じましたこべっこウェルカム定期便、あるいは高校生通学定期券のさらなる拡充も含めまして、総合的な子育て施策を盛り込んでいくところでございます。

冒頭でも少し御説明しましたが、新聞社が実施をいたしました共働き子育てしやすい街ランキ

ングというので全国1位というふうになりました。これはやはりこれまで多くの関係者と共に積み上げてきたものが評価をしていただいたのではないかというふうに思っています。

その際の記事には、経済的な負担の軽減に力を入れる自治体が多くある中で、他の自治体との違いを出すためには一段と総合力が問われるようになったというふうにされています。

本市の子供施策の広報強化につきましては、こどもっとKOB Eのブランディングの下で、町なかのサイネージですとか、地域の掲示板、新聞広告やSNSなど、日常的に認知度を高め、イメージの定着を図ってきておりまして、このたびのランキングの評価も積極的に活用し、訴求力のあるアピールに一層取り組みたいと考えております。

その1つとして、地下鉄でもラッピングのこどもっとKOB E号というのを走らせていただいております。この車内では、神戸ならではの特徴的な子育て施策に絞った分かりやすい発信を行っております。

ランキングの位置については、我々だけではなくて、保育とか教育の関係者も非常に、自分たちの取組が評価がされたということで大変喜んでいただいております。保護者会でもお話しいただいたり、1位のステッカーの掲出などにも御協力いただけるなど、官・民が協力して神戸の子育て支援をアピールできる好機というふうに考えております。

こうした取組をする中で、先日の子ども・子育て会議では、市民の委員の方から、2～3年前に比べて最近では神戸も子育てしやすい、結構手厚いと話題になることが多いというふうな御発言もありましたので、少しずつこうしたことも伝わって、広がってきているのではないかと考えております。

こうしたことを含めまして、やはり子育ての支援、切れ目なくするというのを大切にしながら、神戸ならではの施策のPRに努めていきたいと考えております。

○分科員（平野章三） 悪くは私は感じてないですけど、さっきも二度出たんですが、切れ目なくて、もうずっと以前から——切れ目ない施策というのはやめたらどうやと。結局、切れ目がなくやってる言うてもちょっとずつ増やしていってるとかいうケースがあって、何の意味があるんやと、切れ目。要するに、インパクトが全然ないんですね。だから私はもう切れ目ないという言葉はやめたほうがいいかなと、これ、誰の提案なんですか、市長ですか、やっぱり。

○中山こども家庭局長 この切れ目なくというのは、いろいろなところで言われているというふうに思います。

やはり子育てというのは、子供が成長して自立するまで続きますし、負担感や悩みというのは人によって、子供の年齢によって多岐にわたります。やはり困ったときのセーフティーネットが複層的に機能していくということが1人1人の子育ての安心につながり、子供や当事者の命や心を守っていると思っておりますので、やはりなかなか、切れ目のない支援というのは、そうした大切な意味合いがあるのではないかと考えております。

○分科員（平野章三） いや、もう切れ目のない支援という、切れ目のないという言葉がメインになってしまってるんですよ。だから何がやりたいかというのがメインになくて、それが私はちょっと一番問題かなと思うんで、もっと中身のインパクトのある抑揚をつけてやっていただくほうがいいかなと。

学童保育は前にもちょっと教育の学習支援という形でお願いして、かなり頑張り過ぎるぐらいやっていただき——かけてるのかなと思うんですけど、この学習支援には私は重点的に置いてもらいたいと思うんですが——ちょっとどう言うんですか、教育委員会の——やっぱり学力テスト

を全部やっていますよね。あの結果は絶対公表しないんですよ、あれ公表したら大混乱起きます。それぐらい、例えば神戸市の中でトップレベルと、そうでないところの差というのは全国の中でも珍しいぐらいの差があるんです。そういうのを公表するとすごい大きいんですが、少なくともやっぱり何を重点に置くかということは、やっぱり底上げやと思うんです。

どの地域もどの学校も同じように、あるいは学童もどの学校も同じようにということじゃなしに、やっぱりもうちょっと、前も言ってるように重点的にするためには、教育委員会のそういうデータをもらうべき、あるいは知るべきじゃないかなと。それによって、重点地域とか、いわゆる学年とか、いろんなやり方があるんで、同じ学習支援でも——ちょっとその辺はどんな状況でしようか。

○**岩城こども家庭局副局長** すいません、今回、委員御指摘の研修をさせていただきました、いろいろ研修後に学童保育職員が子供たちと共に自主学習のテーマ選定を考えたりとか、少人数の子供同士の勉強グループを立ち上げて、毎週大学生と共に子供たちが苦手な分野の覚え方を考えるといったそういった取組の事例が出てきているということですので、今後、教育委員会と一層連携をしながら、学童の施設職員の対応力の向上を図りまして、地域人材の活用、そして地域実情に応じて工夫をしている事例を横展開をしながら、学習支援も充実していきたいですし、実際に教育委員会とも連携をしながら一緒に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。以上です。

○**分科員（平野章三）** 学力の状況を調べて——教育委員会は全部持っとなですよ。それによって、この地域とか、この学年弱いとか、全部出てくるんですよ。そういうのを重点にやったほうが同じ投資効果でも内容が違うと思うんですよ。今、なかなか教育委員会、点数一切見せない——歯科でもフッ素のあれでもやっぱりデータ出とるんですよ。その地域だけを重点的にようさん入れようということもあるんで、ちょっとその辺、十分考慮していただけたらと。よろしく。

○**主査（松本のり子）** お疲れさまでした。

次に、上原委員、発言席へどうぞ。

○**分科員（上原みなみ）** まず、谷上フリースペースの活用方法についてお聞きします。

駅前のにぎわいづくりとして、谷上駅前の谷上フリースペースは一定の役割があるとは思いますが、利用者数の推移を見てみますと、令和6年の1月の事業開始から5月の314人をピークに、特に11月から1月にかけては2桁台に落ち込んでおり、新規の利用者数も少なくなっています。

この利用者数激減の要因についてどのように分析をされているのか。

また、今後の利用者、特に新規利用者を増やす取組についてどのように進めていくのか、伺います。

○**丸山こども家庭局副局長** 谷上駅前のフリースペースについてですが、駅前に若者の集まる空間を創出して、まちのにぎわいづくりにつなげることを目的として令和6年1月より開設してございます。

開設当初と比較しますと御指摘いただいたとおり利用者数が減少しておりまして、これは開設当初近隣に住んでいた中学生がグループで頻繁に御利用いただいていたことが、卒業により利用者の入れ替わりがあったことも影響していると考えております。

このほか、利用者は学校帰りに誘い合っってここを利用されるということが多いという状況がありますので、長期休暇中ですとか部活動の大会の前夜、それから受験期と重なると利用者数が減

るなど、時期による変動も一定あると分析をしております。

また、利用者属性を見ますと、リピーターの割合が高くなっていることから新規利用者数を増やしていくことが今後重要だと考えております。

- 分科員（上原みなみ） やっぱり時期と季節柄ということもあるという御答弁でしたけれども、前年同月比よりの3分の1以下になってますよね。ですから、かなりやっぱり要因としては分析不足だと私は思います。

神戸市は谷上フリースペースの賃料として年間400万円支出していますから、例えば、月平均100人の利用者があったとしても、1人当たり3,333円、1回当たりかかっていることになります。しかも新規利用率の平均が15%なので、例えば、月6回利用する中高生1人当たりに市は2万円負担していることになって、あまりにも支援が限定的になってしまいます。

インスタグラムで開催日時を告知されていますけれども、フォロワーが400人余りしかいません。そして一般的な検索ワードである谷上で検索しても出てこなくて、残念ながら失敗に終わった谷上プロジェクトがまだ表示される状態です。

どうしても本市が2,675万円のふるさと納税を使って支援した谷上プロジェクトの尻拭いをしているようにしか見えないので、最低でも利用者数の実数が月平均200人にはなるように取り組んでいただきたいと、こちらは要望しておきます。

次に、まちなか自習室に対する協力店舗への後押しについて質疑します。

令和7年度の新規事業として、カフェなどの空き時間を利用した中高生の自習スペース、まちなか自習室に取り組むということに対しては、全国的にも先駆的であり、政令市としても初のことで期待をしております。

予算2,000万円で委託事業者が30店舗以上の協力店舗を開拓すると聞いていますが、まず想定する場所や予算の使い方などのプランについてお伺いします。

- 中山こども家庭局長 このまちなか自習室の実施場所のイメージでございますけれども、学校の立地とか通学に利用する駅など、中高生のアクセシビリティや入りやすい雰囲気、自習に適した設備などを考慮する必要がございます。これらの条件を備えたカフェやコワーキングスペース、ショールームの空きスペースなどに対して、協力の働きかけを予定しております。

また、本業務の予算の使い方ということでございますけれども、本業務の運営につきましては民間事業者への委託を予定しており、今後プロポーザル方式で事業者を選定いたします。具体的な予算の使途につきましては、事業者からの提案に基づいて決定することになりますけれども、協力いただく店舗等へのインセンティブも含めた店舗開拓に係る経費のほか、中高生の利用登録時に必要となるシステムの整備や広報等の活用を予定しております。

- 分科員（上原みなみ） 中高生が使いたい時間帯って、やっぱり放課後とか休日になりまして、例えばカフェでいうと、空き時間は普通ありませんので、営業時間中はちょっと考えにくいと想像してしまいます。

一方で、飲食店の中でもアイドルタイムがあるというのはレストランであって、その場合14時までのランチを終えて14時半ぐらいからディナーまでの間大体17時ぐらいまでの時間帯になると思います。

お店ではその時間ホールでいうと掃除とか、あと片づけ、キッチンがディナーの仕込み時間であり、お客さんがいないといっても、自習で使ってもらうには店舗側からすると、煩わしさが伴います。

そこで場所を提供する飲食店も自習する子供たちもウィン・ウィンになる取組として、例えば、お店の清掃を15分間手伝った子は席を無料で使えるようにするとか、カフェメニューを一杯もらえるなどの仕組みにすれば、協力店が増える可能性があるのと同時に、生徒の社会性を身に着ける取組にもなると考えますが、御見解を伺います。

- 丸山子ども家庭局副局長 本事業は基本的に店舗等の営業時間にスペースの一部を御提供いただくものでありますので、多くの店舗に御協力いただくためには、メリットも感じられるような仕組みが必要だと思っております。そのため丁寧に説明をし、営業に支障なく、快く子供たちを受け入れてもらえることが重要と考えております。

昨年、協力いただけるカフェで試行実施をしましたが、その際は平日の集客に苦戦しているのでちょうど中高生にカフェのことを知ってもらいたいので協力したいというお声をいただき、参加を承諾いただきました。そこで15日間で80名以上の利用がありましたので、終了後も事業協力に前向きな店舗側のお声をいただくなどしておりますので、今後、飲食店も含めて御協力いただける場所あるのではないかと考えております。

御提案いただきました社会性を身につける取組につきましても、他都市の先行事例においても、高校生がスペースの提供のお礼に店舗のSNS広報手伝うといった動きも出ていていると聞いておまして、どのような形になるか分かりませんが本事業についても中高生が社会性を身につける機会にもなるよう取り組んでまいりたいと考えております。

- 分科員（上原みなみ） 似たような取組で、令和2年度末に本市がスペースシェア事業者と連携した飲食店の空き時間・スペースをテレワーカーに提供するという実証事業がありましたが、利用実績が2か月で18件しかありませんでした。

成功させるには単に委託事業者の利益になる事業ではなく、協力店舗にとってもメリットがある仕組みが必要だと考えます。

協力いただける店舗に対しては、本市としても、例えば店舗に貼れるステッカーを配布するなど、協力いただいていることをPRすることと、また、中高生に対しての広報が重要と考えますが、いかがでしょうか。

- 丸山子ども家庭局副局長 これまで店舗側へのヒアリングからも中高生世代にお店を知ってもらうことや子育て支援に貢献している店舗だというふうに認知されることは非常に期待することだというふうな声を聞いております。

そこで、市のホームページやSNS等を通じた協力店舗の紹介ですとか、御提案のような店舗に掲出できる広告、協力店舗等のPRにつながるような広報も検討していきたいと考えております。

また、本事業を運営する委託事業者の選定に当たっても、店舗等の開拓方法として、店舗等がメリットを感じられる提案を求めているところであります。ですので、店舗や企業側の様々なニーズを把握した事業者の提案も踏まえまして、今後御協力いただける店舗等の拡大や継続的な協力につながるような仕組みづくりを検討してまいりたいと考えております。

- 分科員（上原みなみ） 外から見て、やはりこの店舗がそういう協力店舗なんだなというふうに分かることというのがやっぱり中高生にとってはすごく大事だと思います。

他局の事業で、参加店舗のポスターやステッカーを作っているのがあったんですけど、お店の雰囲気非常に合わなくて——やっぱりお店ってすごくおしゃれな感じにつくられている飲食店が多いので、もうどうしても貼らないといけないということでトイレにしか貼られてないという、

そういうのを見たことがあるんです。

ですので、やはりイメージに合うような、お店の雰囲気を崩さないようなステッカーやポスターっていうのを、ぜひ検討していただきたいと思います。以上で終わります。

○主査（松本のり子） お疲れさまでした。

以上で、こども家庭局関係の質疑は終了いたしました。

当局、どうもお疲れさまでした。

○主査（松本のり子） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

長時間の審査、お疲れさまでした。

委員の皆様に申し上げます。

当分科会の審査は本日をもって終了いたします。

本日までの間、当分科会の運営に各段の御協力をいただき、ありがとうございました。

なお、来る13日から委員会審査に入りますが、13日は市長、副市長等に対する総括質疑を午前10時より、議場において行いますので、よろしく願いいたします。

本日はこれをもって閉会いたします。

（午後4時6分閉会）